

令和8年度予算案・令和7年度補正予算 経済産業省 地域関連施策のご紹介

2026年2月18日

経済産業省東北経済産業局

注意事項など

- 本日まで説明差し上げる内容は、現時点で予定している事業内容となります。事業の詳細を検討していく中で変更が生じる可能性もありますので、公募時の資料（公募要領等）をよくご確認くださいませますようお願いいたします。
- ご紹介する事業のうち、令和8年度当初予算案の可決・成立が前提となっている事業もございます。今後の国会審議次第では事業内容等が変更される可能性がありますので、予めご了承ください。
- 本説明会では質疑の時間は設けません。後日、説明資料と担当課室一覧をホームページへ掲載しますので、事業の詳細を確認されたい場合は、担当課室までご連絡をお願いいたします。

ご紹介内容

◆ 設備投資

生産性向上や省人化・省力化に資する投資等への補助

◆ IT、研究開発

業務の効率化やDXの推進、セキュリティ対策に向けたITツール等の導入や、産学官連携による研究開発を支援

◆ 小規模事業者支援、海外展開、事業承継

国内外の販路開拓支援、事業承継時の投資や専門家活用等の補助

◆ 省エネルギー、サーキュラーエコノミー

省エネ効果の高い設備への入替の補助や、資源の有効利用と経済成長の両立に向けた取組を支援

◆ エッセンシャルサービス、人材、税制、支援機関

小売・卸売、医療・介護等、生活必需品の産業の効率的運営や、人材の確保、設備投資等における税制優遇策のほか、各支援機関を紹介

ご紹介内容

◆ 設備投資

生産性向上や省人化・省力化に資する投資等への補助

◆ IT、研究開発

業務の効率化やDXの推進、セキュリティ対策に向けたITツール等の導入や、産学官連携による研究開発を支援

◆ 小規模事業者支援、海外展開、事業承継

国内外の販路開拓支援、事業承継時の投資や専門家活用等の補助

◆ 省エネルギー、サーキュラーエコノミー

省エネ効果の高い設備への入替の補助や、資源の有効利用と経済成長の両立に向けた取組を支援

◆ エッセンシャルサービス、人材、税制、支援機関

小売・卸売、医療・介護等、生活必需品の産業の効率的運営や、人材の確保、設備投資等における税制優遇策のほか、各支援機関を紹介

中堅等大規模成長投資補助金 (中堅・中小・スタートアップ企業の賃上げに向けた省力化等の大規模成長投資補助金)

令和7年度補正予算額 4,121億円

経済産業政策局 地域経済産業政策課

事業目的・概要

事業目的

地域の雇用を支える中堅・中小企業が、足元の人手不足等の課題に対応し、成長していくことを目指して行う大規模投資を促進することで、地方の持続的な賃上げを実現する。

事業概要

中堅・中小・スタートアップ企業の持続的な賃上げや事業成長等を目的として以下の取り組みを行う。

① 中堅・中小・スタートアップ企業の賃上げに向けた省力化等の大規模成長投資補助金

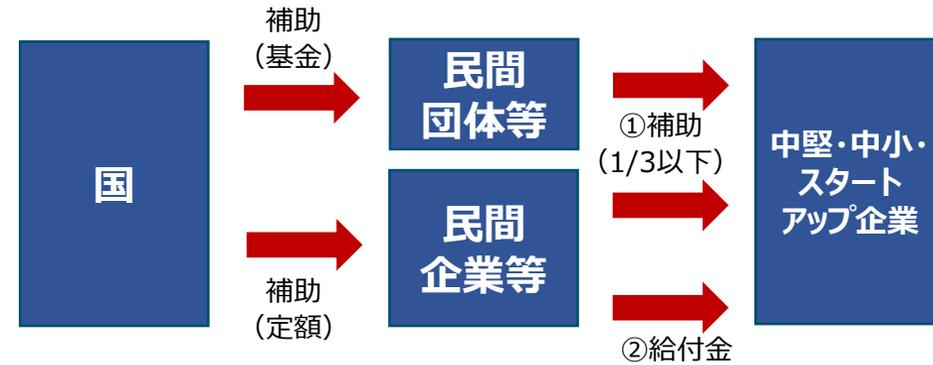
人手不足に対応するための省力化等による労働生産性の抜本的な向上と事業規模の拡大を図るために行う工場等の拠点新設や大規模な設備投資に対して補助を行う。

新規公募分として基金2,000億円を措置し、100億宣言企業向けに、うち1,000億円程度を確保。

② 地域企業経営人材確保支援事業給付金

着実な事業成長等を実行可能な経営体制を整備するため、転籍・兼業・副業・出向等により大企業から経営人材を受け入れた場合に、給付金を支給する。

事業スキーム (対象者、対象行為、補助率等)



- ① 大規模成長投資補助金：補助上限額50億円
※新規公募分：投資下限額20億円 (100億宣言企業は15億円)
- ② 地域企業経営人材確保支援事業給付金：
※転籍の場合：給付上限額 最大450万円 (地域によって変動)
兼業・副業・出向の場合：給付上限額 200万円

成果目標・事業期間

① 中堅・中小・スタートアップ企業の賃上げに向けた省力化等の大規模成長投資補助金：

大規模投資を通じた労働生産性の抜本的向上と事業規模の拡大により、対象事業に関わる従業員の1人当たり給与支給総額の年平均上昇率が一定以上の伸び率を実現する。

② 地域企業経営人材確保支援事業給付金：

当該事業により経営人材を確保した中堅・中小企業が、確保前の想定を上回る企業成長を達成することを目指す。

中堅・中小・スタートアップ企業の賃上げに向けた省力化等の大規模成長投資補助金

中堅・中小・スタートアップ企業が、持続的な賃上げを目的として、足元の人手不足に対応した省力化等による労働生産性の抜本的な向上と事業規模の拡大を図るために行う工場等の拠点新設や大規模な設備投資に対して補助を行います。

| 項目 | 内容 |
|-----------|---|
| 1 補助上限額 | <u>50億円</u> （補助率 <u>1/3以下</u> ） |
| 2 補助事業期間 | 原則として、 <u>交付決定日から最長で2028年12月末まで</u> |
| 3 補助対象者 | <u>中堅・中小・スタートアップ企業（常時使用する従業員数が2,000人以下の会社等）</u> ※単体ベース ※一定の要件を満たす場合、中堅・中小・スタートアップ企業を中心とした共同申請（コンソーシアム形式：最大10者）も対象 ※みなし大企業は補助対象外 |
| 4 補助事業の要件 | ① <u>投資額20億円以上</u> （ <u>専門家経費・外注費を除く補助対象経費分</u> ） ※100億宣言企業は <u>投資額15億円以上</u> ② <u>賃上げ要件</u> （補助事業の終了後3年間の対象事業に関わる従業員等1人当たり給与支給総額の年平均上昇率が <u>5.0%以上</u> （100億宣言企業は <u>4.5%以上</u> ）） ※持続的な賃上げを実現するため、補助金の申請時に掲げた賃上げ目標を達成できなかった場合、未達成率に応じて補助金の返還を求める（天災など事業者の責めに帰さない理由がある場合を除く。事業者名は公表しない） |
| 5 補助対象経費 | <u>建物費</u> （拠点新設・増築等※）、 <u>機械装置費</u> （器具・備品費含む）、 <u>ソフトウェア費</u> 、 <u>外注費</u> 、 <u>専門家経費</u> ※本社機能の一部移転・新設を含む |
| 6 審査方法 | 一次審査（書類）、二次審査（ <u>外部有識者へのプレゼンテーション</u> ） 【審査項目】① <u>経営力</u> ② <u>先進性・成長性</u> ③ <u>地域への波及効果</u> ④ <u>大規模投資・費用対効果</u> ⑤ <u>実現可能性</u> |
| 7 スケジュール | <u>公募期間：2026年春</u> |

想定する採択事例のイメージ

不透明な投資環境の中で、地域に波及効果を生み、また、よりリスクを取って大規模な投資を行う取組を後押しするべく、以下のような事例を想定して、採択上の優遇措置等により、政策的な観点から重点化を行うことを検討中です。

詳細については、公募開始時にお知らせします。

(事例のイメージ)

- 社会課題の解決と新市場の創出に資する革新的な製品・サービスを開発し、グローバルに事業展開するスタートアップが、製品等の量産に向けた大規模な投資を行う場合
- 地域の産業クラスターの形成につながるよう、地域の産業集積形成に資する大規模な投資を行う場合
- 産業用地が不足している現状を踏まえ、土壌汚染対策を行いながら、既存の工場跡地を活用する形で大規模な投資を行う場合
- 従業員のウェルビーイングや地域活性化の観点等も踏まえ、本社機能の地方移転を伴う大規模な投資を行う場合
- 事業者が大規模投資を行う際に、取引金融機関が事業の成長性やリスクを織り込んだ融資判断を行ったり、一般的な融資に留まらない手法（エクイティやメザニンの活用等）を事業者側に提案したりするなど、主体的に投資計画にコミットしている場合
- 現在中小企業である者が、投資の拡大・事業のスケールアップ等を通じて、本補助事業完了後3年以内に「中堅企業」になることを対外的に宣言する場合

中小企業生産性革命推進事業

令和7年度補正予算額 3,400億円

(1) 中小企業庁 経営支援部 経営支援課

(2) 中小企業庁 経営支援部 イノベーションチーム

(3) 中小企業庁 経営支援部 小規模企業振興課 (4) 中小企業庁 事業環境部 財務課

(5) 中小企業庁 経営支援部 経営支援課、海外展開支援室、事業環境部 財務課、長官官房 総務課

事業の内容

事業目的

中小企業・小規模事業者は、物価高や米国関税による貿易環境の変化、過去最高水準の最低賃金引上げ、人手不足等の課題に直面している。それらに対応するためには、中小企業・小規模事業者の「稼ぐ力」を抜本的に強化し、持続的に賃上げを実現していく必要がある。そのため、中小企業・小規模事業者の設備投資等を通じた生産性向上を促進するとともに、生産性が高く一定規模の事業者をターゲットとした大胆な設備投資・付加価値創出を促すための切れ目のない支援を行う。加えて、事業環境の変化による影響を受ける中小企業・小規模事業者に対する総合的なソフト支援を実施する。

事業概要

成長志向の中小企業による飛躍的成長や中小企業・小規模事業者の生産性向上を実現するため、以下の事業を実施。

(1) 中小企業成長加速化支援事業（中小企業成長加速化補助金）

売上高100億円を目指す成長志向型の中小企業の潜在的な投資を最大限引き出すため、大胆な設備投資を支援。

(2) 中小企業デジタル化・AI導入支援事業（デジタル化・AI導入補助金）

中小企業等の労働生産性の向上を目的として、業務効率化やDXの推進、サイバーセキュリティ対策、インボイス制度への対応等に向けたITツールの導入を支援。

(3) 小規模事業者持続的発展支援事業（小規模事業者持続化補助金）

小規模事業者等が自ら経営計画を作成して取り組む販路開拓等の取組を支援。

(4) 事業承継・M & A支援事業（事業承継・M & A補助金）

事業承継・M & Aに際し、設備投資やM&A前後（PMIを含む）での専門家活用費用等を支援。

(5) 総合的なソフト支援パッケージ事業

賃上げや米国関税等の影響を受ける中小企業・小規模事業者に対する重点的なハンズオン支援をはじめとした総合的なソフト支援を実施。

事業スキーム（対象者、対象行為、補助率等）

(1) ~ (4)



(5)



成果目標

各事業を通じて事業者の成長や生産性向上を促し、事業終了後の生産性、賃金等の向上を目指す。

中小企業成長加速化補助金事業概要（2次公募）

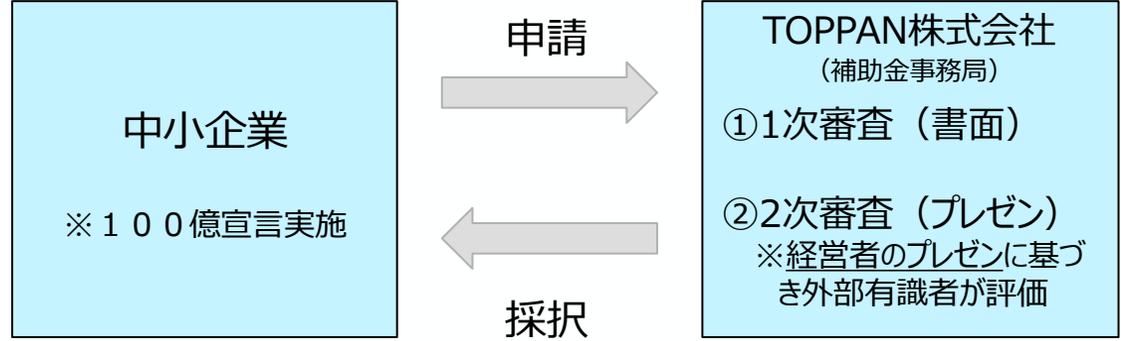
- 賃上げへの貢献、輸出による外需獲得、域内の仕入による地域経済への波及効果が大きい**売上高100億円超を目指す中小企業の大胆な投資を支援。**

【概略】

※1次公募 採択倍率：約6.0倍

| 項目 | 内容 |
|--------|--|
| 1 上限額 | 5億円（補助率1/2） |
| 2 事業期間 | 交付決定日から24か月以内 |
| 3 対象者 | 売上高100億円を目指す中小企業 （売上高10億円以上100億円未満） |
| 4 要件 | <ul style="list-style-type: none"> ・「100億宣言」を行っていること ・投資額1億円以上 ・一定の賃上げ要件※を満たす今後5年程度の事業計画 ※1人当たり給与支給総額4.5%以上 |
| 5 対象経費 | 建物費、機械装置費、ソフトウェア費、外注費等 |

【申請の流れ】



💡【審査基準（ポイント）】

経営力

- ①将来の売上高100億円に向けた中長期的なビジョンや計画を有し、その上で、今後5年程度の経営者の明確なシナリオ、成長余力を最大限伸張した事業戦略（売上高成長率、付加価値増加率、売上高に占める投資比率（本補助事業））
- ②賃上げ・投資の持続可能性
- ③外部・内部環境の分析（市場ニーズの検証、差別化戦略等）
- ④適切な成果目標・管理体制
- ⑤グループ企業・コンソーシアムの場合は相乗効果

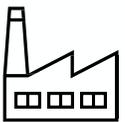
波及効果

- ⑥域内仕入の拡大や地域における価値創造（サプライチェーン、ものづくり高度化、イノベーション、地域資源活用等）
- ⑦地域のモデル企業としての取組（取引適正化、BCP・知財・経済安全保障の対応、女性活躍等）
※例えば地域未来牽引企業、健康経営優良法人、パートナーシップ構築宣言、事業継続力強化計画等

実現可能性

- ⑧早期に実施可能な経営体制
- ⑨財務状況（ローカルベンチマーク）
- ⑩金融機関の支援姿勢（財務改善・成長資金の供給方針等）

💡【活用イメージ】



工場、物流拠点
などの新設・増築



イノベーション創出
に向けた設備の導入



自動化による
革新的な生産性向上

要件：100億宣言

- 2次公募からは本補助金申請時に100億宣言がポータルサイトに公表されていることが必要となります。100億宣言の公表に係る手続には、通常2、3週間を要しますので、補助金申請を検討される場合は、お早めに100億宣言を進めて頂きますようお願い申し上げます。

100億宣言 株式会社 百億電機（製造業） 例



主力商品 家電製造

○本社所在地：大阪府大阪市XX区

○事業概要：大手家電メーカーのOEM製造およびスマート家電の自社製品の製造・販売

○常時使用する従業員：54名
(2025年3月時点)

○現在の売上高：60億円
(2025年3月期)

○法人番号：1111111111111

○Web：https://〇〇

企業理念・100億宣言に向けた経営者メッセージ



代表取締役社長
百億 製造

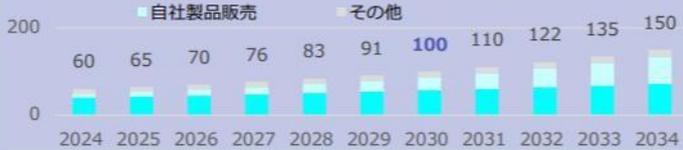
豊かなカーボンニュートラル社会の実現

百億電機は家電を通じ、ヒトの意図を察して家電が便利に連携する豊かな暮らしを実現し、出力やOn/Offをコントロールすることで社会全体が無理なくカーボンニュートラルに向かう世界を目指します。工場の環境整備や従業員の待遇改善に投資していくことで、仲間である社員を大事にしながらビジョンを達成したいと考えています。

売上高100億円実現の目標と課題

実現目標

2030年の売上高達成に向け、OEM製造の堅実な成長とともに、自社製品販売で年率20%程度の成長を目指す。



| 年 | 2024 | 2025 | 2026 | 2027 | 2028 | 2029 | 2030 | 2031 | 2032 | 2033 | 2034 |
|-----|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|
| 売上高 | 60 | 65 | 70 | 76 | 83 | 91 | 100 | 110 | 122 | 135 | 150 |

課題

- ・デザイン性の高い自社企画製品の設計・生産
- ・スマートホーム標準規格への準拠や連携機能の強化に向けたシステム開発力の強化
- ・海外、特に韓国/台湾エリアの市場開拓

売上高100億円実現に向けた具体的措置

目指す成長手段

- ・企画におけるUXデザインやサービスデザイン手法の導入
- ・設備投資による自社企画製品の製造ライン拡大
- ・スマートホーム関連開発の内製化
- ・韓国/台湾への展示会出展や卸との協業による販売先開拓

実施体制

- ・社長直轄でのUX部署、ソフトウェア部署の立ち上げと、部長級人材を新規に雇用(26年内目標)
- ・東南アジア向け越境EC企業やジェグテックを活用した海外販売パートナーシップの拡大
- ・深圳への新たなR&Dや製造体制の立ち上げ

要件：賃上げ要件

- 補助事業が完了した日を含む事業年度（基準年度）の「従業員（非常勤含む。以下同じ。）1人当たり給与支給総額」と比較した、基準年度の3事業年度後（最終年度）の「従業員の1人当たり給与支給総額」の年平均上昇率が、全国における直近5年間の最低賃金の年平均上昇率（4.5%）（以下、「基準率」という。）以上であることが必要です。
- 具体的には、応募申請時に基準率以上の目標を掲げ、その目標を従業員等に表明の上、達成することが要件となります。
※当該「従業員の1人当たり給与支給総額」の基準を満たした上で、「給与支給総額」か「従業員の1人当たり給与支給総額」のどちらを目標に掲げるかは応募申請時に選択いただきます。申請後の変更は出来ません。

計算式

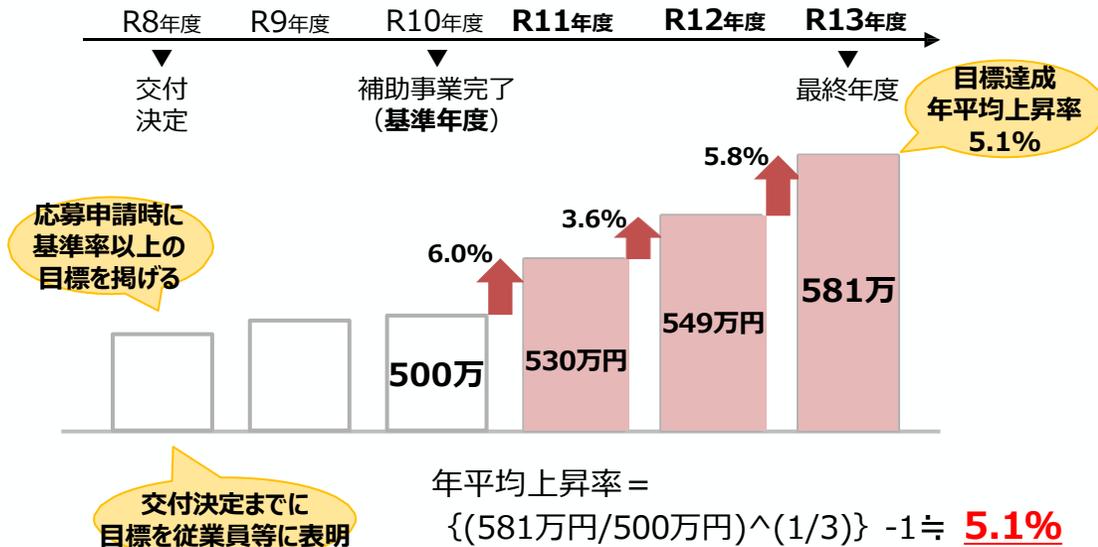
$$\text{年平均上昇率目標} = \{ (A / B) ^ C \} - 1 \geq \text{基準率}$$

A：最終年度の「給与支給総額」又は「1人当たり給与支給総額」
B：基準年度の「給与支給総額」又は「1人当たり給与支給総額」
C：1/3

事例

1人当たり給与支給総額を選んだ場合

目標とする年平均上昇率5.1% > 全国の基準率（4.5%）



注意

補助金返還となる場合

- ① 交付決定までに目標を従業員等に表明しなかった場合
- ② 基準年度の「従業員の1人当たり給与支給総額」が、応募申請時の直近の事業年度の「従業員の1人当たり給与支給総額」を下回っている場合
※「給与支給総額」を目標に掲げた場合、基準年度の「給与支給総額」が、応募申請時の直近の事業年度の「給与支給総額」を下回っている場合も同様
- ③ 応募申請時に掲げた目標を達成できなかった場合（未達成率に応じて返還）
- ④ 「給与支給総額」を目標として掲げた場合に、基準年度と比較した最終年度の「従業員の1人当たり給与支給総額」が、全国における直近5年間の最低賃金の年平均上昇率（4.5%）を下回った場合（未達成率に応じて返還）
※「給与支給総額」の目標も達成できなかった場合、未達成率の大きな指標に応じて返還
※天災など事業者の責めに帰さない理由がある場合を除く
※補助金返還となった場合も事業者名は公表しない

今後の主なスケジュールについて

| | |
|-----------------------|---------------------------|
| 1月30日（金） | 公募説明会（動画配信） |
| 2月24日（火） | 2次公募 申請受付開始 |
| 3月26日（木） | 2次公募 締切 |
| 5月下旬 | 1次審査結果の公表 |
| 6月22日（月） ～7月10日（金） | プレゼンテーション審査（申請企業の経営者等が出席） |
| 7月下旬以降 | 採択結果の公表（以降順次、交付決定） |

2次公募が終了次第、夏頃を目途に3次公募を実施予定。

【注意】スケジュールは、現時点での目安であり、今後変更となる場合があります。最新の情報は100億企業成長ポータルをご確認ください。

(参考) 1次公募における結果概要 (各種指標)

採択倍率：約6.0倍

| | | | 採択者 (n=211) | 申請全体 (n=1270) |
|---------------------------------------|-----|--|----------------|------------------|
| 売上高成長率 | | | | |
| ① 全社売上成長率 (年平均上昇率) *3 | 平均値 | | 26.4%/年 | 17.8%/年 |
| | 中央値 | | 23.7%/年 | 15.7%/年 |
| 付加価値増加率 | | | | |
| ② 全社付加価値増加率 (年平均上昇率) *3 | 平均値 | | 27.5%/年 | 18.4%/年 |
| | 中央値 | | 25.7%/年 | 15.3%/年 |
| 売上高投資比率 | | | | |
| ③ 売上高投資比率 (最新決算期における比率) *4 | 平均値 | | 53.5% | 32.7% |
| | 中央値 | | 44.0% | 23.9% |
| 給与増加率*1,2 | | | | |
| ④ 従業員及び役員の1人当たり給与支給総額の増加率 (年平均上昇率) *3 | 平均値 | | 5.9%/年 | 4.8%/年 |
| | 中央値 | | 5.6%/年 | 5.0%/年 |
| ⑤ 給与支給総額の増加率 (年平均上昇率) *3 | 平均値 | | 17.0%/年 | 9.3%/年 |
| | 中央値 | | 9.8%/年 | 6.0%/年 |
| 財務健全性*5 | | | | |
| ⑥ ローカルベンチマークの得点 | 平均値 | | 21.6点 | 20.8点 |
| | 中央値 | | 21.7点 | 21.0点 |
| その他 (参考数値) | | | | |
| ⑦ 最新決算期の売上高 | 平均値 | | 29.5億円 | 40.7億円 |
| | 中央値 | | 21.9億円 | 34.8億円 |
| ⑧ 補助事業全体に要する経費 (税抜) | 平均値 | | 12.6億円 | 9.7億円 |
| | 中央値 | | 11.0億円 | 8.8億円 |

*1 申請者が目標として選択した基準 (給与支給総額または従業員及び役員の1人当たり給与支給総額) に基づき集計

*2 給与増加率は、共同申請の場合の構成事業者別に事業者単位で集計 (事業者数の合計は採択者258者、申請全体1538者) ※リース会社を除く

*3 基準年度 (補助事業完了日を含む事業年度) と事業化報告3年目となる年度の数値を比較した率

*4 最新決算期の全社売上高に対する、補助事業全体に要する経費の割合

*5 採択者における「金融機関による確認書」の提出率は96.2% (203件/211件)

前回の採択事業者の情報は以下のURLをご参照ください。
[1st_list.pdf](#)

(参考) 1次公募における結果概要 (審査員の感想)

経営力

- 社長の考えや経験則が投資計画に落とし込まれており、社長自身の言葉で、様々な質問に対してブレずに答えられているか。
- 経営シナリオが「絵に描いた餅」になっていないか。数字の根拠、実現するための仕組み、人材確保等の手段の全てがシンクロしているか。
- 自社の投資対象のテーブルに乗ることが前提。補助金が取れなければ何もしない「補助金ありき」となっていないか。
- 国内市場だけで100億到達は現実的ではなく、可能な限り早く、輸出やM&Aによる販路拡大、バリューチェーン構築などの打ち手を講じているか。

実現可能性

- 市場分析について、マーケットの状況、競合の状況など解像度が高いことや、事業のダウンサイドのリスクを含めてアセスされているか。
- 100億実現は単一事業、ワンショットの投資では難しく、成長投資と賃上げを持続できる事業のエコシステムが描かれているか。
- 金融機関のコメントとして、プラス面ばかりではなく、課題面も把握し、経営者とともにどのように解決しようとしているか。

波及効果

- 多少荒削りな計画でも、意欲的で、不連続な成長に繋がり、産業や地域に有意義な変化をもたらせるか。
- 業種・業態の特性による違いという視点、事業価値の増加が地域経済に与えるインパクトも重要か。
- 自社の資金力で対応することの限界。日本に技術を残すことや、地域経済への貢献など、国が補助金を使って支援する意義は何か。

100億企業成長ポータル

- 100億宣言、中小企業成長加速化補助金に関する最新情報は、100億企業成長ポータルをご覧ください。

100億企業 成長ポータル



100億宣言とは

「100億宣言」とは、中小企業の皆様が飛躍的成長を遂げるために、自ら、「売上高100億円」という経営者の皆様にとって野心的な目標を目指し、実現に向けた取組を行っていくことを、宣言するものです。

詳しくはこちら >

公募説明会資料

https://growth-100-oku.smrj.go.jp/documents/briefing/2nd_seminar.pdf

公募要領

https://growth-100-oku.smrj.go.jp/documents/subsidy/2nd_kobo.pdf

よくあるご質問

https://growth-100-oku.smrj.go.jp/documents/subsidy/2nd_faq.pdf

中小企業成長加速化補助金 中堅等大規模成長投資補助金

📄 事業目的※詳細は裏面

中小企業成長加速化補助金

売上高 100 億円超を目指して、**大胆な投資**を進めようとする中小企業の取組を支援することを目的。

最大5億円補助、補助率1/2

中堅等大規模成長投資補助金

地域の雇用を支える**中堅・中小企業**が、足元の人手不足等の課題に対応し、成長していくことを目指して行う**大規模投資**を促進することで、地方における**持続的な賃上げ**を実現することを目的。

最大50億円補助、補助率1/3

📄 活用イメージ



工場、物流拠点
などの新設・増築



イノベーション創出
に向けた設備の導
入

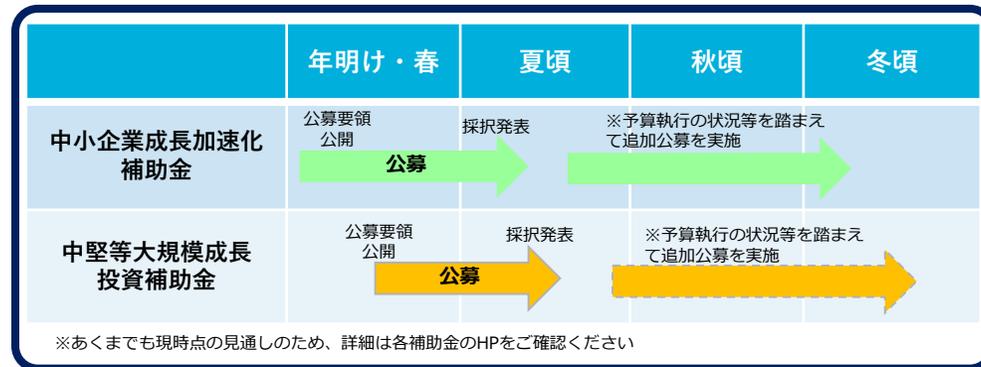


自動化による
革新的な生産性向
上

補助事業概要

| 項目 | 中小企業成長加速化補助金 | 中堅等大規模成長投資補助金 | |
|----------|--|--|---|
| | | (100億宣言企業) | <small>※今後、公募開始までに変更となる可能性があります。詳しくは公募要領をご確認ください。</small> |
| 補助対象者 | 売上高100億円を目指す中小企業 | 中堅・中小企業 (常時使用する従業員が2,000人以下の会社等) | |
| 補助率 | 1/2 | 1/3 | |
| 補助上限額 | 5億円 | 50億円 | |
| 補助事業実施期間 | 交付決定日から24か月以内 | 交付決定日から最長で令和10年12月31日まで | |
| 補助事業の要件 | ①「100億宣言」を行っていること ② 投資額1億円以上(専門家経費・外注費を除く補助対象経費分) ③ 賃上げ要件(補助事業の終了後3年間の従業員1人当たり給与支給総額の年平均上昇率が、4.5%以上) | ①「100億宣言」を行っていること ② 投資額15億円以上(専門家経費・外注費を除く補助対象経費分) ③ 賃上げ要件(補助事業の終了後3年間の対象事業に関わる従業員等1人当たり給与支給総額の年平均上昇率が、4.5%以上) | ① 投資額20億円以上(専門家経費・外注費を除く補助対象経費分) ② 賃上げ要件(補助事業の終了後3年間の対象事業に関わる従業員等1人当たり給与支給総額の年平均上昇率が、5.0%以上) |
| 補助対象経費 | 建物費、機械装置費、ソフトウェア費、外注費、専門家経費 ※詳しくは公募要領をご確認ください。 | | |

今後のスケジュールの見通し



お問い合わせ先(各補助金の詳細は事務局HPをご覧ください)

中小企業成長加速化補助金
お問い合わせフォーム

詳細はこちら



事務局連絡先: 0570-07-4153
(IP電話等からの問い合わせ: 03-4446-4307)
受付時間 平日10時~17時(土曜・日曜・祝日、年末年始を除く)

中堅等大規模成長投資補助金
サポートセンター

準備中

新事業進出補助金

- 既存の事業とは異なる、**新市場・高付加価値事業への進出**にかかる設備投資等を支援します。

【概要】

| 項目 | 内容 |
|--------|--|
| 1 補助上限 | 従業員数20人以下 2,500万円 (3,000万円) 従業員数21～50人 4,000万円 (5,000万円) 従業員数51～100人 5,500万円 (7,000万円) 従業員数101人以上 7,000万円 (9,000万円) ※補助下限は750万円 ※一定の賃上げを行う場合補助上限の上乗せあり |
| 2 補助率 | 1 / 2 |
| 3 事業期間 | 交付決定日から14か月以内 (採択発表から16か月以内) |
| 4 対象者 | 企業の成長・拡大に向けた新規事業への挑戦を行う中小企業等 |
| 5 基本要件 | 中小企業等が、企業の成長・拡大に向けた新規事業(※)への挑戦を行い、 (※事業者にとって新製品(又は新サービス)を新規顧客に提供する新たな挑戦であること) ①付加価値額の年平均成長率が+4.0%以上増加 ②1人あたり給与支給総額の年平均成長率が、事業実施都道府県における最低賃金の直近5年間の年平均成長率以上、 又は給与支給総額の年平均成長率+2.5%以上増加 ③事業場内最低賃金が事業実施都道府県における地域別最低賃金+30円以上の水準 ④次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画を公表等の基本要件を全て満たす3～5年の事業計画に取り組むこと。 |
| 6 対象経費 | 機械装置・システム構築費、建物費、運搬費、技術導入費、知的財産権等関連経費、外注費、専門家経費、クラウドサービス利用費、広告宣伝・販売促進費 |

【活用イメージ】

- ✓ 機械加工業でのノウハウを活かして、新たに半導体製造装置部品の製造に挑戦
- ✓ 医療機器製造の技術を活かして蒸留所を建設し、ウイスキー製造業に進出



● 最新情報は
こちら



ものづくり商業サービス省力化・革新的開発・新事業・海外展開促進事業

2,960億円 (中小企業等事業再構築促進基金を活用 令和7年に再編)

中小企業庁 経営支援部
イノベーションチーム

事業の内容

事業目的

中小企業等の売上拡大や生産性向上を後押しするために、中小企業等の革新的製品・サービス開発や海外を含む新市場への進出等に係る設備投資等を支援するとともに、人手不足に悩む中小企業等に対して、省力化投資を支援する。
これにより、中小企業等の付加価値額や生産性向上を図り、賃上げにつなげることを目的とする。

事業概要

(1) 新事業進出・ものづくり補助金
中小企業等が行う、技術的革新性のある製品・サービスの開発や既存事業とは異なる新市場・高付加価値事業への進出、海外市場開拓（輸出）に向けた国内の輸出体制の強化に係る設備投資等を支援する。

(2) 中小企業省力化投資補助金

①カタログ注文型
清掃ロボット、自動券売機、スチームコンベクションオープン、無人搬送車等の人手不足解消に効果がある汎用製品を「カタログ」に掲載し、中小企業等が選択して導入できるようにすることで、簡易で即効性がある省力化投資を促進する。

②一般型
業務プロセスの自動化・高度化やロボット生産プロセスの改善、デジタルトランスフォーメーション(DX)等、中小企業等の個別の現場の設備や事業内容等に合わせた設備導入・システム構築等の多様な省力化投資を促進する。



枠・類型、補助上限額、補助率

| | 枠・類型 | 補助上限額 ※カッコ内は大幅賃上げを行う場合 | 補助率 |
|------------------------|----------------------|--|---|
| 新事業 進出・ものづくり 補助金 | 革新的新 製品・サー ビス枠 | 5人以下 750万円 (850万円) 6~20人 1,000万円 (1,250万円) 21~50人 1,500万円 (2,500万円) 51人以上 2,500万円 (3,500万円) | 1/2、小規模・再生2/3 ※最低賃金引上げ特例：補 助率を2/3に引上げ（小規 模・再生事業者は除 く。） |
| | 新事業進 出枠 | 20人以下 2,500万円 (3,000万円) 21~50人 4,000万円 (5,000万円) 51~100人 5,500万円 (7,000万円) | 1/2 ※最低賃金引上げ特例： 補助率を2/3に引上げ |
| | グローバル 枠 | 101人以上 7,000万円 (9,000万円) | 2/3 |
| 省力化 投資補 助金 | カタログ 注文型 | 5人以下 500万円 (750万円) 6~20人 750万円 (1,000万円) 21人以上 1,000万円 (1,500万円) | 1/2 |
| | 一般型 | 5人以下 750万円 (1,000万円) 6~20人 1,500万円 (2,000万円) 21~50人 3,000万円 (4,000万円) 51~100人 5,000万円 (6,500万円) 101人以上 8,000万円 (1億円) | 1/2、小規模・再生 2/3 ※最低賃金引上げ特例：補 助率を2/3に引上げ（小規 模・再生事業者は除 く。） |

中小企業省力化投資補助金

一般型第5回申請：2/2申請開始 2/27 17:00申請締切

- 人手不足解消に効果のある「省力化投資」を後押しする補助金。
- カタログ形式による簡易で即効性のある支援を行う「カタログ注文型」と、事業者それぞれの業務に応じたオーダーメイドによる省力化投資を幅広く支援する「一般型」の2類型を措置。

カタログ注文型

随時申請
受付中

一般（オーダーメイド）型

公募回制

補助対象となる事業

中小企業などが省力化製品を対象製品のリスト(カタログ)から選んで導入し、販売事業者と共同で「労働生産性 年平均成長率3%向上」を目指す事業計画に取り組むものが対象です。

中小企業などが省力化効果のあるオーダーメイド・セミオーダーメイド性のある設備やシステムなどを導入し、「労働生産性 年平均成長率4%向上」を目指す事業計画に取り組むものが対象です。

補助率と補助上限額

| 従業員数 | 補助率 | 補助上限額 | 大幅な賃上げを行う場合 |
|-------|-----------|---------|-------------|
| 5名以下 | 1/2 以下 | 200万円 | 300万円 |
| 6~20名 | | 500万円 | 750万円 |
| 21名以上 | | 1,000万円 | 1,500万円 |

| 従業員数 | 補助率※ | 補助上限額 | 大幅な賃上げを行う場合 |
|---------|------------------------------|---------|-------------|
| 5名以下 | 中小企業 1/2 小規模・再生 2/3 | 750万円 | 1,000万円 |
| 6~20名 | | 1,500万円 | 2,000万円 |
| 21~50名 | | 3,000万円 | 4,000万円 |
| 51~100名 | | 5,000万円 | 6,500万円 |
| 101名以上 | | 8,000万円 | 1億円 |

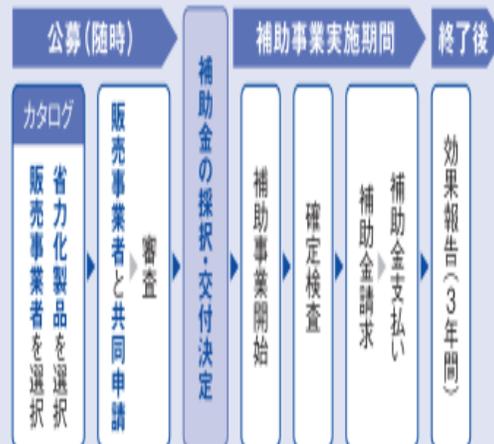
カタログ注文型

随時申請
受付中

● 補助対象となる事業

中小企業などが省力化製品を対象製品のリスト(カタログ)から選んで導入し、販売事業者と共同で「労働生産性 年平均成長率3% 向上」を目指す事業計画に取り組むものが対象です。

● 申請から事業完了までの流れ



● 補助率と補助上限額

| 従業員数 | 補助率 | 補助上限額 | 大幅な賃上げを行う場合 |
|-------|-----------|---------|-------------|
| 5名以下 | 1/2 以下 | 200万円 | 300万円 |
| 6~20名 | | 500万円 | 750万円 |
| 21名以上 | | 1,000万円 | 1,500万円 |

※各申請における補助額の合計が補助上限額に達するまでは、複数回の応募・交付申請が可能です。

補助上限額がアップする【大幅賃上げ特例】の適用要件

事業終了時に①給与支給総額+6%以上かつ、②事業場内最低賃金+45円以上とする計画を策定し申請する必要があります

※上記①、②のいずれか一方でも未達の場合、補助額の減額となります。

中小企業 省力化投資補助金 カatalog注文型

補助率 1/2以下
補助上限額 1,500万円

補助金を活用した省力化製品導入をサポートする「販売事業者」になりませんか？

- 「販売事業者」になるには、下記ホームページから登録申請(2025年2月28日以降受付)が必要です。
- 「販売事業者」としての責務を果たせるか、省力化製品の販売実績があるか、などの所定の審査があります。
- 「販売事業者」になると、製品カタログに登録され、公表されます。

● 制度概要

人手不足の中小企業などが、省力化製品を対象製品のリスト(カタログ)から選んで導入し、販売事業者と共同で「労働生産性 年平均成長率3%向上」を目指す事業計画に取り組むものを対象とします。

● 補助率と補助上限額

| 従業員数 | 補助率 | 補助上限額 | 大幅な賃上げを行う場合 |
|-------|-----------|---------|-------------|
| 5名以下 | 1/2 以下 | 200万円 | 300万円 |
| 6~20名 | | 500万円 | 750万円 |
| 21名以上 | | 1,000万円 | 1,500万円 |

● 申請から事業完了までの流れ



「共同申請者」として、お客さま(中小企業)に寄り添っていただきます。

【本補助金の詳細については、必ず公募要領をご確認ください。】

一般型

公募回制

● 補助対象となる事業

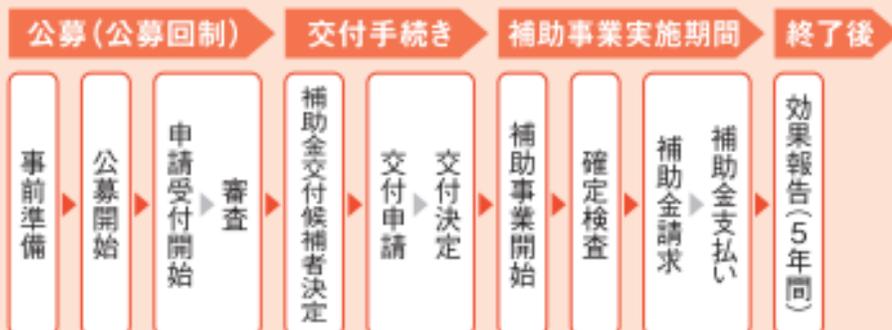
中小企業などが省力化効果のあるオーダーメイド・セミオーダーメイド性のある設備やシステムなどを導入し、「労働生産性 年平均成長率4%向上」を目指す事業計画に取り組むものが対象です。

基本要件

- ① 労働生産性の年平均成長率が+4%以上増加
- ② 1人当たり給与支給総額の年平均成長率が3.5% (日本銀行が定める「物価安定の目標」+1.5%)以上増加
- ③ 事業場内最低賃金が事業実施都道府県における最低賃金+30円以上の水準
- ④ 次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画を公表など(従業員数21名以上の場合のみ)の基本要件を全て満たす3~5年の事業計画に取り組むこと。

※最低賃金引上げ特例事業者の場合、基本要件は①、②、④のみとします。※3~5年の事業計画に基づき事業を実施していただくとともに、毎年、効果報告を提出いただき、事業成果を確認します。
※基本要件などが未達の場合、補助金返還義務があります。

● 申請から事業完了までの流れ



● 補助率と補助上限額

| 従業員数 | 補助率 | 補助上限額 | 大幅な買上げを行う場合 |
|---------|---------------|---------|-------------|
| 5名以下 | 中小企業 1/2 | 750万円 | 1,000万円 |
| 6~20名 | | 1,500万円 | 2,000万円 |
| 21~50名 | 小規模・再生 2/3 | 3,000万円 | 4,000万円 |
| 51~100名 | | 5,000万円 | 6,500万円 |
| 101名以上 | | 8,000万円 | 1億円 |

補助上限額がアップする【大幅買上げ特例】の適用要件

- ① 1人当たり給与支給総額の年平均成長率+6%以上増加
 - ② 事業場内最低賃金が事業実施都道府県における最低賃金+50円以上の水準
- ※最低賃金引上げ特例事業者は除く。※上記①、②のいずれか一方でも未達の場合、各申請種の従業員規模別の補助上限額との差額について補助金を返還。

補助率が2/3にアップする【最低賃金引き上げ特例】の適用要件

2024年10月から2025年9月までの間で「当該期間における地域別最低賃金以上~2025年度改定の地域別最低賃金未満」で雇用している従業員が全従業員数の30%以上である月が3か月以上あること。
※小規模・再生事業者は除く。

カタログ注文型・一般型それぞれ要件が異なりますので、必ずそれぞれの公募要領をご確認ください。**カタログ注文型・一般型**は、補助対象経費が異なれば併用可能です。

本補助金の詳細や対象製品のリスト(カタログ)、公募要領などはこちらから
中小企業省力化投資補助事業ホームページ <https://shoryokuka.smrj.go.jp/>



お問い合わせは、本補助事業コールセンターまで

あらかじめ上記ホームページの掲載資料や「よくあるご質問」をご確認のうえ、お問い合わせください。

ナビダイヤル

0570-099-660

IP電話などから

03-4335-7595

カタログ
注文型

省力化製品に関わる工業会・製造事業者・
販売事業者のみなさま

カタログ登録
サポートセンター

03-6746-1530
でご相談受付中!

● 受付時間：9:30～17:30 / 月曜～金曜(土・日・祝日除く)

※通話料がかかります。恐れ入りますが、繋がらない場合は、しばらくたってからおかけ直してください。

全都道府県に、インフォメーション窓口を設けています。

詳しくは上記ホームページをご確認ください。

自立・帰還支援雇用創出企業立地補助金

令和8年度予算（案） 275億円（110億円）

福島復興推進グループ
福島新産業・雇用創出推進室

事業目的・概要

事業目的

東日本大震災及び原子力災害によって産業が失われた福島県浜通り地域等において、産業復興を加速し自立・帰還を促すため、工場等の新增設を支援し企業立地を促進することにより、被災者等の「働く場」を確保し、雇用の創出及び産業集積を図るとともに、住民生活を支える商業機能の回復を進めることを目的とする。

また、復興に資するよう事業者により地域貢献を促す。

事業概要

被災者等の「働く場」を確保し、今後の自立・帰還を加速させるため、以下の取組を行う。

I 製造・サービス業等立地支援事業

対象業種：製造業、卸・小売業、飲食サービス業、生活関連サービス業 等

対象施設：工場、物流施設、機械設備、店舗、植物工場・陸上養殖場施設、社宅、その他施設等

補助率：中小企業3/4以内、大企業2/3以内

II イノベーション推進立地支援事業

対象業種：福島イノベーション・コースト構想の重点分野※

- ※ ①廃炉、②ロボット・ドローン、③エネルギー・環境・リサイクル、
④農林水産業、⑤医療関連、⑥航空宇宙

対象施設：工場、物流施設、機械設備、店舗、社宅、その他施設等

補助率：中小企業4/5以内、大企業3/4以内

III 商業施設等立地支援事業

対象施設：商業施設（①公設型、②民設共同型）

補助率：自治体、民間事業者等 3/4以内

事業スキーム（対象者、対象行為、補助率等）

- I 製造・サービス業等立地支援事業
- II イノベーション推進立地支援事業
- III 商業施設等立地支援事業



| | |
|--------------|--|
| 対象経費 | 用地の取得、建設から設備までの初期の立地経費 等 |
| 要件等 (選択可) | ・一定の雇用の創出 ・一定以上の地元（県内）取引 等 併せて、地域貢献活動に取り組むこと |
| 実施期限 | 申請期限：R 8 年度末まで／運用期限：R 1 1 年度末まで |

成果目標・事業期間

平成28年度から令和12年度までの15年間の事業であり、

I、IIについては、
長期的には「働く場」の確保（雇用創出）を目指す。

IIIについては、
長期的には商業回復を目指す。

自立・帰還支援雇用創出企業立地補助金

工場・店舗を建てたい！

自立・立地補助金

★ 概要

対象：工場等の新增設

補助率：3/10~4/5 補助上限：30~50億円

補助期間：3年間（要承認）

UPDATE!!

地域の実情・産業の省力化に応じた、地元雇用要件見直し

- 事業者を求める雇用要件の最低水準を2~5割引き下げ。
- パートタイマー^(※)など短期間雇用者も要件充足のための算定が可能に。

(※週20H以上の勤務等)

UPDATE!!

面的サプライチェーン構築に向け、県内取引推進

- 一定の事業者を求める地元取引要件の対象エリアを県内全体へ拡大。
 - 要件水準は、段階的な一定額^(※)或いは主要取引に占める一定割合。
- 対象取引は調達でなく、販売も選択可能。

(※従来より引き下げ)

UPDATE!!

企業市民としての地域貢献を後押し

- 地域コミュニティへの様々な貢献活動や、12市町村内での地元調達・寄附等（企業版ふるさと納税等含む）の社会貢献を促進。

UPDATE!!

事業期間の延長

- 工期長期化を踏まえ事業期間は「2年」→「3年」へ。

自立・帰還支援雇用創出企業立地補助金

補助事業・類型の区分 ※同一の申請内容で、複数の事業・区分に重複して応募はできません

| | 製造・サービス業等立地支援事業 | | イノベ構想推進立地支援事業 “イノベ型” |
|-----------------------|--|-------------------------|--|
| | “雇用促進型“ | “地域波及効果型” | |
| 対象事業 (業種) | 製造業、卸・小売業、飲食サービス業、宿泊業、生活関連サービス業 等 | | 「福島イノベーション・コースト構想」の 重点推進分野に資する事業 |
| 対象地域 (※1) | 浜通り等12市町村の避難指示等のあった区域 | | 浜通り等15市町村 |
| 対象施設・設備 (※2) | 工場、物流施設、試験研究施設、コールセンター・データセンター、店舗、宿泊施設、 植物工場・陸上養殖施設、産業保守・廃棄物処理施設、社宅、機械設備、知事特認施設 | | 福島イノベ構想の重点分野の推進に資する 施設・設備 |
| 対象経費 | 土地取得費、土地造成費、建物取得費、設備費 | | |
| 補助金額 | 3千万円～30億円（審査委員会の評価が特に高い案件は50億円（※3）） | | |
| 事業期間 | 2年間（審査委員会で認められたものは3年間） | | |
| 補助率 (※4) | 大企業：3/10～2/3 中小企業：1/2～3/4 | | 大企業：1/3～3/4 中小企業：1/2～4/5 |
| 主 な 要 件 等 | 雇用 | 投下固定資産額に応じた新規地元雇用者の雇用 | |
| | | 雇用数（一般） | 雇用数（省力化） |
| | 地元取引 | — | 投下固定資産額に応じた福島県内の事業者との取引 （一定の金額若しくは率。原則として調達サイド） |
| | 付加価値 | — | 付加価値額の増加 |
| 地域貢献 (※5) | ①地域コミュニティ貢献活動 及び ②12市町村内での調達・寄附等 | | |
| | | ②の要件を荒廃抑制対策として実施することが必要 | |

<参考> 例年の公募スケジュール 公募期間：4月～7月初旬、採択公表：9月下旬

- ※1 浜通り等12市町村とは、東日本大震災と東京電力福島第一原子力発電所事故により避難指示等の対象となった田村市、南相馬市、川俣町、広野町、楡葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、飯館村を指します。浜通り等15市町村とはこれに「福島イノベーション・コースト構想」の対象地域である相馬市、新地町、いわき市を加えた地域を指します。
- ※2 専ら資産運用的性格の強い事業、建築又は購入した施設・設備を自ら占有し、事業の用に供することなく、特定の第三者に長期間賃貸させるような事業等を除きます。
- ※3 いわき市、相馬市、田村市の一部、南相馬市の一部、川俣町の一部、新地町を除きます。
- ※4 避難指示区域（認定特定復興再生拠点区域、認定特定帰還居住区域を除く）で実施する場合は、別の補助率が適用されますので、ご検討の際はお問い合わせください。
- ※5 補助事業の完了した日の属する補助事業者の会計年度の終了後5年間（付加価値は3年間）の取組を通じ、達成が必要です。（雇用は補助事業完了時も達成が必要です。）

ご紹介内容

◆ 設備投資

生産性向上や省人化・省力化に資する投資等への補助

◆ IT、研究開発

業務の効率化やDXの推進、セキュリティ対策に向けたITツール等の導入や、産学官連携による研究開発を支援

◆ 小規模事業者支援、海外展開、事業承継

国内外の販路開拓支援、事業承継時の投資や専門家活用等の補助

◆ 省エネルギー、サーキュラーエコノミー

省エネ効果の高い設備への入替の補助や、資源の有効利用と経済成長の両立に向けた取組を支援

◆ エッセンシャルサービス、人材、税制、支援機関

小売・卸売、医療・介護等、生活必需品の産業の効率的運営や、人材の確保、設備投資等における税制優遇策のほか、各支援機関を紹介

中小企業生産性革命推進事業

令和7年度補正予算(案) 3,400億円

- (1) 中小企業庁 経営支援部 経営支援課
- (2) 中小企業庁 経営支援部 イノベーションチーム
- (3) 中小企業庁 経営支援部 小規模企業振興課 (4) 中小企業庁 事業環境部 財務課
- (5) 中小企業庁 経営支援部 経営支援課、海外展開支援室、事業環境部 財務課、長官官房 総務課

事業の内容

事業目的
 中小企業・小規模事業者は、物価高や米国関税による貿易環境の変化、過去最高水準の最低賃金上げ、人手不足等の課題に直面している。それらに対応するためには、中小企業・小規模事業者の「稼ぐ力」を抜本的に強化し、持続的に賃上げを実現していく必要がある。そのため、中小企業・小規模事業者の設備投資等を通じた生産性向上を促進するとともに、生産性が高く一定規模の事業者をターゲットとした大胆な設備投資・付加価値創出を促すための切れ目のない支援を行う。加えて、事業環境の変化による影響を受ける中小企業・小規模事業者に対する総合的なソフト支援を実施する。

事業概要
 成長志向の中小企業による飛躍的成長や中小企業・小規模事業者の生産性向上を実現するため、以下の事業を実施。

- (1) 中小企業成長加速化支援事業 (中小企業成長加速化補助金)
 売上高100億円を目指す成長志向型の中小企業の潜在的な投資を最大限引き出すため、大胆な設備投資を支援。
- (2) 中小企業デジタル化・AI導入支援事業 (デジタル化・AI導入補助金)
 中小企業等の労働生産性の向上を目的として、業務効率化やDXの推進、サイバーセキュリティ対策、インボイス制度への対応等に向けたITツールの導入を支援。
- (3) 小規模事業者持続的発展支援事業 (小規模事業者持続化補助金)
 小規模事業者等が自ら経営計画を作成して取り組む販路開拓等の取組を支援。
- (4) 事業承継・M & A 支援事業 (事業承継・M & A 補助金)
 事業承継・M & Aに際し、設備投資やM&A前後 (PMIを含む) での専門家活用費用等を支援。
- (5) 総合的なソフト支援パッケージ事業
 賃上げや米国関税等の影響を受ける中小企業・小規模事業者に対する重点的なハンズオン支援をはじめとした総合的なソフト支援を実施。

事業スキーム (対象者、対象行為、補助率等)

(1) ~ (5)



(6) 中小企業の飛躍的成長に向けたソフト面の支援



成果目標

各事業を通じて事業者の成長や生産性向上を促し、事業終了後の生産性、賃金等の向上を目指す。

「デジタル化・AI導入補助金2026」の概要（令和7年度補正）

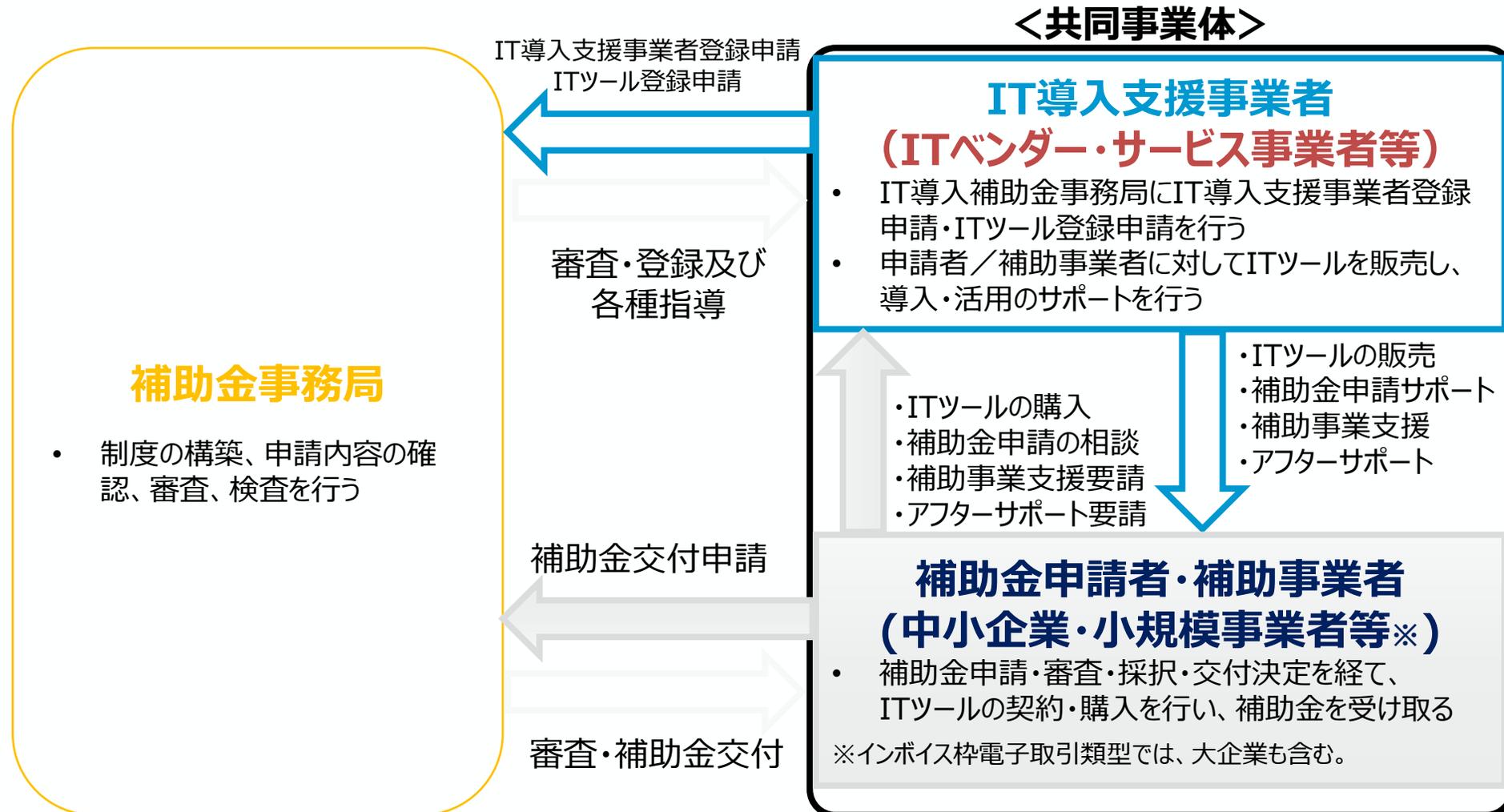
- IT導入補助金は、中小企業・小規模事業者等の労働生産性の向上を目的として、デジタル化やDX等に向けたITツール（ソフトウェア、サービス等）の導入を支援する補助金。
- 令和7年度補正予算分からは、「デジタル化・AI導入補助金（旧：IT導入補助金）」と名称を変更。詳細は調整中。

（以下、IT導入補助金2026の概要）

| | 通常枠 | 複数社連携 IT導入枠 | インボイス枠 | | セキュリティ 対策推進枠 |
|---------------|---|---|---|------------------------------------|------------------------------|
| | | | インボイス対応類型 | 電子取引類型 | |
| 活用イメージ | ITツールを導入して、業務効率化やDXを推進 | 商店街など、複数の中小・小規模事業者で連携してITツール等を導入 | ITツール等を導入して、インボイス制度に対応 | 発注者主導でITツールを受注者に共有し、取引先のインボイス対応を促す | サイバーセキュリティ対策を進める |
| 対象経費 | ソフトウェア購入費、クラウド利用料（最大2年分）、導入関連費（保守運用やマニュアル作成等のサポート費用と、IT活用の定着を促す導入後の“活用支援”）も対象 | | ハードウェア購入費 | クラウド利用料（最大2年分） | サイバーセキュリティお助け隊サービス利用料（最大2年分） |
| | 単独申請可能なツールの拡大 | | | | |
| 補助上限 | ITツールの業務プロセスが1～3つまで： 5万円～150万円 4つ以上： 150万円～450万円 | (a)インボイス枠対象経費：同右 (b)消費動向等分析経費：50万円×グループ構成員数 (a)+(b) 合わせて3,000万円まで (c)事務費・専門家費：200万円 | ITツール： 1 機能：～50万円 2 機能以上：～350万円 PC・タブレット等： ～10万円 レジ・券売機等： ～20万円 | ～350万円 | 5万円～150万円 |
| 補助率 | 中小企業：1/2 最低賃金近傍の事業者：2/3 <small>（令和6年10月から令和7年9月の間で3か月以上、令和7年度改定の地域別最低賃金未滿で雇用していた従業員数が全従業員の30%以上であることを示した事業者。）</small> | (a)インボイス枠対象経費：同右 (b)・(c)：2/3 | ～50万円以下：3/4（小規模事業者：4/5） 50万円～350万円：2/3 ハードウェア購入費：1/2 | 中小企業：2/3 大企業：1/2 | 中小企業：1/2 小規模事業者：2/3 |

デジタル化・AI導入補助金2026（補助スキーム）

補助金申請者（中小企業・小規模事業者等）は、**IT導入補助金事務局に登録された「IT導入支援事業者」とパートナーシップを組んで申請**することが必要。



デジタル化・AI導入補助金（申請フロー（留意点））

中小企業・小規模事業者等とITベンダー・サービス事業者で申請・手続の内容は異なる。
 申請には「gBizIDプライム」IDが必要。申請からアカウント発行まで2週間程度要する。
 加えて、独立行政法人情報処理推進機構（IPA）が実施する
 「SECURITY ACTION」の宣言が必要。

交付決定の連絡が届く前に発注・契約・支払い等を行った場合は、補助金の交付を受け
 ることができない点に留意。



交付申請までにgBizIDの取得、
「SECURITY ACTION」の宣言

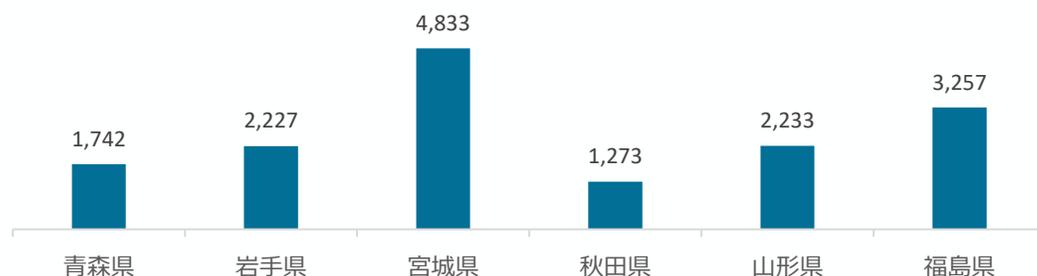
交付決定の連絡後に
発注・契約・支払

労働生産性等の数値
目標の進捗状況を報告

デジタル化・AI導入補助金2026スケジュール

| IT導入支援事業者登録申請 | 2026年3月30日(月)10:00～（予定） | | | | |
|---|-------------------------|------------|------------|------------------------|-------------|
| ITツール（ソフトウェア、サービス等）登録申請 | 2026年3月30日(月)10:00～（予定） | | | | |
| 交付申請募集期間 | 2026年3月30日(月)10:00～（予定） | | | | |
| 申請枠 | 公募回 | 申請締め切り | 交付決定日（予定） | 事業実施機関 | 事業実施報告期限 |
| 通常枠 インボイス枠（インボイス対応類型） インボイス枠（電子取引類型） セキュリティ対策推進枠 | 1次公募 | 2026年5月12日 | 2026年6月18日 | 交付決定～2026年12月25日 17:00 | 2026年12月25日 |
| | 2次公募 | 2026年6月15日 | 2026年7月23日 | 交付決定～2027年1月29日 17:00 | 2027年1月29日 |
| | 3次公募 | 2026年7月21日 | 2026年9月2日 | 交付決定～2027年2月26日 17:00 | 2027年2月26日 |
| | 4次公募 | 2026年8月25日 | 2026年10月7日 | 交付決定～2027年3月31日 17:00 | 2027年3月31日 |
| 複数社連携IT導入枠 | 1次公募 | 2026年6月15日 | 2026年7月23日 | 交付決定～2027年1月29日 17:00 | 2027年1月29日 |
| | 2次公募 | 2026年8月25日 | 2026年10月7日 | 交付決定～2027年3月31日 17:00 | 2027年3月31日 |

（参考）IT導入補助金
令和7年度7次公募までの採択件数実績



補助金の詳細はコチラ↓
<https://it-shien.smrj.go.jp/>



デジタル基盤整備事業のうち、 （２）地域デジタル人材育成・確保推進事業 令和8年度予算（案）8.4億円（8.6億円）

事業目的・概要

事業目的

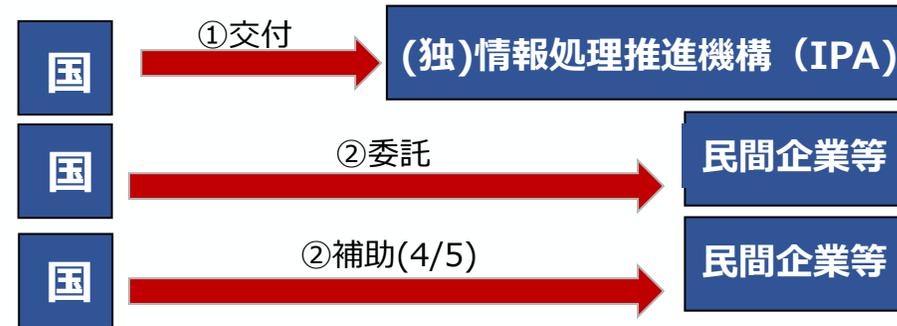
企業DXの推進における最大の課題がデジタル人材の不足となっている。政府全体として、2026年度までにデジタル人材を230万人育成する目標を掲げているが、こうした中で、スキルベースでの継続的な学びの指標となるスキル標準や、同標準に基づくコンテンツの整備、実践的なDX人材育成に向けたプログラムの実施等を引き続き実施することが重要。加えて、更なる継続的な学びを推進するため、個人のスキル情報の蓄積・可視化し、証明することを可能とする情報基盤の整備や、同情報基盤に掲載するデジタル人材育成コンテンツの作成等を進める。

事業概要

①独立行政法人情報処理推進機構（IPA）において、デジタル人材に必要なスキル等を示した「デジタルスキル標準」の、更なる生成AI利活用等の観点を含めた改訂や、同標準に紐付けた民間の良質な教育コンテンツ（現在700講座以上）を掲載するポータルサイト「マナビDX」（1層）の運営を行う。加えて、個々人の保有スキルやスキルアップ状況などの蓄積や取得スキルのデジタル証明を可能とする情報基盤の構築を実施。また、デジタル人材育成コンテンツの作成等を行う。（独法交付金）

②AIの活用も含めた実践的な即戦力DX人材育成に向けて、オンラインでのケーススタディ教育プログラム（2層）や実際の中小企業における課題解決を実践する地域企業協働プログラム（3層）を実施。（補助・委託）

事業スキーム（対象者、対象行為、補助率等）



成果目標・事業期間

令和8年度実績で、プログラム修了後に修了生が企業DXに貢献する割合を70%まで増やすことを目指し、民間教育コンテンツの利用促進等によって、中長期的には日本企業全体でDXに取り組む割合を80%とすることを旨とする。

デジタルスキル標準（DSS）

（令和4年12月策定、令和5年8月・令和6年7月生成AI対応）

- DX・AI時代に必要な人材像をデジタルスキル標準（DSS）として整理。
- ①市場に提供される人材育成プログラムやスキル評価サービスがDSSに準拠し、②大手中心にDSSに基づく社内人材育成が加速。（例：トヨタ、ホンダ、イオン、味の素、旭化成等）

全てのビジネスパーソン（経営層含む）

<DXリテラシー標準>

全てのビジネスパーソンが身につけるべき知識・スキルを定義

- ビジネスパーソン一人ひとりがDXに参画し、その成果を仕事や生活で役立てる上で必要となるマインド・スタンスや知識・スキル（Why、What、How）を定義し、それらの行動例や学習項目例を提示

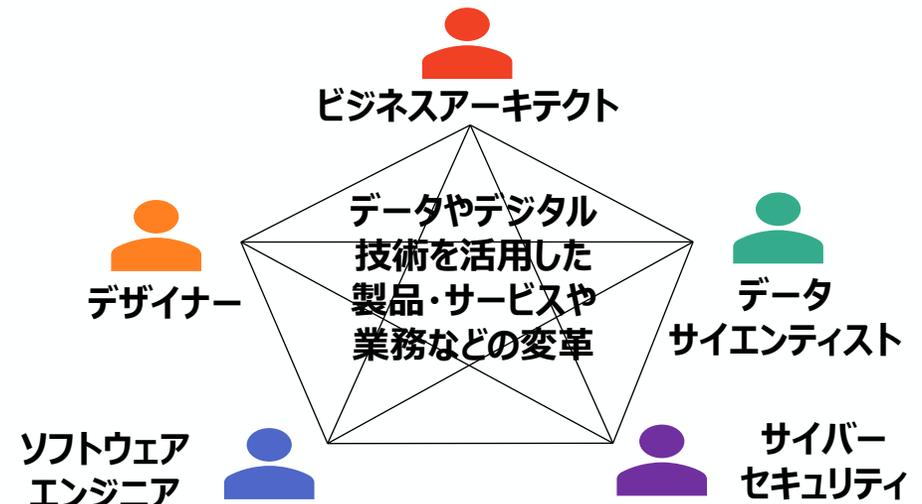


DXを推進する人材

<DX推進スキル標準>

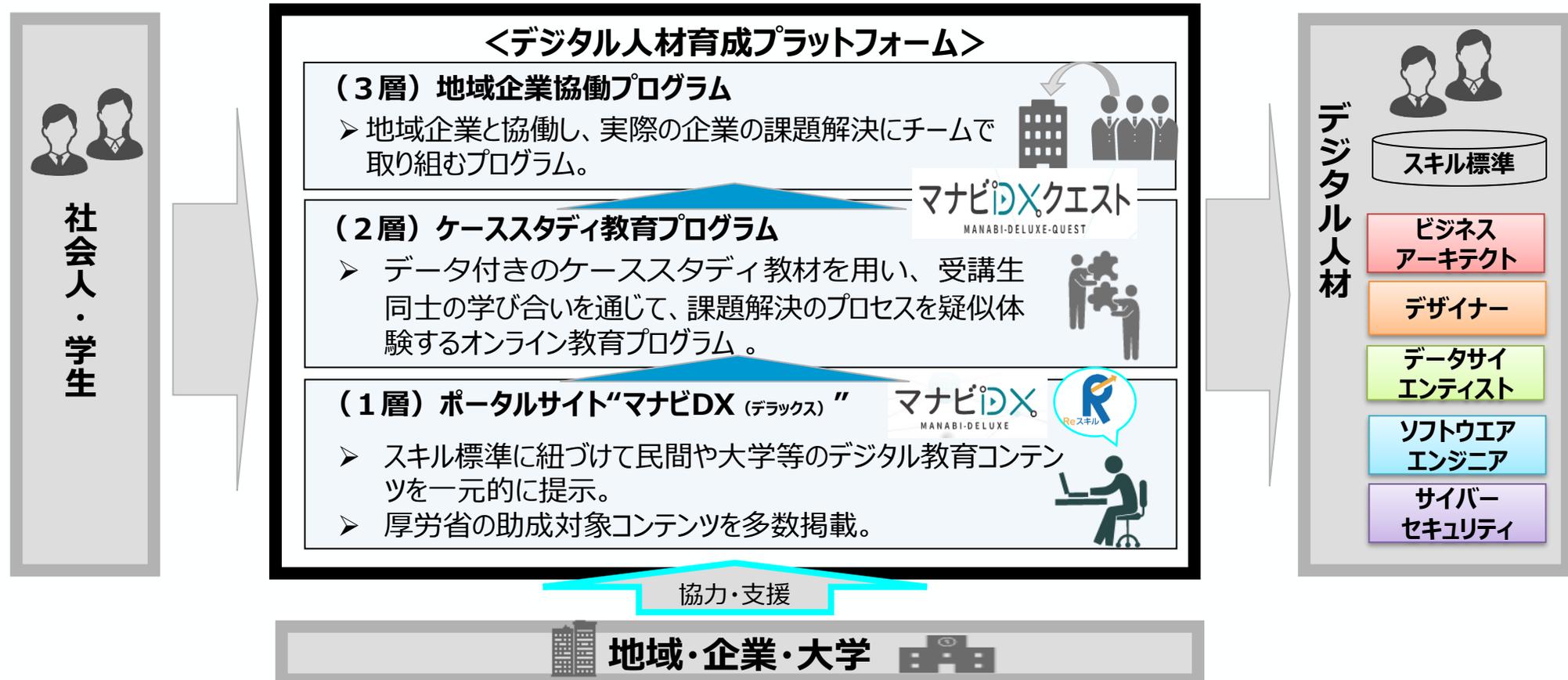
DXを推進する人材タイプの役割や習得すべきスキルを定義

- DX推進に主に必要な5つの人材類型、各類型間の連携、役割（ロール）、必要なスキルと重要度を定義し、各スキルの学習項目例を提示



デジタル人材育成プラットフォーム「マナビDX」「マナビDXクエスト」

- デジタル田園都市国家構想の実現に向け、**地域企業のDXを推進するデジタル人材を育成するプラットフォームを構築し、企業内人材（特にユーザー企業）や個人のリスキリングを推進。**
- 民間企業等が提供する教育コンテンツ・講座を一元的に集約・提示するポータルサイト「マナビDX」の整備に加えて、**ケーススタディ教育プログラム**や**地域企業協働プログラム**を提供し、DXを推進する実践人材を育成。



1層：オンライン教育ポータルサイト「マナビDX」

民間・大学等が提供する様々な学習コンテンツや講座をポータルサイトに提示（一部無料）

マナビDX
MANABI-DELUXE

講座一覧 マナビDXとは マナビDXでの学び方 講座提供希望の事業者の方へ

スキル標準から探す 何を学びたいですか? 検索

マナビDXは **すべての人**に **かんたん** **あんしん** **うれしい** 学びの場を提供します

- 登録不要
- ログイン不要
- 政府運用サイト
- 審査済み講座
- 無償の講座多数
- 前提知識不要

① 全てのビジネスパーソン向けのDXリテラシー標準、DX推進人材向けのDX推進スキル標準を整備し、それに基づき市場で提供されている学習コンテンツを整理し、掲載する。

学習コンテンツ

ビジネスアーキテクト デザイナー データサイエンティスト

ソフトウェアエンジニア サイバーセキュリティ

Reスキル講座 DXリテラシー etc...

講座情報
検索

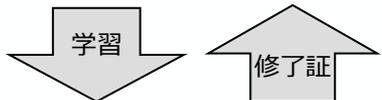


利用者（個人・企業）

必要とする人材像を目標として、デジタルスキル標準で整理された学習コンテンツを使い、学習や社内教育を行う

学習コンテンツ提供事業者

Google zero one
Orchestrating a brighter world
SkillUp AI Practical Machine Learning Courses
NEC
TRAINOCATE INTERNET ACADEMY
Institute of Web-Design & Software Services
LinkedIn SIGNATE
IPA 等



コンテンツ
掲載

マナビDXの詳細はコチラ↓



信頼できる講座を厳選

デジタルスキル標準 (DSS) ※などのスキル標準への対応を経産省・IPAが審査し、合格した講座のみを掲載

2層・3層：実践的な学びの場 「マナビDXクエスト」

- マナビDX クエストでは、実際に手を動かしながら「DXで現場の課題を解決する」という一連の流れに挑戦。
- ビジネスの全体を理解し、俯瞰したうえで、DXを構想し、技術を活用する、「具現化する力」「実現する力」を成長させるプログラム。
- DX推進プロジェクトを体験することで、デジタル素養の有無に関係なく、DXの担い手として持つべきスキルを習得。

ケーススタディ教育プログラム(PBL)

- 講師による座学ではなく、参加者が情報交換して学び合い・教え合いながら、与えられた課題を解決していくPBL (Project-based Learning:プロジェクト型学習)を中心に据えたプログラムです。
- 約3ヶ月*のPBLで、ビジネス課題からデジタル課題まで、DXを推進し組織を変革する一連のプロセスを一気通貫で学習することができます。
*期間はプログラムにより異なります
- デジタル初心者/経験者問わず、プログラムに参加できるよう、多数の学び合いの仕掛けを用意しています。

具体的な内容 (例)

企業の課題の特定・要求/要件定義→課題解決に向けたソリューションの検討/検証→経営者/他部署に向けた実装・組織変革の提案

地域企業協働プログラム

マナビDXクエスト
MANABI-DELUXE-QUEST

- より実践的な学びの機会として、実際に中小企業と約2、3ヶ月間*1かけて、チームで課題解決に取り組むプログラムです（参加要件*1あり。）。
*1 参加要件及び期間はプログラムにより異なります
- 地域の中小企業の課題に取り組み、経営陣・担当者との協働による実体験を通じて、ケーススタディ教育プログラムなどで学んだDXを、現場で推進する際の難しさやポイントを学ぶことができます。

具体的な内容 (例)

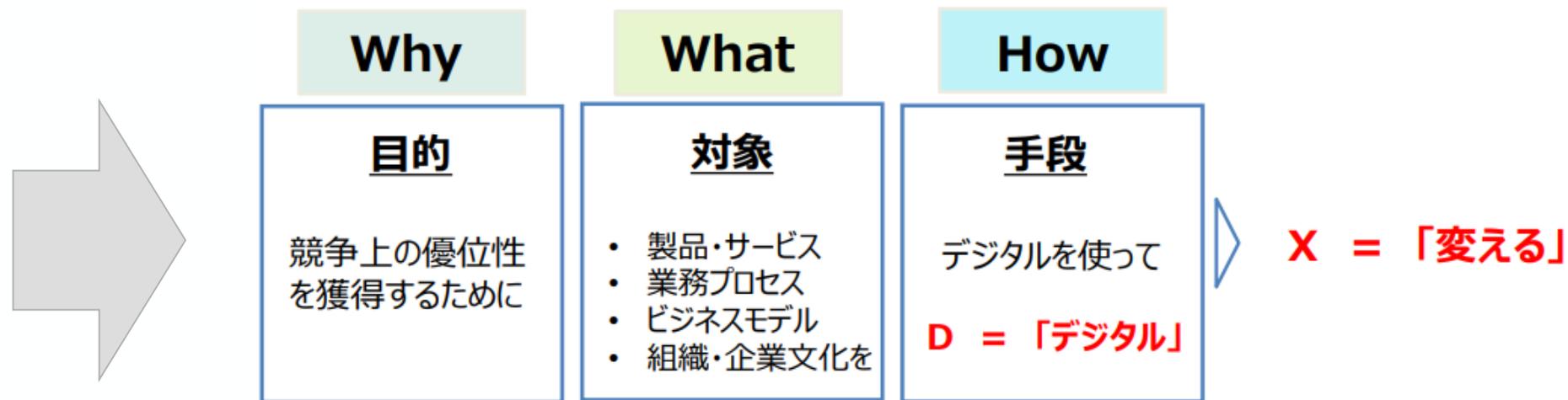
DX構想・設計・検証段階の各企業の具体的な課題に対し、解決策の提案を実施

D Xとは一体何か？

デジタル（D）を活用してトランスフォーメーション（X）すること

経済産業省の定義・・・

企業がビジネス環境の激しい変化に対応し、データとデジタル技術を活用して、顧客や社会のニーズを基に、製品やサービス、ビジネスモデルを変革するとともに、業務そのものや、組織、プロセス、企業文化・風土を変革し、競争上の優位性を確立すること



単なるデジタル化ではなく、
ビジネスモデルの変革や競争力の強化（新たな価値の創出）にデジタルを活用して
取り組むということ。

成長型中小企業等研究開発支援事業（Go-Tech事業）

令和8年度予算（案） 122億円（123億円）

本説明会は、事業者の皆様にも、予算未成立の段階から、Go-Tech事業の検討の方向性をお伝えし、より良い事業計画の検討・立案につなげていただくことを目的としています。

このため、今回説明させていただいている事業の内容は、令和8年度当初予算案に基づくものであり、当該予算案の成立が前提となっています。

今後の国会審議次第では事業内容等が変更される可能性がありますので、予めご了承ください。

成長型中小企業等研究開発支援事業（Go-Tech事業）

令和8年度予算（案） 122億円（123億円）

本事業は、令和8年度当初予算案に基づくものであり、本事業の実施は当該予算案の可決・成立が前提となっています。今後の国会審議次第では事業内容等が変更される可能性がありますので、予めご了承ください。

事業目的・概要

事業目的

中小企業が下請け構造から脱却し成長を実現するためには、ものづくり基盤技術及びサービスモデルの高度化を図ることが重要。

Point!

中小企業による持続的な成長のため、研究開発及びその成果の事業化を支援するとともに、中小企業が自立的にイノベーションを創出していくためのエコシステムの形成を図ることを目的とする。

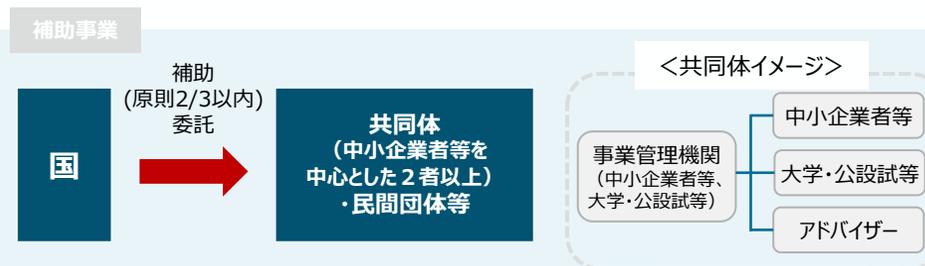
事業概要

Point!

中小企業が大学・公設試等の研究機関等と連携して行う、研究開発、試作品開発等に係る取組を最大3年間支援する。加えて、採択された事業者を対象に、研究開発成果の販路開拓等についても支援する（旧戦略的基盤技術高度化・連携支援事業（サポイン事業及びサビサポ事業））。

また、中小企業によるイノベーション創出を強力に支援する活動を普及・拡大するための実証事業を行う。

事業スキーム（対象者、対象行為、補助率等）



- 補助事業期間：2～3年
- 補助上限額：（通常枠）単年4,500万円、3年間9,750万円
改編（大型研究開発枠）単年1億円、3年間3億円
- 変更 ○補助率：（中小企業者等）原則2/3以内（大学・公設試等）定額
※課税所得15億円超の中小企業者等は1/2以内
- 委託：補助事業に係る評価・分析、販路開拓支援等

成果目標・事業期間

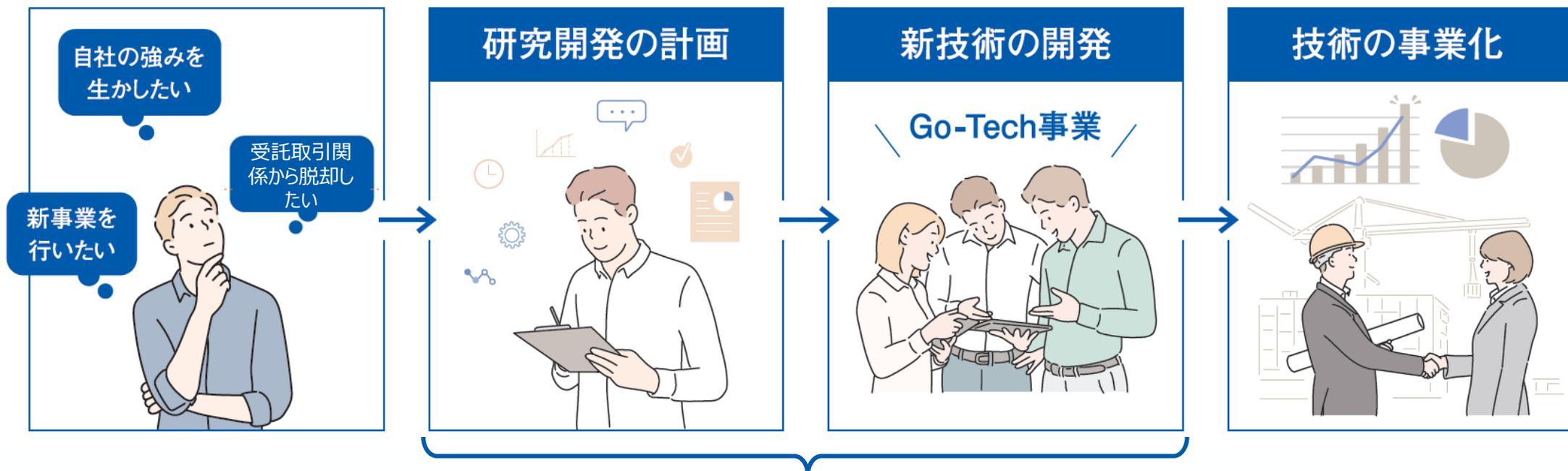
- 短期的には、事業終了時点での以下の達成を目指す。
 - ・個々のプロジェクトの研究開発達成度50%超
- 最終的には、事業終了後5年経過時点で以下の達成を目指す。
 - ・事業化を達成するプロジェクトが50%超
 - ・補助事業者全体の付加価値額が15%以上向上
 - ・補助事業者全体の給与支給総額が7.5%以上向上
 - ・補助事業の総売上累計額が総予算投入額の150%

制度概要

国会での予算成立が前提。詳細は国会審議等で変更があり得る。

- 中小企業者等が有するものづくり基盤技術及びサービスの高度化に向けて、**中小企業者等が、研究機関等と連携して行う、事業化を見据えた研究開発・試作品開発等を最大3年間支援。**

高度なものづくり基盤技術及びサービスモデルの研究開発等を支援



大学・公設試等研究機関と連携し「**共同体**」として実施

令和8年度公募概要

国会での予算成立が前提。詳細は国会審議等で変更があり得る。

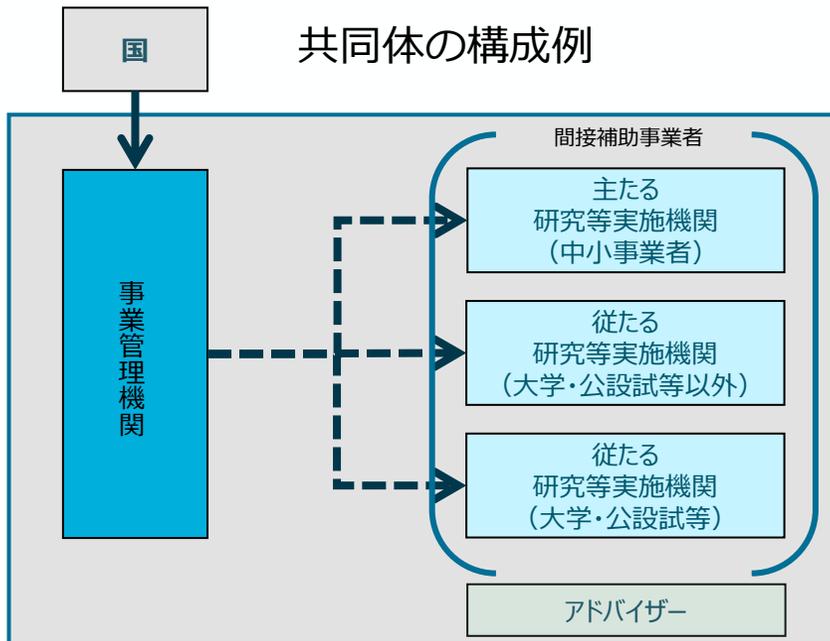
- 公募期間：令和8年2月16日（月）～4月17日（金）

| | 通常枠 | 大型研究開発枠 |
|------------------|---|---|
| 補助上限額 | 単年度あたり4,500万円以下 2年間合計で7,500万円以下 3年間合計で9,750万円以下 | 単年度あたり1億円以下 2年間合計で2億円以下 3年間合計で3億円以下 ※主たる研究等実施機関について、直近3か年連続して研究開発を行っており、かつ、そのうち研究開発費を年間1億円以上投じていた年度があること。等 |
| 補助率 | ①中小企業者等（補助率：2/3以内） ②大学・公設試等（補助率：定額） ※中小企業者等が受け取る補助金額が、共同体全体の補助金総額の2/3以上であることが必要。 | |
| 補助事業期間 | 2年度又は3年度 | |
| 令和8年度公募における主な変更点 | ・従来の「出資獲得枠」については「大型研究開発枠」に改編されます。 ・令和8年度採択案件より、大学・公設試等の補助率について一律定額となります。 ・令和8年度採択案件より、収益納付規定について撤廃されます。 | |
| 補助金交付候補者の採択想定件数 | 通常枠：120件程度、大型研究開発枠：5件程度（予定） ※あくまで見込みであり予告なく変更することがあります。 | |

共同体の構成

国会での予算成立が前提。詳細は国会審議等で変更があり得る。

- 単独では申請できず、中小企業者等を中心とした共同体を構成する必要があります。
- 共同体は、研究等実施機関、事業管理機関（同一者が担うことも可）を含む2者以上で構成する必要があります。
- 通常枠・大型研究開発枠ともに、**従たる研究等実施機関又はアドバイザーにA機関（大学・公設試等）が参画することが必須**となります。



| 共同体構成員 | 概要 |
|--------------------------------------|---|
| ① 事業管理機関 (必須) ※補助事業者 | <ul style="list-style-type: none"> ・研究開発計画の運営管理、共同体構成員相互の調整を行うとともに、研究開発成果の普及等を主体的に行う者 ・補助事業者として、国との総合的な連絡窓口を担うとともに、交付規程を定めた上で間接補助事業者に対して、補助金の交付、額の確定、支払等を行うなど、補助事業の遂行・経費管理における責任を有する。 |
| ② 主たる研究等実施機関 (必須) ※間接補助事業者 | <ul style="list-style-type: none"> ・本事業において中核的に研究開発等を実施する中小企業者等 ※資本金又は従業員の数が一定規模以下の会社若しくは個人（製造業の場合、資本金3億円以下又は従業員数300人以下）等 |
| ③ 従たる研究等実施機関 (必須又は推奨) ※間接補助事業者 | <ul style="list-style-type: none"> ・本事業において主たる研究等実施機関の取組を補完するための研究開発等を行う研究者が所属する研究等実施機関（大学・公設試等） ※通常枠においては、従たる研究等実施機関又はアドバイザーに大学・公設試等が参画することが必須 |
| ④ アドバイザー (必須又は推奨) | <ul style="list-style-type: none"> ・研究開発、その成果の事業化及び資金調達に関する助言を行う等、事業実施にあたって補助的な役割を担う、補助金の交付を受けない者（有識者や研究者、大学・公設試等、ファンド等の金融機関、川下製造業者等） |

補助対象経費

国会での予算成立が前提。詳細は国会審議等で変更があり得る。

| 費目 | 具体的な対象経費（例） |
|------------------|---|
| 物品費 | <ul style="list-style-type: none">➢ 機械装置備品費（機械装置及びソフトウェア並びに研究開発又は研究開発環境の整備等に必要な備品の購入・製作に要した経費）➢ 消耗品費（研究開発や研究開発環境の整備に必要な材料、部品の製作や試料等の作成に必要な原材料、機械装置の製作や稼働、研究開発環境の整備に必要な資材や部品、研究開発や実験において摩耗、損耗が著しい消耗品等の購入に係る経費）等 |
| 人件費・補助員人件費 謝金 | <ul style="list-style-type: none">➢ 人件費・補助員人件費（研究開発や事業化に関する業務及び研究開発計画の運営管理に関する業務等の補助事業に直接従事した者に対する給与その他手当に関する経費）➢ 謝金（委員等謝金及びアドバイザーや共同体外部の知見者から技術指導（技術流出防止を含む）を特に必要とする場合に支払われる謝金に係る経費）等 |
| 旅費 | <ul style="list-style-type: none">➢ 旅費（補助事業に直接従事した者、またはアドバイザーや共同体外部の知見者からの技術指導を特に必要とする場合に支払われるの旅費、滞在費及び交通費）等 |
| その他 | <ul style="list-style-type: none">➢ 外注費（原材料等の再加工、設計、分析、試験、調査（簡単なもの）、検査等を外部で行う場合に外注先への支払に要する経費）➢ 知的財産権関連経費（研究開発と密接に関連し、研究開発等成果の事業化に当たり必要となる特許権等の知的財産権の取得に要する弁理士の手続代行費用や翻訳料等の経費。）等 |
| 委託費 | <ul style="list-style-type: none">➢ 事業の遂行に必要な調査等（共同・受託研究を含む）を委託するために支払われる経費。 |
| 間接経費 | <ul style="list-style-type: none">➢ 事業の実施に伴い管理等に必要な経費として、直接経費（物品費、人件費・補助員人件費・謝金、旅費、その他）の合計の30%を上限に計上できる経費。 |

令和7年度採択状況 <東北地域>

国会での予算成立が前提。詳細は国会審議等で変更があり得る。

- 応募件数：（全国）243件（通常枠226件、出資獲得枠12件）
- 採択件数：（全国）124件（通常枠119件、出資獲得枠5件）

うち東北地域は応募21件に対して、10件の採択（通常枠10件、出資獲得枠0件）

| 主たる研究実施場所 (都道府県) | 令和5年度 | 令和6年度 | 令和7年度 | 増減 昨年度比較 |
|---------------------|-----------------------|-----------------------|-----------------------|-------------|
| 青森県 | 0 | 0 | 0 | ±0 |
| 岩手県 | 3 | 1 | 2 | +1 |
| 宮城県 | 9 | 3 | 4 | ▲1 |
| 秋田県 | 1 | 1 | 0 | ▲1 |
| 山形県 | 2 | 4 | 2 | ▲2 |
| 福島県 | 2 | 0 | 2 | +3 |
| 東北 | 17 (28) 【倍率1.6倍】 | 9 (17) 【倍率1.9倍】 | 10 (21) 【倍率1.9倍】 | +1 (+4) |
| 全国 | 133 (245) 【倍率1.8倍】 | 119 (228) 【倍率1.9倍】 | 124 (243) 【倍率2.1倍】 | +5 (+15) |

- ✓ 申請件数は全国的に増加傾向。東北地域の応募件数・採択数増加
- ✓ 全国の案件に対する東北の件数の割合
 - ・応募数 8% (前年7%)
 - ・採択数 8% (前年7%)
- ✓ 公設試の連携事業
 - ・R7応募6件、4件採択 (岩手1件、宮城2件、山形1件)

令和7年度採択 成長型中小企業等研究開発支援事業 一覧

国会での予算成立が前提。詳細は国会審議等で変更があり得る。

| 県 | 主たる中小企業者等 | 研究開発計画名 | 主たる技術分野 | 研究開発の概要 | 事業管理機関 | 連携している大学・公設試等 |
|-----|-------------------|--|----------|--|-----------------------|--|
| 岩手県 | 東北資材工業株式会社 | 世界初・マイクロ波とアルミ金型による発泡スチロール成形技術と特殊難燃 E P S 量産技術の研究開発 | 機械制御 | 岩手県の補助事業で開発してきたマイクロ波加熱による発泡スチロール製造の量産化設備を開発するものである。発泡スチロール製品の量産化装置、難燃性発泡スチロール原料の量産化設備、前述、両量産化設備のシステム、安全対策開発が大きく3つに分けた開発の内容である。製造中の内部状況を数値により外部から監視できるシステム構築が最大の問題点と言えるが、協力企業であるメーカーと共に開発を進める。 | 公益財団法人いわて産業振興センター | 国立大学法人岩手大学 |
| 岩手県 | 武藤工業株式会社 | 金属積層造形部品の宇宙・航空・エネルギー等分野での利用実現における革新的熱処理技術の研究開発 | 複合・新機能材料 | 革新的な熱処理技術を開発し、IN718および17-4PHなどの金属3Dプリント材が抱える課題を解決し、強度・耐熱性・品質の飛躍的な向上を実現する新規技術を確認する。従来の鍛造向け熱処理条件に依存せず、金属積層造形特有の材料特性に最適化された処理法により、製品性能の安定化と高信頼化を図り、航空宇宙やエネルギー分野などの過酷環境への応用拡大を通じて、次世代ものづくりの競争力強化に大きく貢献する。 | 公益財団法人いわて産業振興センター | 東京都公立大学法人東京都立大学 国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構 地方独立行政法人岩手県工業技術センター |
| 宮城県 | 東北電子工業株式会社 | ブレイクスルー現象を利用した高接着強度・大口径薄型サンドイッチ構造成形技術の開発 | 精密加工 | 当社で開発した導電性プラスチックリールに対して、耐衝撃性の更なる向上と再生材使用に伴うマテリアルリサイクルの困難さの解決が期待されている。そこで、これまで蓄積してきた、射出成形技術、金型技術、そして再生材プラスチックのノウハウを活かし、より低コストで高品質な製品を製造できる従来のサンドイッチ成形手法の高度化研究を進め、新たな導電性プラスチックリールを商品化することを目指す。 | 公益財団法人みやぎ産業振興機構 | 宮城県産業技術総合センター |
| 宮城県 | 3D Architech 合同会社 | データセンターの省電力化に向けたマイクロ構造制御により高性能化された熱伝導構造体の開発 | 立体造形 | 3D Architechは、AIチップ用冷却部材に向けて、高性能かつ信頼性の高い放熱部材の開発を行う。微細構造体と銅板を低熱抵抗で接合する拡散接合条件の最適化、構造維持技術の確立に加え、チップ特性に応じたNon-uniform構造設計および製造プロセスの構築を進める。また、液漏れ・耐食性の評価と改善を行い、冷却性能と信頼性の両立を目指す。 | 公益財団法人みやぎ産業振興機構 | 国立大学法人東京大学 宮城県産業技術総合センター 国立大学法人東北大学 |
| 宮城県 | NanoFrontier株式会社 | 深刻な水質汚染物質である特定PFASを低コストかつリアルタイムに検出する高感度有機ナノ色素の開発 | 測定計測 | 近年規制強化されている特定PFAS用に難水溶性の有機色素を合成し、再沈殿法を用いてナノ粒子化し、水中に分散させることで、水中に特定PFASが含まれると迅速に呈色する検出試薬品を開発することで、従来技術よりも高感度・簡便性・低コスト・リアルタイム性のある検出手法を確立する。顧客候補の現場での要望に答えるべく、100ppb以下の検出能の向上とg/kgスケールの量産化に向けた研究開発に取り組む。 | 公益財団法人みやぎ産業振興機構 | 国立大学法人東北大学 |
| 宮城県 | Tohoku-TMIT株式会社 | 5Gのインフラに不可欠なノイズ抑制体インライン検査装置の開発 | 測定計測 | 本提案では第5世代移動体通信(5G)等のインフラに不可欠なノイズ抑制体の高周波透磁率・誘電率評価技術開発とインライン検査装置の実用化を目指す。従来5G用ノイズ抑制体評価の国際規格が整備されておらず、ノイズ抑制体はトロイダル状に加工して低周波透磁率評価にとどまっている。本提案のインライン検査法は熟練技術者の高い技量に左右されることなくノイズ抑制体の迅速かつ効率的な製造管理に有効である。 | 公益財団法人みやぎ産業振興機構 | 国立大学法人東北大学 |
| 山形県 | スズキハイテック株式会社 | バイオミメティクス×数値解析×革新的ナノテクノロジーによる環境配慮型着色技術の開発 | 表面処理 | 自然界に生息するモルフォ蝶の翅が発色する光の干渉・回折・散乱等の物理現象を、数値解析技術により誰でも工業的に利用できるような生体模倣技術として設計指針にまとめ、MEMS基礎研究と無機・有機積層技術をベースにした革新的なナノテクノロジー技術開発を通して、環境負荷の少ない着色要素技術を確認し、持続可能な社会における循環型経済の推進に貢献する。 | 公益財団法人やまがた産業支援機構 | 山形県工業技術センター 国立大学法人山形大学 国立大学法人東北大学 国立大学法人名古屋工業大学 |
| 山形県 | Spiber株式会社 | 人工構造タンパク質素材を用いた樹脂構造部品開発 | 複合・新機能材料 | 本研究では、人工構造タンパク質長繊維を用いた高性能複合材料の製造プロセス開発及び同材料を用いた自動車準構造部品試作に取り組む。人工構造タンパク質の連続繊維を用いたLFT成形は、従来の短繊維複合化と比較して、樹脂中に長尺繊維を均一に分散させることが可能であり、複合材料の物性向上が期待される。本技術を用いて、自動車部品に適した低コストかつ高性能な樹脂構造部品の製造を目指す。 | 一般社団法人構造タンパク質素材産業推進協会 | 兵庫県公立大学法人兵庫県立大学 |
| 福島県 | TNK株式会社 | 占積率制御を実現する巻線機の開発とスロットレスモータへの活用 | 機械制御 | スロットレスモータは高速回転時の高効率化や振動抑制に有効であることから、スロットレス巻線機の市場ニーズが急速に拡大している。本事業では、巻線の位置に応じて占積率を制御可能とするとともに、スロットレス巻線機の自動化開発を行う。さらに、スロットレスモータの付加価値を高めるために、占積率制御したスロットレス巻線にコンパウンドを封入する技術を開発し、スロットレスモータの特性向上効果を検証する。 | 一般社団法人信州産学みらい共創会 | 国立大学法人信州大学 |
| 福島県 | クニミネ工業株式会社 | ナノクレイを活用した多様な細胞に対する3次元培養技術の適応と新規用途開発 | バイオ | 細胞の3次元培養は生体内に近い細胞環境を再現しており、創薬、再生医療、がん研究等の分野で応用が期待されているが、高コストで操作も煩雑なため十分に活用されていない。一方、当社と大阪大学にて開発した新規3次元培養技術は操作が簡便であり、バイオ技術の高度化に繋がる可能性を有しているが、効果実績のデータが少ない状況。そこでメカニズム解明も含め顧客ニーズに応じたデータの拡充を図り、業界認知度の向上を目指す。 | 公益財団法人福島県産業振興センター | 国立大学法人大阪大学 |

「Go-Tech」と「もの補助」の違い

※令和7年度公募の内容です

| | Go-Tech <small>R7 通常枠</small> | もの補助 <small>22次 製品・サービス高付加価値化枠</small> |
|----------|--------------------------------------|--|
| 補助事業の目的 | 事業化につながる可能性の高い 研究開発 等を支援 | 革新的な新製品・新サービスの開発等に必要 設備投資 等を支援 |
| 補助上限額 | 3年で最大 9,750 万円 | 最大 3,500 万円 |
| 補助率 | 中小企業 2 / 3 以内 | 中小企業 1 / 2 小規模・再生 2 / 3 |
| 事業期間 | 2年又は3年 | 交付決定日から10か月 |
| 主な補助対象経費 | 人件費 、設備備品費、旅費、 外注・委託費、間接経費 | 機械装置・システム構築費、専門家経費 |
| 共同体 | 大学・公設試との共同体要 | 不要 |
| 申請書のページ数 | 15枚以内 | 10枚以内 |

国会での予算成立が前提。詳細は国会審議等で変更があり得る。

T-MAJSNT事業

ティー マジェスネット

- T-MAJSNTとは？ 研究開発支援制度を所管する機関による省庁等横断の連携支援活動事業です。
- 研究開発の計画段階から様々なリソースを最適に組合せることが事業化率の向上に資するという考えの基、制度選択のミスマッチを解消することを目的に実施しています。

Point!

- 令和7年度からは、東北経済産業局のWEBフォームにて個別相談を随時受付をしております。

活動方針

組織に囚われず、研究開発を通じた東北地域の活性化のため、「マジエスティック（壮大）」なネットワークによる取組を実施しています。



東北経済産業局（METI）
日本医療研究開発機構（AMED）
産業技術総合研究所（AIST）
科学技術振興機構（JST）
中小企業基盤整備機構（SMRJ）
新ICT産業技術総合開発機構（NEDO）
情報通信研究機構（NICT）
製品評価技術基盤機構（NITE）
農業・食品産業技術総合研究機構（NARO）
東北総合通信局（TSUUSHINKYOKU）

令和8年度に向けた個別相談受付中です！



- ・制度の違いが分からない
- ・資料が細かくて分からない
- ・全ての説明会には参加できない
- ・気づいたら公募が終わっていた
- ・締切間際で慌てて提出してしまった
- ・説明会の開催地までの旅費がかかる

お困りの際にはT-MAJSNTまでご相談ください

Step 1

まずは各機関の施策を
チェック



Step 2

検討されている事業の概要、相談したい機関を
記入しお申し込み下さい。
第1相談希望先から調整のご連絡をいたします。



T-MAJSNTの詳細はこちらから▶▶▶

🔍 東北経済産業局 産業技術

NEDOへの相談受け付けます

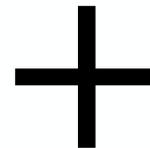
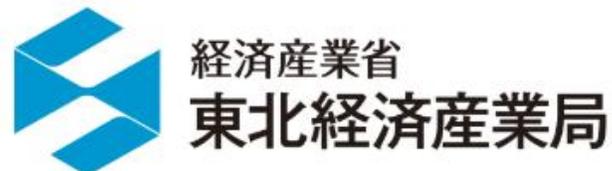
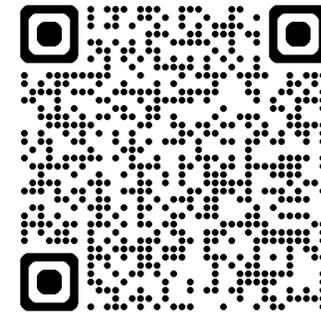
NEDOデー 開催しています！

1. 東北経済産業局内でNEDO担当者に相談できる「NEDOデー」を開催しています。
2. NEDO施策等の活用や技術開発に関する御相談など、お気軽にお問合せください。
3. NEDOデー開催日以外の御相談は相談フォームにて受け付けます。

次回のNEDOデー

申込・相談フォームはこちら

2026年
3月2日(月)3日(火)4日(水)



ご紹介内容

◆ 設備投資

生産性向上や省人化・省力化に資する投資等への補助

◆ IT、研究開発

業務の効率化やDXの推進、セキュリティ対策に向けたITツール等の導入や、産学官連携による研究開発を支援

◆ 小規模事業者支援、海外展開、事業承継

国内外の販路開拓支援、事業承継時の投資や専門家活用等の補助

◆ 省エネルギー、サーキュラーエコノミー

省エネ効果の高い設備への入替の補助や、資源の有効利用と経済成長の両立に向けた取組を支援

◆ エッセンシャルサービス、人材、税制、支援機関

小売・卸売、医療・介護等、生活必需品の産業の効率的運営や、人材の確保、設備投資等における税制優遇策のほか、各支援機関を紹介

販路開拓等に取り組む皆様へ

令和7年度補正予算

「小規模事業者持続化補助金（通常枠）」

地域の雇用や産業を支える小規模事業者等の生産性向上と持続的発展を図ることを目的とし、持続的な経営に向けた経営計画に基づく販路開拓等の取組を支援します

【事業目的】

小規模事業者※等が経営計画を自ら策定し、商工会・商工会議所の支援を受けながら取り組む販路開拓等を支援

※ 従業員数が「商業・サービス業(宿泊業、娯楽業を除く)」の場合5人以下、製造業またはそれ以外の業種の場合20人以下である事業者

【補助上限】

50万円

(特例を活用した場合は最大250万円)

【補助率】

2/3

(賃金引上げ特例活用事業者のうち赤字事業者については3/4)

【第19回公募スケジュール】

公募要領公開：1月28日（水）

申請受付開始：3月6日（金）

申請受付締切：4月30日（木）

【関連融資制度】

補助対象経費総額

自己負担

持続化補助金
補助率
2/3

補助対象経費の資金調達に活用できる無担保・無保証の融資制度
「小規模事業者経営改善資金（マル経融資）」

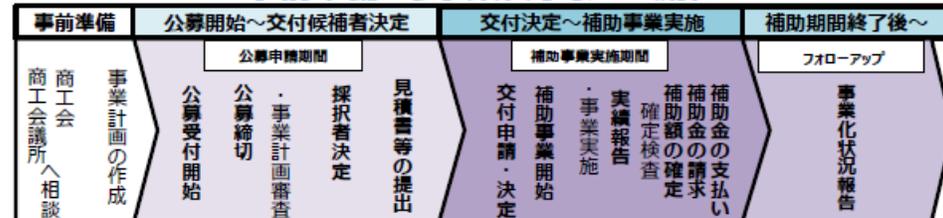
◎限度額：2,000万円

※融資のご利用には、一定の要件・審査があります。

例. 最近1年以上同一地区内で事業を行っていること等

詳しくは、お近くの商工会、商工会議所にお問い合わせください。

事前準備から事業終了までの流れ



※申請時点で明らかではない経費については、交付申請・決定の段階時点で、事業に要する経費の詳細内訳を改めて求めます。事後で対象外経費が含まれていることが判明した場合はお支払いができませんので、申請時点でよくご確認ください。

概要

| | |
|---------|-------------------------------------|
| 補助率 | 2/3 |
| 補助上限 | 50万円 |
| インボイス特例 | インボイス特例の要件を満たす場合は、上記補助上限額に50万円を上乗せ |
| 賃金引上げ特例 | 賃金引上げ特例の要件を満たす場合は、上記補助上限額に150万円を上乗せ |

【特例要件】

- インボイス特例 ⇒ 免税事業者のうちインボイス発行事業者の登録を受けた事業者
- 賃金引上げ特例 ⇒ 事業場内最低賃金を+50円以上とした事業者

【対象経費】

機械装置等費、広報費、ウェブサイト関連費、展示会等出展費、旅費、新商品開発費、借料、委託・外注費

活用事例①

※ 青字が本補助金の対象経費

観光ぶどう園を有する喫茶店においてフリーズドライ製品を販売するため、洗練されたパッケージデザインやリーフレットを作成。高級スーパー等の新たな販路への商談に活用。

活用事例②

醬油製造業者が、事前のテストマーケティングを実施の上、新たな原材料に対応した機械装置を導入するなどして、新商品を開発。海外向け展示会に出展し、新規顧客を獲得。

事務局HP：



商工会地区HP



商工会議所地区HP



G-BUS ID
取得

販路開拓等に取り組む創業者の皆様へ

令和7年度補正予算

「小規模事業者持続化補助金（創業型）」

地域の雇用や産業を支える創業後1年以内の小規模事業者の生産性向上と持続的発展を図ることを目的とし、持続的な経営に向けた経営計画に基づく販路開拓等の取組を支援します

【事業目的】

創業後1年以内の小規模事業者※等が経営計画を自ら策定し、商工会・商工会議所の支援を受けながら取り組む販路開拓等を支援

※従業員数が「商業・サービス業(宿泊業、娯楽業を除く)」の場合5人以下、製造業またはそれ以外の業種の場合20人以下である事業者

【補助上限】

200万円

(特例を活用した場合は最大250万円)

【補助率】

2 / 3

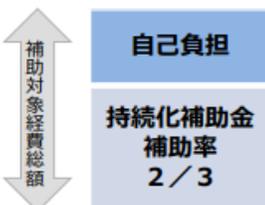
【第3回公募スケジュール】

公募要領公開：2026年1月28日

申請受付開始：2026年3月6日

申請受付締切：2026年4月30日

【関連融資制度】



補助対象経費の資金調達に活用できる融資制度

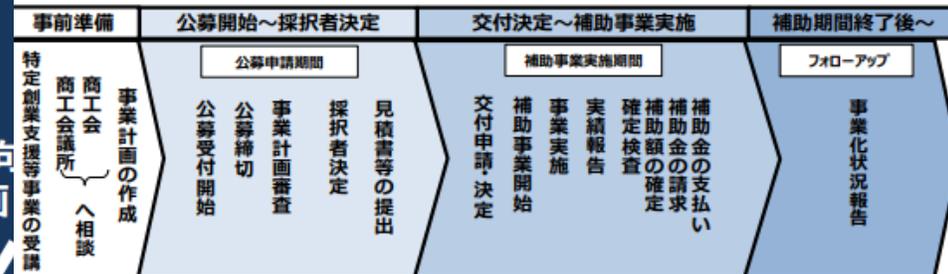
「新規開業・スタートアップ支援資金」

- ◎ 限度額：7,200万円
- ◎ 返済期間：設備資金 20年以内
運転資金 (原則) 10年以内

※融資のご利用には、一定の要件・審査があります。

詳しくは、お近くの日本政策金融公庫にお問い合わせください。

事前準備から事業終了までの流れ



※申請時点で明らかではない経費については、交付申請・決定の段階時点で、事業に要する経費の詳細内訳を改めて求めます。事後で対象外経費が含まれていることが判明した場合はお支払いができませんので、申請時点でよくご確認ください。

【申請要件】

産業競争力強化法に基づく「認定市区町村」または「認定市区町村」と連携した「認定連携創業支援等事業者」が実施した「特定創業支援等事業による支援」を受けた日および開業日（設立年月日）が公募締切時から起算して過去1か年の間であること。

※創業後、事業開始前の事業者も対象となります。また、申請には、認定市区町村が発行した、特定創業支援等事業による支援を受けたことの証明書の写しが必要になります。

【特例要件】

免税事業者のうちインボイス発行事業者の登録を受けた事業者は、一律に50万円の補助上限上乗せを行います。

【対象経費】

機械装置等費、広報費、ウェブサイト関連費、展示会等出展費、旅費、新商品開発費、借料、委託・外注費

【活用事例①】

※ 青字が本補助金の対象経費

地域食材を活用したレストランを開業。**店舗改装**及び**インターネット・SNS広告**を行うことで、多様な顧客層獲得による売上向上を図る。

【活用事例②】

金属加工業を開業。**ロボット溶接機械**を導入することで、技術革新による事業の拡大及び生産性の向上を図る。

持続化補助金（創業型）事務局HP：

G Biz 1D
取得

販路開拓を支援する機関の皆様へ

令和6年度補正予算

「小規模事業者持続化補助金（共同・協業型）」

地域振興等機関が主体的・中心的な役割を担い、
参画事業者の商品・サービスの改良やブランディング支援に加えて、
販路開拓の機会の提供を行う取組を支援します

【事業概要】

地域に根付いた企業の販路開拓を支援する機関（以下「地域振興等機関」）が、小規模事業者※（以下「参画事業者」）を集め、展示会や商談会、催事販売、マーケティングの拠点を活用し、参画事業者の販路開拓を支援する取組について支援。

※ 従業員数が「商業・サービス業（宿泊業、娯楽業を除く）」の場合5人以下、
製造業またはそれ以外の業種の場合20人以下である事業者

【補助上限】

5,000万円

【補助率】

参画事業者は2/3、地域振興等機関は定額

【補助対象】

会場の設営費・内装等の工事費、会場借料、機器・機材の借料、
広報費、旅費 など

【第2回公募スケジュール】

公募要領公開：2025年12月23日（火）

申請受付開始：2026年1月16日（金）

申請受付締切：2026年2月27日（金）

※第3回公募以降、令和7年度補正予算を活用

事前準備から事業終了までの流れ



※申請者は地域振興等機関となります。参画事業者（10社以上）を集めて申請を行って下さい。
※申請時点で明らかでない経費については、交付申請・決定の段階で、事業に要する経費の詳細内訳を改めて求めます。事後で対象外経費が含まれていることが判明した場合はお支払いができませんので、申請時点でよくご確認ください。

【地域振興等機関とは】

- 地域に根付いた企業の販路開拓を支援する機関であり、次の①から④のいずれかに該当する機関を指す。
- ①商工会法、商工会議所法に基づき設立された法人
- ②中小企業等協同組合法に規定する都道府県中小企業団体中央会
- ③商店街振興組合法（昭和37年法律第141号）に規定する商店街振興組合、商店街振興組合連合会
- ④中小企業等協同組合法に規定する事業協同組合などの法人化されている組織
- ⑤地域の企業の販路開拓につながる支援を事業として行っている法人

【参画事業者とは】

- 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律で定める小規模事業者に該当する者。

【本事業における取組】

- ①展示会・商談会の取組
商談目的の展示会・商談会（主催または他者主催への出展）で展示・宣伝を行い、支援する参画事業者の商品・サービスの特長または価値が顧客に伝わることによって、参画事業者の新たな取引先を増加させる取組。
- ②催事販売型の取組
支援する参画事業者の商品・サービスの物販会や即売会（主催または他者主催への出展）により、参画事業者の売上高増加を支援する取組。
- ③マーケティング拠点の取組
支援する参画事業者の商品・サービスの想定ターゲットを明確化し、補助事業を通じて、想定ターゲットに具体的かつ継続的なマーケティングを行う拠点・仕組みを構築する取組。

持続化補助金（共同・協業型）事務局HP:



G Biz ID
取得

グローバルサウス未来志向型共創等事業

令和7年度補正予算額 **総額約1,546億円**(国庫債務負担行為等を含む)

通商政策局

(1) 貿易振興課、欧州課

(2) 総務課

(3) 技術・人材協力室、南西アジア室

事業の内容

事業目的

グローバルサウスが抱える課題（DX/GX分野等）を解決することによる同市場の成長力を活かした日本国内産業活性化、米国関税の影響を受ける日本企業の新市場開拓、特定国への依存低減による経済安全保障の確保（サプライチェーン強靱化等）を図る。また、同時にグローバルサウス諸国との経済連携を強化する。

事業概要

(1) グローバルサウス未来志向型共創等事業

グローバルサウス諸国において、日本企業が、現地企業と互いの強みを活かしたGX/DX等による社会課題解決の実現や、サプライチェーン強靱化・経済安全保障の確保に資する危機管理投資に繋がる実証事業等への支援を行う。また、ウクライナ支援も対象とし、周辺国である中東欧諸国等からの支援も含めて、ウクライナ復興に資する事業を推進する。

(2) グローバルサウス市場開拓に向けた支援事業

国内産業の活性化や強靱なサプライチェーンの構築等に向け、グローバルサウス諸国とのビジネス関係拡大に資する事業案件を発掘・組成するための現地情報の収集・提供やビジネスイベントの開催等を行うとともに、必要な支援体制を強化する。

(3) 技術・人材連携を通じたグローバルサウスとの共創事業

日本企業が海外進出する際の相手国パートナー企業の育成、高度外国人材の活躍推進、二国間連携・国際協調に資する人材協力を通じて、日本企業の海外展開とグローバルサウス諸国との経済連携強化を推進する。

事業スキーム（対象者、対象行為、補助率等）

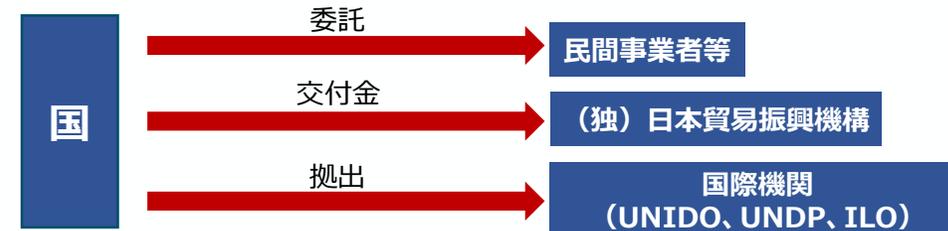
(1) グローバルサウス未来志向型共創等事業



(2) グローバルサウス市場開拓に向けた支援事業



(3) 技術・人材連携を通じたグローバルサウスとの共創事業



成果目標

- 大型実証、小規模実証、実現可能性調査等の実施を通じて、将来的な日本企業の海外インフラ等の受注を目指す。
- 研修等による人材育成、インターンシップ等による高度外国人材の獲得・活用等を通じ、グローバルサウス諸国への海外展開を促進する。

事業趣旨

- 激変する国際情勢下において**グローバルサウスとの連携を強化することで、国際秩序の安定を目指す。**
- また、相手国のニーズが高い**DX/GX分野を中心に共創案件の形成等を支援**することで、成長余力が高い同地域の活力を生かした**日本のイノベーション創出や、有志国間での産業基盤のネットワーク構築、経済安保強化等にも裨益。**これら成果を**FOIPの実現にも繋げていく。**

＜我が国にとってのグローバルサウス諸国の重要性＞

① 成長力の高い市場

2050年には全人口の3分の2がグローバルサウス
2023年インドが中国を逆転

グローバルサウス合計 (インド含む)

インド 中国 EU 米国

出典：三菱総研

② 経済安保上重要な相手

- ◆ リチウム
中国：55%、チリ：30%
- ◆ レアアース
中国：60%、ベトナム：16%
- ◆ ニッケル
インドネシア：28%、フィリピン：26%

③ 国際秩序形成の鍵

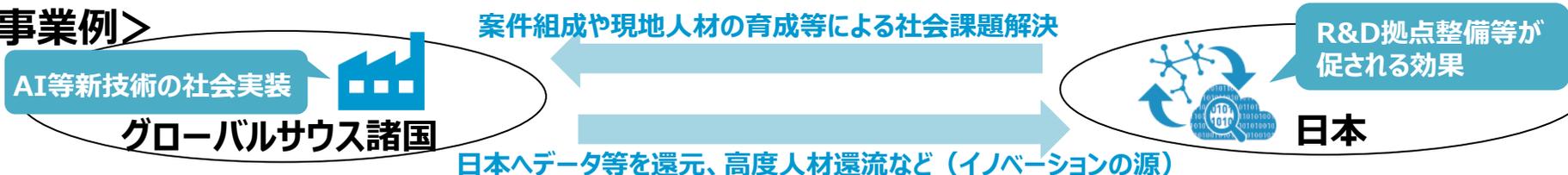
印主催「グローバルサウスの声サミット」
(2023年1月) 参加国は120以上

露非難決議は、多くの新興国・途上国が露にも配慮してバランスを取る姿勢

※地図上の青塗りは露に非友好国指定されている国・地域 (2022年3月24日時点)

- ◆ グローバルサウスの共通課題である産業の脆弱さ、保健・防災・食糧問題等に対し、デジタル等の新興技術を社会実装し、自律的で迅速なソリューションを相手国に提供。
- ◆ その際、**日本と現地企業が共創型でビジネスを興し、相手国産業の育成や社会課題解決のみならず、日本企業のイノベーション創出や技術展開、サプライチェーン強靱化という双方の「win-win」を実現。**
- ◆ **事業収益確保に留まらない、日本の産業構造の高度化、強靱化等に資する案件をFS/実証等通じて支援していく。**

＜事業例＞



執行スキーム

- ①補助上限40億円の大型実証、② 補助上限 1 億円のFS、③補助上限5億円の小規模実証の3つに分かれる。
- 事業実施期間は、①大型実証は補助交付契約締結又は交付決定から3年間、② FSは交付決定から1年程度、③小規模実証は交付決定から1年半程度（**昨年度までは1年間だった事業期間を拡大**）。

大型実証（対ASEAN加盟国）

予算額：505億円

執行団体（公募により選定）

（公募・採択）

事業者等

- ・補助額：5億円超、40億円以下
- ・補助率：中小企業以外1/2、中小企業2/3
- ・事業期間：最長3年間
（ただし、最長でも2030年3月末まで）
- ・スケジュール（予定）：
公募：3月末～（受付は6月頃を想定）

大型実証（ASEAN加盟国以外）

予算額：314億円

執行団体（公募により選定）

（公募・採択）

事業者等

小規模実証・FS

予算額：152億円

執行団体（公募により選定）

（公募・採択）

事業者等

- ・補助額：FS事業 上限1億円
小規模実証 上限5億円
- ・事業期間：FS事業 1年間
小規模実証 1年6ヶ月
- ・補助率：中小企業以外1/2、中小企業2/3
- ・スケジュール（予定）：
公募：3月末～（受付は4～5月頃を想定）

「令和7年度補正グローバルサウス未来志向型共創等事業費補助金（ウクライナ復興支援・中東欧諸国等連携強化）」事業

※担当課が異なるため、本資料では詳細割愛（問合せ先は巻末参照）

スケジュール（イメージ）

大型実証

小規模・FS

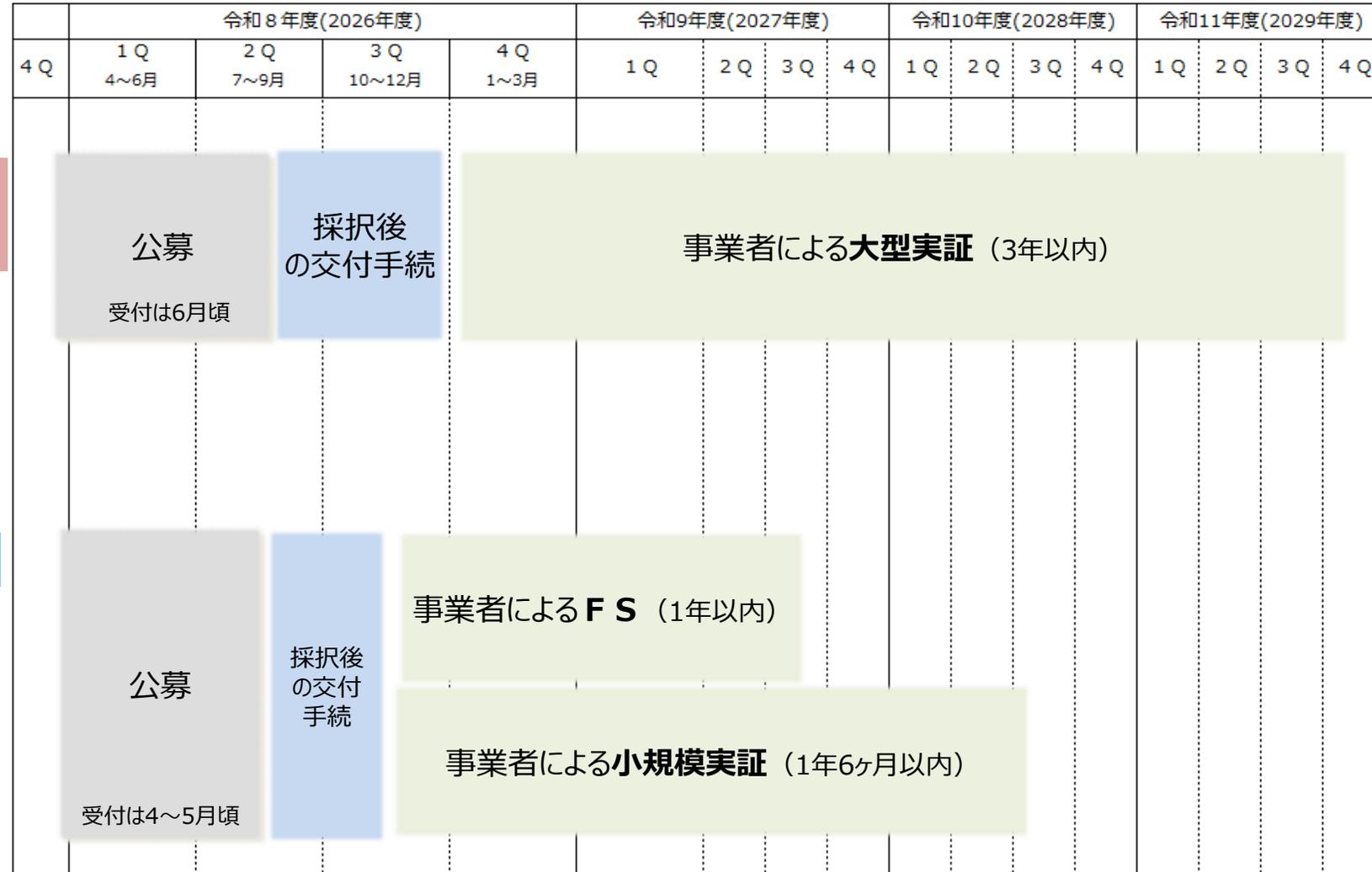
- 現時点での公募のタイミング・事業期間のイメージであり、**今後、変更の可能性あります。**
※公募の結果によっては追加募集を行う可能性があります。
- 正確な情報は随時公開する募集要領等を参照下さい。

公募～審査～採択発表

採択後の交付手続（交付申請・審査・交付決定）

大型実証
(ASEAN加盟国/
ASEAN加盟国以外)

小規模実証・FS



- 令和7年度補正事業では、以下の分野に関する案件を募集する予定です。

① G X分野

- ・化石燃料からクリーンなエネルギー利用への転換等GHG排出削減を図る案件

② D X分野

- ・デジタル技術を用いて、ビジネスモデルの変革を図る案件

例：エネルギー×DX、航空・宇宙×DX、半導体×DX、医療・ヘルスケア×DX、リサイクル×DX、防災・気候変動×DX、農林水産×DX、交通・物流×DX、都市開発×DX

③ 経済安全保障分野

- ・「経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律施行令」で指定された「特定重要物資※」に係る案件

※内閣府のHPで確認下さい。

https://www.cao.go.jp/keizai_anzen_hosho/suishinhou/supply_chain/supply_chain.html

大型実証事業のみに適用される要件 (※詳細は募集要領をご覧ください。)

- 申請者及び関連会社※が実施する、申請内容と同じ分野・目的の他の海外プロジェクトが存在する場合には、(1)事業環境の違いや(2)主たる技術の差異を精査する。
※海外子会社（出資比率10%以上）又は海外孫会社（出資比率50%超の海外子会社の出資比率50%超）
- 申請者が大企業等の場合は、相手国政府等（中央政府、地方政府、国営企業等）との協力を示すMOUやレターを応募時又は事業開始後1年以内に提出する。
- 採択後にプレスリリース（政府支援の必要性等の記載を含む）を行う。

- **【相手国碑益】**グローバルサウス諸国の産業基盤構築や技術育成、社会課題解決に資するものであること。
- **【日本碑益】**日本の産業構造の高度化、高度技術の海外展開やサプライチェーンの強靱化に資するものであること。具体的には以下 3 類型の少なくとも 1 類型に該当し、**定量的にその効果が示せる**こと。

類型① 我が国のイノベーション創出につながる共創型 の要件

- ・日本で既に技術的には確立されたものであること
- ・該当国において事業に未適用なプロジェクトであること
(又はスケール化を含む事業化にあたっての課題が明確であること)
- ・日本へのリバースイノベーションに資すること

類型② 日本の高度技術海外展開型 の要件

- ・日本で既に技術的には確立されたものであること
- ・該当国において事業に未適用なプロジェクトであること
(又はスケール化を含む事業化にあたっての課題が明確であること)
- ・事業化に至った際に、日本の雇用増加等に繋がること

類型③ サプライチェーン強靱化型 の要件

- ・日本の産業構造上重要と考えられる物資を対象とすること
※特定重要物資に指定されているもの以外でも、サプライチェーン上の重要性が合理的に説明されているものも対象に含みます
- ・該当国において事業に未適用なプロジェクトであること
- ・日本の一国への輸入依存度が高く、本事業を通じた供給構造の変化が日本のサプライチェーン強靱化に資すること

- 本事業における実証とFSの定義は以下のとおり。

■ 実証事業の定義

実証事業とは、**実地に適用可能な段階にある技術・システム・制度などを、グローバルサウス諸国において、その有効性や経済性などを確認すること**を指します（事業化に向けたスケール化を目指す実証です）。

なお、本事業は研究開発や設備取得を支援する事業ではありません。

※事業実施期間中に補助対象経費を用いた製品及びサービス等の有償販売及び有償提供を行う場合、補助事業に要する経費の自己負担分（＝「補助事業に要する経費」－「補助金額」）以上の利益が出る事業（補助事業に要する経費の自己負担分を賄う以上の利益が出る場合は本事業の対象外です）。

※本事業においては、実証事業にかかる収益納付規定はありません。

○対象外となる例

- ・研究開発を行うもの。
- ・設備取得のみで、実証要素のないもの。
- ・日本国内において実証を行うもの。

■ FS事業の定義

グローバルサウス諸国において、案件組成段階で事業化の可能性を調査すること。実行可能性、採算性などを調査することを指します。

調査・検討する内容は、事業の外部要因として政治、法制、規制、経済、技術動向、自然環境、社会環境といったマクロ環境と、業界の動向、市場調査、競合状況、財務的可能性(IRRを含む)等の個別案件のミクロ環境の調査を含むものとします。

- 正確な内容は各事業の募集要領等でご確認ください。

■ 補助事業を実施する者

- ① **日本企業**（日本に拠点及び法人格を有している者）※複数者による共同申請も可能
- ② **日本企業の現地法人**（出資比率10%以上の海外子会社又は出資比率50%超の海外子会社の出資比率50%超の海外孫会社）

※現地法人のみによる申請はできません。①の**単独申請**又は①と②の**共同での申請**となります。

※本事業では、①の日本企業と②の日本企業の現地法人による機械設備等の購入・所有が可能です（相手国政府や企業が所有する設備等は補助対象となりません）。

※大型実証では、現地法人（SPC等）設立前の段階でも、応募は可能です。

※①、②に該当しない事業者（現地パートナー等）が委託先・外注先として参画することは可能ですが、委託・外注費の割合は小規模・FSは40%未満、大型実証は50%未満とする必要があります。

■ 補助対象経費

人件費、旅費（招聘分含む）、会議費、謝金、機械設備費・システム購入費（※1）、備品費、（借料及び損料）、消耗品費、委託・外注費、印刷製本費、補助員人件費、その他諸経費（※2）

（※1）実証事業の場合に補助対象となります。FS事業では計上できません。

補助事業期間終了後も、補助金の目的に沿って事業に活用していただくことが可能です。

（※2）土地・建物の取得費用や自動車・パソコン等の汎用的な物品の購入費用は補助対象外です。

- 正確な内容は各事業の募集要領等でご確認ください。

■ 審査・採択

応募書類の要件を満たしているか事務局で確認の上、採択の審査は、第三者委員会において行われます。

■ 主な審査基準 等

- ・事業実施期間内に事業が終了するか。FS・実証事業のスケジュールが妥当であるか。
- ・実証事業については実証性があるか。（技術的課題や、事業化にあたっての課題が明確に設定されているか。）
- ・類型1,2,3のうちどれか1つ以上に該当し、日本国内産業を活性化する事業であるか。（日本碑益）
- ・事業実施国の社会課題解決に資するか。（相手国碑益）
- ・補助事業の終了後、3年以内（大型実証）又は5年以内（小規模実証・FS）に事業化が実現可能となる計画となっているか。
- ・過去又は現在、政府等が助成する他の事業と類似又は同一でないか（GS補助金内でも、FS実施後に実証に進むケースは認められますが、同一案件についてのFSや実証を複数回実施するケースは不可です）。

■ その他

- ・補助事業終了時に事業の成果に関する報告書を事務局に提出して頂きます。
- ・経産省等の中央官庁・事務局が出席するオンライン報告会を事業実施期間中に複数回実施します。（小規模実証・FSは事業期間中に3回、大型実証は半年に1回程度。）
- ・事業終了後もフォローアップ期間があり、毎年度、事業の進捗状況・成果の報告を求めます。（小規模実証・FSは事業終了後5年間、大型実証は事業終了後3年間。）
- ・取得価格50万円以上の機械・器具等の取得財産は、一定期間（耐用年数）の処分制限があります。この期間内に財産を処分（補助金の交付の目的に反した使用、譲渡、貸付け又は担保に供すること）する場合には、補助金の一部または全額を納付していただきます。

(ご参考) 海外プロジェクト支援スキーム全体像 (案件形成から受注まで)



(参考) これまでの採択事業

大型実証

【ASEAN】

| 公募時期 | 採択件数 (応募件数) | 採択事例リンク | |
|---------|----------------|--------------------------|---|
| 令和5年度一次 | 13件採択 (24件応募) | JETRO |  |
| 令和5年度二次 | 7件採択 (14件応募) | JETRO | |
| 令和6年度一次 | 3件採択 (5件応募) | Deloitte |  |
| | | | |

【非ASEAN】

| 公募時期 | 採択件数 (応募件数) | 採択事例リンク | |
|---------|---------------|------------------------|---|
| 令和5年度一次 | 3件採択 | UNIDO |  |
| 令和5年度二次 | UNIDOにて採択手続き中 | | |
| 令和6年度一次 | 2件採択 (5件応募) | TOPPAN |  |
| | | | |

(参考) これまでの採択事業

小規模・FS

| 公募時期 | 採択件数（応募件数） | 採択事例リンク | |
|---------|----------------|------------------------|---|
| 令和5年度一次 | 36件採択（144件応募） | TOPPAN |  |
| 令和5年度二次 | 110件採択（163件応募） | TOPPAN | |
| 令和5年度三次 | 80件採択（183件応募） | TOPPAN | |
| 令和6年度一次 | 71件採択（144件応募） | TOPPAN |  |
| 令和6年度二次 | 75件採択（234件応募） | TOPPAN | |

令和7年度補正グローバルサウス未来志向型共創等事業 問合せ先について

大型実証（対ASEAN加盟国）

担当課：経済産業省通商政策局貿易振興課
事務局：未定

大型実証（ASEAN加盟国以外）

担当課：経済産業省通商政策局貿易振興課
事務局：未定

小規模実証・FS

担当課：経済産業省通商政策局貿易振興課
事務局：未定

※大型実証／小規模実証・FSの今後の公募予定、過去の採択結果は以下に掲載しています。

https://www.meti.go.jp/policy/external_economy/cooperation/oda/index.html



令和7年度補正グローバルサウス未来志向型共創等事業費補助金 （ウクライナ復興支援・中東欧諸国等連携強化）事業

担当課：経済産業省通商政策局欧州課
事務局：未定

(参考) 令和6年度補正グローバルサウス補助金（小規模実証・FS）の東北地域の採択結果

- グローバルサウス補助金（小規模実証・FS）の東北地域からの採択状況は、1次公募で3件、2次公募で1件。

| 公募 | 採択事業者名・県 | 実施国 | 事業名称 | 概要 |
|----|---|---------|---|---|
| 1次 | ・セルスペクト株式会社 ・株式会社アイカムス・ラボ ・株式会社 TOLIMS (岩手県) | スリランカ | 排水中病原体モニタリングによる浄化槽性能アセスメントに基づくDX型水質管理システムにおける社会実証事業 | スリランカの水質浄化と公衆衛生改善を目的に、微生物活性調整剤と非PCR(ポリメラーゼ連鎖反応)型遺伝子解析による統合型水質管理を実証する。 |
| | ・ニイヌマ株式会社 ・NIINUMA TOMOFARM CO.,LTD (宮城県) | ベトナム | 遠隔支援により高収益農業経営を普及展開するスマート農業経営モデル確立の実証事業 | 農業において高収益を実現するDXソリューションラインナップとその効率的展開手法を確立する。また、それらを現地法人に導入し生産物を買上げる遠隔スマート農業導入支援の展開の目途をつけるべく、農場運営及び遠隔技術移転に関するFS及び概念実証を実施する。 |
| | ・株式会社Lateral Kids (宮城県) | ウズベキスタン | 保育運営マニュアル・探究型保育プログラム導入実証事業 | 日本発の探究型保育プログラムと運営ノウハウを、教育需要が高まる同国の保育施設へ試験導入し、現地文化・教育制度に対応したモデルを実証する。あわせて現地の保育者育成に向けたeラーニング研修体制の構築を行い、継続展開と周辺国への横展開を見据えた事業化を目指す。 |
| 2次 | ・株式会社The IT lab ・株式会社TOLIMS (岩手県) | マレーシア | AI解析による非侵襲がんマーカー診断支援SaaS構築にむけたFS事業 | マレーシアと連携し、唾液・血液からのmiRNA・糖鎖マーカーを用いたがんリスク層別化支援サービスの事業化を目指す。 |

海外ビジネス展開支援等事業

令和7年度補正予算額 112億円

(1) 通商政策局総務課・貿易振興課・経済連携課・米州課

(2) 通商政策局総務課

(3) 経済産業政策局投資促進課

事業の内容

事業目的

米国関税措置に対して、中堅・中小企業の輸出先の多角化や新市場開拓等を後押しするとともに、急変する国際情勢に対応する独立行政法人日本貿易振興機構（以下「JETRO」）の内外拠点強化を通じ、企業の持続的成長に貢献することを目的とする。

事業概要

(1) 中堅・中小企業の海外展開支援

米国関税の影響を受ける中堅・中小企業の販路多角化等への支援ニーズに対し、商社OB等の専門家による伴走支援、越境EC活用の支援、見本市・展示会への出展支援、EPAの利活用促進等、事業者の状況やニーズに応じた多様な支援施策を強化し、新市場開拓を後押しする。また、関税に関する日米間の合意の着実な実施及び影響緩和への対応を実施する。

(2) JETROの国内外拠点強化

海外では、新市場開拓に資する拠点の新設や体制強化を行う。国内では、従来十分リーチできていなかった、中小企業の輸出ポテンシャルのある地域に新たに専門家を配置し、企業に寄り添ったプッシュ型の相談対応や、新規市場販路開拓に取り組む企業を発掘を進めるといった、拠点強化にかかる取組を進める。

(3) 海外活力の取込み支援

政策の予見性が高く安定したビジネス環境を持つ我が国が投資先として高い評価を得ていることを踏まえ、海外企業の対内直接投資を促進する。これにより、日本国内での雇用創出や地域経済の活性化を図るとともに、海外とのネットワーク拡大による輸出促進等につなげる。

事業スキーム（対象者、対象行為、補助率等）

(1)、(2)



(3)



成果目標

- 海外展開支援について、海外展開成功企業数2,785件を達成する。
- 事業参加者に対し、JETROが提供した情報について、役立ち度アンケート調査を実施し、4段階評価で上位2つの評価を得る割合について、8割以上を達成する。
- 対内直接投資の促進について、日本貿易振興機構の第六期中期目標の最終年度には、対日投資誘致成功件数を累計378件以上、国内外での協業・連携案件成功件数を累計74件以上を達成する。

海外ビジネス・輸出促進事業

令和8年度予算(案) 31億円(32億円)

- (1) 通商政策局総務課、経済連携課、貿易振興課、中小企業庁海外展開支援室
- (2)・(3) 通商政策局貿易振興課

事業目的・概要

事業目的

「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画フォローアップ工程表(令和4年6月7日閣議決定)」にて掲げられている政府目標「2030年までに中堅・中小企業等の輸出額及び現地法人売上高の合計額を35.5兆円とする」に向けて、中堅・中小企業等の海外展開プロセスの進展度合いに応じて、効果的・効率的な支援策を実施するとともに、民間の輸出支援事業者による輸出支援エコシステムの形成を促すことで中堅・中小企業の輸出拡大に繋げ、当該目標に貢献する。

また、日本の貿易プラットフォーム(PF)の利活用を促進し、貿易手続のデジタル化による貿易コストの削減及び貿易データの蓄積を通じて、高効率で強靱なサプライチェーンの構築につなげ、日本の輸出力の強化・産業競争力の強化を図る。

事業概要

我が国企業の海外ビジネスを促進するため、以下の取組を行う。

(1) 海外ビジネス強化促進事業

情報提供、相談対応、海外見本市や商談会等による販路拡大、海外ビジネス人材の育成、海外展開に取組む企業のフォローアップ等、輸出・海外進出の実現・発展まで一貫して支援する。

(2) 中堅・中小企業輸出支援エコシステム形成事業

中堅・中小企業の輸出拡大につながる民間の輸出支援事業者(地域商社等)同士の連携強化を支援する。

(3) 貿易PF活用による貿易手続デジタル化推進事業

貿易手続の効率化に向け、貿易PFの利用拡大を促進するために、企業の貿易PF連携、貿易その他のPF間連携を支援。

事業スキーム(対象者、対象行為、補助率等)



成果目標・事業期間

| 事業期間 | 短期目標 | 長期目標 |
|--------------|---|---|
| (1) 令和7～11年度 | 情報や商談機会の提供等を通じた中堅・中小企業の海外ビジネスの戦略検討・推進への貢献(商談機会提供18,000件以上等) | 中堅・中小企業の海外展開成功件数の創出 5千件以上 |
| (2) 令和7～11年度 | 事業終了後、育成した輸出支援エコシステムが継続して活動している件数比率 90%以上 | 事業終了から5年後、育成した輸出支援エコシステムが、支援する企業数を増加させた上で継続して活動している件数比率 50%以上 |
| (3) 令和6～10年度 | 日本の年間貿易取引件数のうち、貿易PFを通じたデジタル化の割合 1% | 日本の年間貿易取引件数のうち、貿易PFを通じたデジタル化の割合 10% |

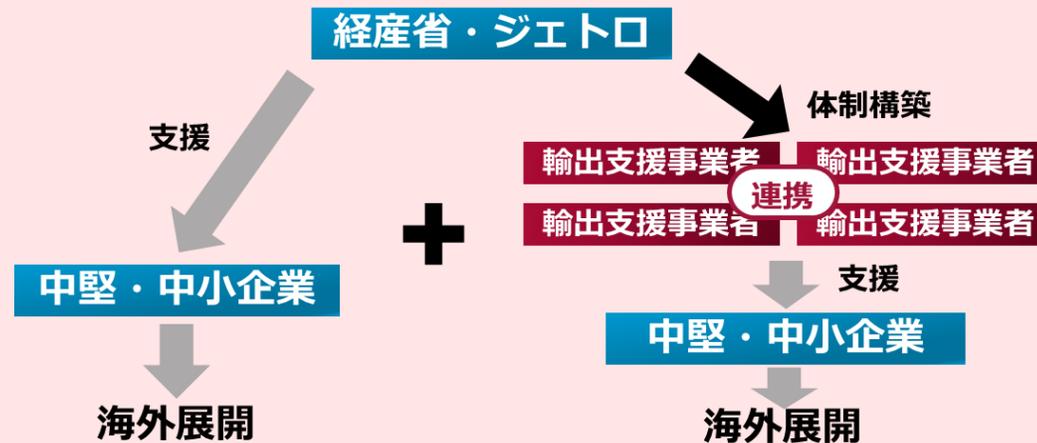
背景・課題

課題

- ① 公的機関のみでは増加する支援ニーズに数的に対応しきれない
- ② 公的機関では果たせない役割に対するニーズ※があるため、民間の支援体制の構築も重要
※ 商材の買い上げ、手続代行、輸送費用低減、ニッチな分野の商材の販路開拓など
- ③ ビジネスとして成り立つには、中小企業等のニーズに包括的に対応できる支援体制の構築が必要
「中堅・中小企業輸出ビジネスモデル実証事業」を通じて明らかとなった課題
➡ 中堅・中小企業は、プロモーション、販路開拓、通関・規制対応の手続代行等の包括的な一貫支援を望むが、民間の輸出支援事業者は一部に特化した支援が多く、十分に利用されていない。

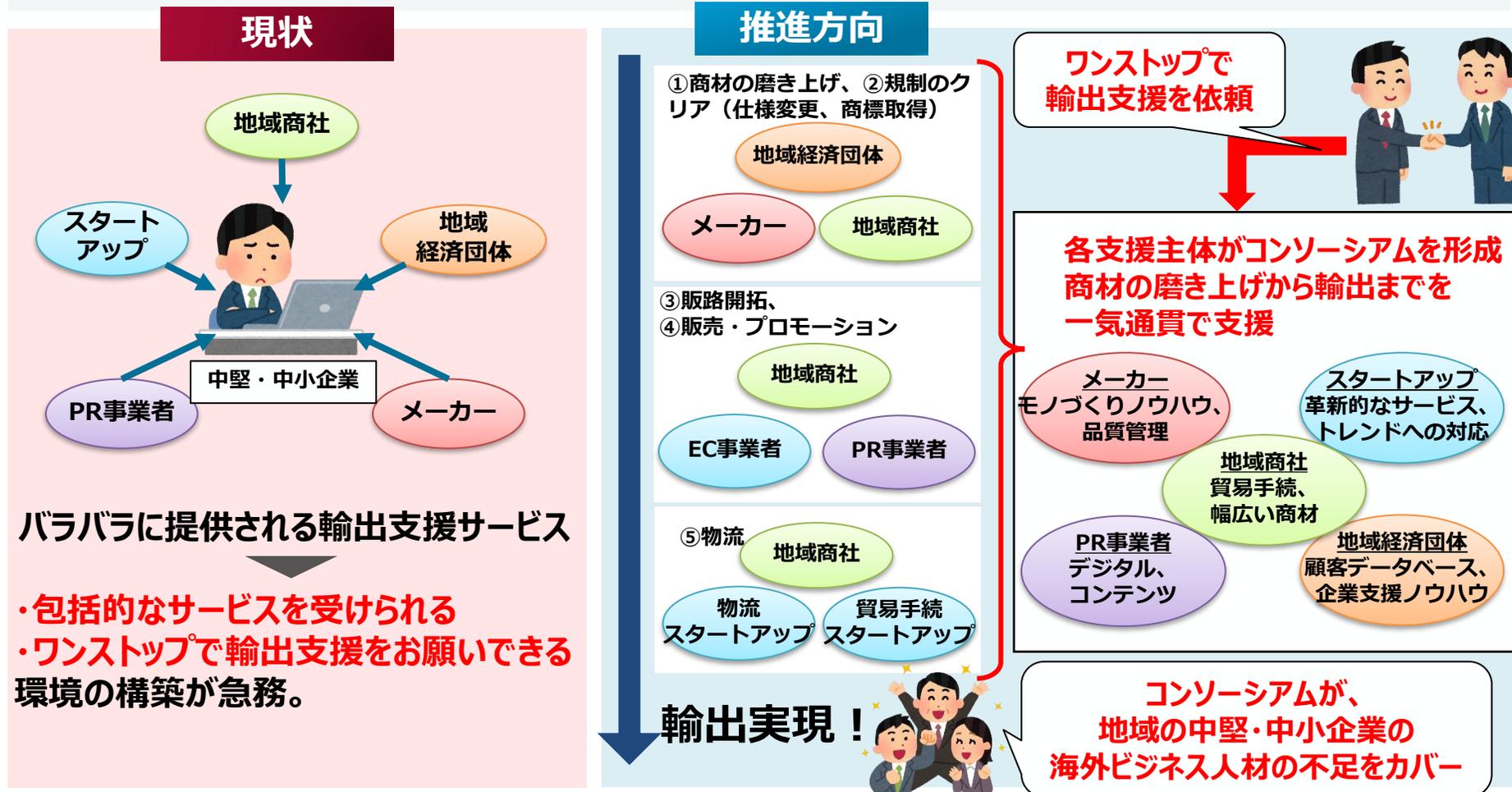
推進方向

- 互いの強みを活かし弱みを補完する支援体制の構築を目的として、民間の輸出支援事業者間の連携を軸とした効果的な取組に対し補助。【地域商社等による民間コンソーシアムの形成を促進】
- 一例として、公的機関の対応が特に困難な、農林水産品や工芸品に多いニッチな商材のブランディング・プロモーションを通じて高付加価値化する事業者、地域の商材を取りまとめてロットを確保し物流費用を低減する事業者、通関・規制対応等の手続を代行する事業者等が連携する取組等を重視して採択することも想定。



地域商社等を核とした海外展開支援体制の構築

- 中堅・中小企業の輸出支援主体には、多様なプレイヤー（地域商社、スタートアップ、メーカー、PR事業者、地域経済団体等）が存在。一方、各種サービスがバラバラに提供され、中小企業等のニーズに対して包括的に対応できていない点が課題。
- 輸出支援に際して各プレイヤーがそれぞれの強みを活かしたコンソーシアムの形成を支援することで、民間事業者の輸出支援機能の強化と支援対象企業の拡大を図る。



詩の国秋田株式会社

【事業概要・目標】

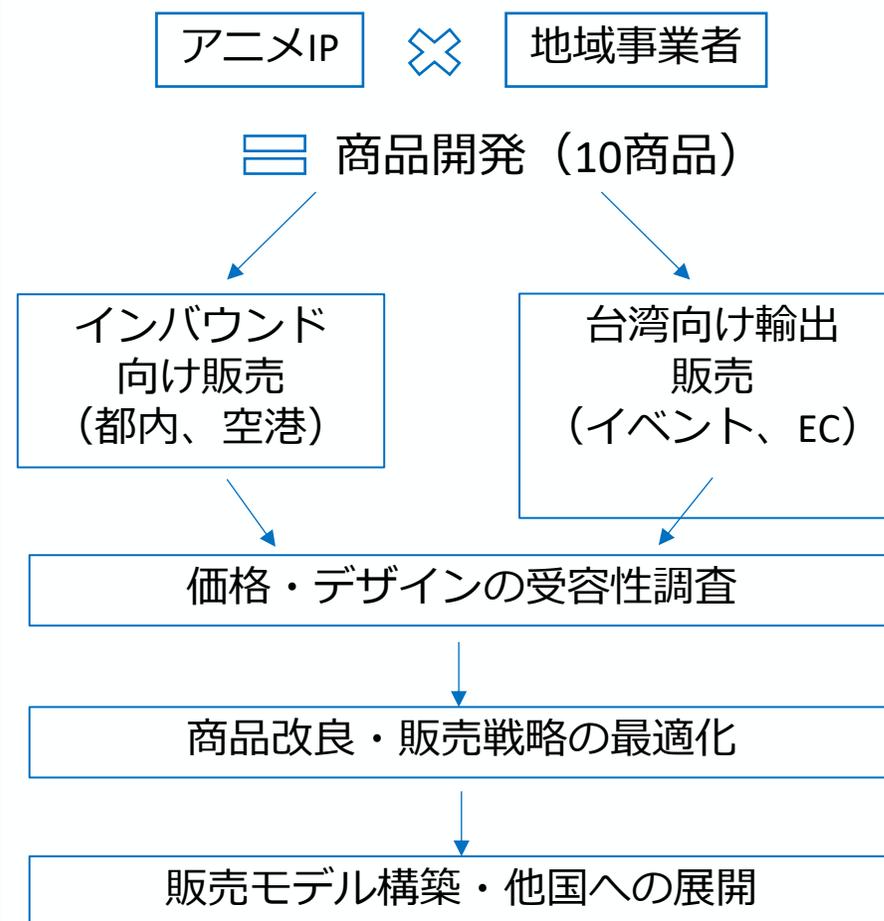
国民的アニメにゆかりのある秋田県・埼玉県・熊本県の地域事業者と連携し、各県の特産品とキャラクターIPを掛け合わせて10商品を開発する。ターゲットは台湾市場。地域産品×IPにより海外需要を取り込むスキームを構築する。

【事業項目・内容】

- ・商品開発(アパレル、酒類、加工食品、工芸品)
- ・POP UP販売(東京都内および秋田空港)
- ・秋田県内のホテルにアニメコラボルームを設置
- ・台湾で開催されるイベントでの商品販売
- ・台湾ECサイトでの販売

【事業終了後の展望】

台湾およびインバウンド客への販売活動を通じて、価格やデザインへの受容性を調査し、商品改良や販売戦略の最適化を図る。台湾市場で成功モデルを構築し、他国への展開基盤とする。



技術・人材協力を通じた新興国との共創推進事業

(1)、(2)、(3)通商政策局技術・人材協力室

(4)通商政策局アジア大洋州課

令和8年度予算（案） 35億円（新規）

事業目的・概要

事業目的

新興国の技術水準の向上や事業環境整備等に貢献する官民連携による技術協力の実施を通じて、日本企業の新興国市場の獲得と新興国の経済発展の同時達成を図ることを目的とする。

事業概要

(1)研修・専門家派遣・寄附講座開設事業

海外進出先での事業を担う現地人材等の育成のため、民間事業者が人材育成事業を実施するための研修等の費用を補助する。

(2)制度・事業環境整備事業

日本企業が新興国でビジネスを展開しやすくなるよう現地の政府、産業界関係者に対する人材育成等を通じ、新興国の制度や事業環境の整備を図る。

(3)国際化促進インターンシップ事業

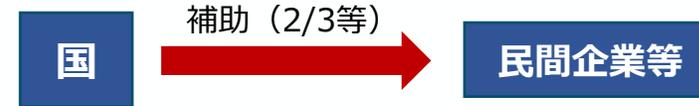
海外展開を目指す企業における高度外国人材の活用を進めるため、海外学生等のインターンシップ受入れ機会を提供する。

(4)看護師・介護福祉士候補者日本語研修事業

経済連携協定に基づく約束を着実に履行するため、看護師・介護福祉士の円滑な受入れに向けた日本語研修を実施する。

事業スキーム（対象者、対象行為、補助率等）

事業(1)



事業(2)、(3)、(4)



成果目標・事業期間

- (1)「新製品の生産開始、生産移管等に必要な技術・知識の習得がおおむねできたとする研修生の割合90%以上」を目指す。
- (2)「各プロジェクトにて設定した単年度の教育訓練の目的（標的とした受講者の属性、知識及び技能のレベル、人数等）を達成したプロジェクトの割合60%以上」を目指す。
- (3)「インターン受入れ企業において、高度外国人材受入れに必要な社内体制整備に関する計画を達成する企業の割合80%以上」を目指す。
- (4)「研修終了時に必要とされる日本語能力(日本語能力検定N3程度)に達した候補者の割合60%以上」を目指す。

研修・専門家派遣・寄附講座開設事業

令和8年度当初「技術・人材協力を通じた新興国との共創推進事業」（案）の内数

技術・人材協力の一環として、日本企業による海外人材育成を支援することにより、海外現地生産拠点への技術移転や能力強化、人材採用の促進を目指す。

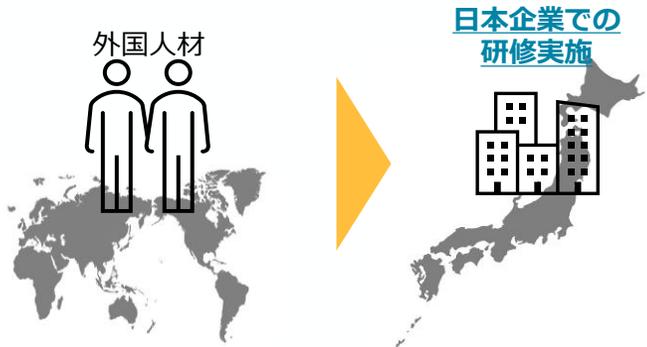
※対象地域：経済協力開発機構（OECD）の開発援助委員会（DAC）が定めるODA対象国・地域

1

日本での 受入研修

(補助率1/3～2/3 他)

- 企業が実施する外国人材への受入研修
(日本語座学研修、企業での実務研修)
を**最長1年**支援



期待効果：現地法人の管理等を担う
人材の育成

2

現地・第三国での 海外研修/専門家派遣

(補助率1/3～2/3 他)

- 企業が実施する外国人材への海外現地研修、
第三国での研修を**最長1年**支援



※アフリカ人材・日本人講師をインドへ派遣し、
研修を実施する第三国研修の例
対象国はこの例に限定されない

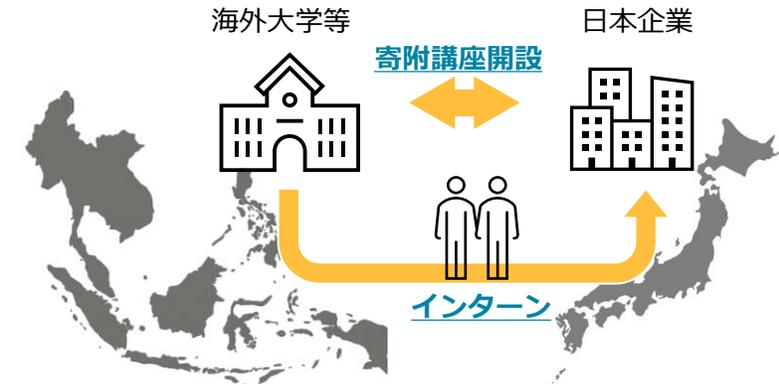
期待効果：現地法人の管理等を担う
人材の育成

3

海外大学等での 寄附講座開設

(補助率2/3)

- 企業による海外大学等への寄附講座開設、
外国人受講生へのインターンシップ提供を支援



※イラストは例であり、対象国はこれに
限定されない

期待効果：現地産業を担う人材の育成
日系企業での雇用促進

国際化促進インターンシップ事業

令和8年度当初「技術・人材協力を通じた新興国との共創推進事業」（案）の内数

- 高度外国人材受入れに意欲的な中堅・中小企業に対し、海外の外国人学生等のインターン受入れ機会を提供。
- 日本企業の海外展開の促進及び高度な知識・技術を有する外国人材と働くことによるイノベーション創出を目指すとともに、高度外国人材受け入れに必要な企業内の体制整備を促す。

事業概要

- 高度外国人材活用に関心のある中堅・中小企業に対し、インターン受入れ機会を提供。
- インターンは、事務局による書類・面接選考を経た後、企業とのマッチングにより決定。
- 実施にあたり、企業向けの事前研修の実施、必要手続き（ビザ）、必要経費（渡航費、人材育成支援費）を一部支援。
- インターン期間中は、受入れ企業での活動のほか、事務局において中間フォローアップ、成果報告会等を開催。インターンに対する相談窓口の設置や日報確認により活動をフォロー。

| R7実績 | 企業 | インターン |
|---------|------|-----------------------------|
| 応募 | 127社 | 43,191名 |
| インターン提供 | 80社 | 101名 オンライン：22名 対面：79名 |

海外の高度人材



- 日本語能力（N3程度以上）又は英語力を持ち、ODA対象国の人材

選考し、インターン受入れ

中堅・中小企業



インターン活動例

- 海外マーケティング
- 外国人向け商品開発
- 通訳・翻訳 等

【過年度参加企業へのアンケート結果】

Q:インターン受入の結果、実際に達成できた主な成果について

- ✓ マーケティング・市場分析の実施、売上につながる営業ツールの開発・改良
- ✓ 異文化理解・マネジメント能力の向上

Q:高度外国人材を採用した経営上の成果について

- ✓ 多様性のある組織文化ができる
- ✓ 新規事業・海外事業で活躍してもらえる
- ✓ 外国語の対応の幅が広がった

事業HP : <https://internshipprogram.go.jp/>

グローバルサウス未来志向型共創等事業

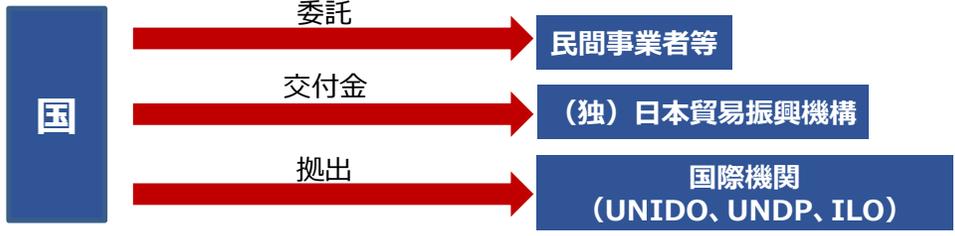
令和7年度補正予算 総額約1,546億円(国庫債務負担行為等を含む)

通商政策局

(1) 貿易振興課、欧州課

(2) 総務課

(3) 技術・人材協力室、南西アジア室

| 事業の内容 | 事業スキーム (対象者、対象行為、補助率等) |
|--|---|
| <p>事業目的</p> <p>グローバルサウスが抱える課題 (DX/GX分野等) を解決することによる同市場の成長力を活かした日本国内産業活性化、米国関税の影響を受ける日本企業の新市場開拓、特定国への依存低減による経済安全保障の確保 (サプライチェーン強靱化等) を図る。また、同時にグローバルサウス諸国との経済連携を強化する。</p> <p>事業概要</p> <p>(1) グローバルサウス未来志向型共創等事業</p> <p>グローバルサウス諸国において、日本企業が、現地企業と互いの強みを活かしたGX/DX等による社会課題解決の実現や、サプライチェーン強靱化・経済安全保障の確保に資する危機管理投資に繋がる実証事業等への支援を行う。また、ウクライナ支援も対象とし、周辺国である中東欧諸国等からの支援も含めて、ウクライナ復興に資する事業を推進する。</p> <p>(2) グローバルサウス市場開拓に向けた支援事業</p> <p>国内産業の活性化や強靱なサプライチェーンの構築等に向け、グローバルサウス諸国とのビジネス関係拡大に資する事業案件を発掘・組成するための現地情報の収集・提供やビジネスイベントの開催等を行うとともに、必要な支援体制を強化する。</p> | <p>(1) グローバルサウス未来志向型共創等事業</p>  <p>(2) グローバルサウス市場開拓に向けた支援事業</p>  <p>(3) 技術・人材連携を通じたグローバルサウスとの共創事業</p>  |
| <p>(3) 技術・人材連携を通じたグローバルサウスとの共創事業</p> <p>日本企業が海外進出する際の相手国パートナー企業の育成、高度外国人材の活躍推進、二国間連携・国際協調に資する人材協力を通じて、日本企業の海外展開とグローバルサウス諸国との経済連携強化を推進する。</p> | <p>成果目標</p> <ul style="list-style-type: none"> 大型実証、小規模実証、実現可能性調査等の実施を通じて、将来的な日本企業の海外インフラ等の受注を目指す。 研修等による人材育成、インターンシップ等による高度外国人材の獲得・活用等を通じ、グローバルサウス諸国への海外展開を促進する。 |

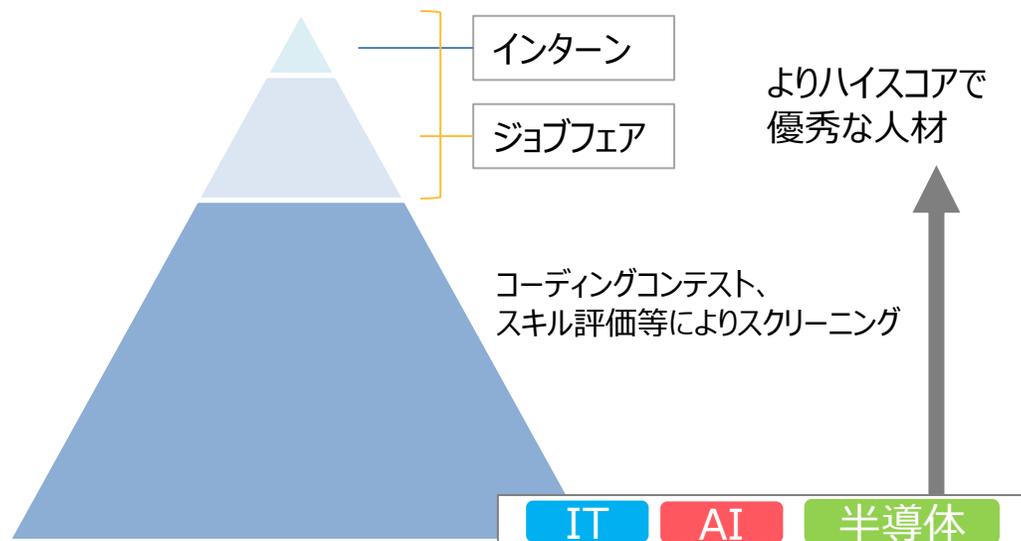
優秀なIT・AI人材獲得に向けた人材活躍プラットフォーム事業

令和7年度補正「技術・人材連携を通じたグローバルサウスとの共創事業」の内数

- 昨今の保護主義の高まりを受け、世界的に高度人材の国際移動の流れが大きく変化している中、世界の高度人材の目を日本に向ける好機となっている。2040年産業構造推計(経済産業省)によると、日本におけるAI・ロボット等の活用を担う人材の不足が懸念されており、このような領域での高度人材確保は喫緊の課題。
- 特にグローバルサウス諸国の優秀なIT、AI、半導体等分野の高度外国人材に向け、スキル評価を行い、上位層を対象として日本企業へのインターンシップや就職促進イベント等を実施し、国内産業の強化・イノベーション創出に繋げる。

優秀なIT・AI等人材の確保に向けて

対象とする人材層



対象

- 企業：業種・規模は問わない。
- 人材：IT、AI、半導体等の分野で活躍できるGS諸国の理系人材。

スケジュール想定

- ・ 5月頃 : 人材募集開始
★企業募集開始
- ・ 6月～7月頃 : スキル評価
- ・ 夏以降 : ★海外大学での就職イベント開催
→主にインド等の南西アジア地域での開催を想定
- ・ 8月～1月頃 : ★インターンシップ実施
★オンラインジョブフェア
- ・ 冬以降 : 内定状況調査・フォローアップ

中小企業生産性革命推進事業

令和7年度補正予算額 3,400億円

(1) 中小企業庁 経営支援部 経営支援課

(2) 中小企業庁 経営支援部 イノベーションチーム

(3) 中小企業庁 経営支援部 小規模企業振興課 (4) 中小企業庁 事業環境部 財務課

(5) 中小企業庁 経営支援部 経営支援課、海外展開支援室、事業環境部 財務課、長官官房 総務課

事業の内容

事業目的

中小企業・小規模事業者は、物価高や米国関税による貿易環境の変化、過去最高水準の最低賃金引上げ、人手不足等の課題に直面している。それらに対応するためには、中小企業・小規模事業者の「稼ぐ力」を抜本的に強化し、持続的に賃上げを実現していく必要がある。そのため、中小企業・小規模事業者の設備投資等を通じた生産性向上を促進するとともに、生産性が高く一定規模の事業者をターゲットとした大胆な設備投資・付加価値創出を促すための切れ目のない支援を行う。加えて、事業環境の変化による影響を受ける中小企業・小規模事業者に対する総合的なソフト支援を実施する。

事業概要

成長志向の中小企業による飛躍的成長や中小企業・小規模事業者の生産性向上を実現するため、以下の事業を実施。

- (1) 中小企業成長加速化支援事業（中小企業成長加速化補助金）
売上高100億円を目指す成長志向型の中小企業の潜在的な投資を最大限引き出すため、大胆な設備投資を支援。
- (2) 中小企業デジタル化・AI導入支援事業（デジタル化・AI導入補助金）
中小企業等の労働生産性の向上を目的として、業務効率化やDXの推進、サイバーセキュリティ対策、インボイス制度への対応等に向けたITツールの導入を支援。
- (3) 小規模事業者持続的発展支援事業（小規模事業者持続化補助金）
小規模事業者等が自ら経営計画を作成して取り組む販路開拓等の取組を支援。
- (4) 事業承継・M & A支援事業（事業承継・M & A補助金）
事業承継・M & Aに際し、設備投資やM&A前後（PMIを含む）での専門家活用費用等を支援。
- (5) 総合的なソフト支援パッケージ事業
賃上げや米国関税等の影響を受ける中小企業・小規模事業者に対する重点的なハンズオン支援をはじめとした総合的なソフト支援を実施。

事業スキーム（対象者、対象行為、補助率等）

(1) ~ (4)



(5)



成果目標

各事業を通じて事業者の成長や生産性向上を促し、事業終了後の生産性、賃金等の向上を目指す。

令和7年度補正 事業承継・M&A補助金の概要

- ①事業承継前の設備投資、②M&A時の専門家活用、③M&A後のPMIの実施、④廃業・再チャレンジの取組を支援。

| ①事業承継促進枠 | ②専門家活用枠 | ③PMI推進枠 | ④廃業・再チャレンジ枠 |
|---|--|--|---|
| <p>承継前の設備投資等にかかる費用を補助</p>  <p>先代経営者 → 後継者</p> <p>5年以内に予定している 親族内承継、従業員承継等が対象</p> | <p>M&Aにかかる専門家費用を補助</p>  <p>譲り渡し ← M&Aが対象 → 譲り受け</p> | <p>M&A後のPMIにかかる専門家費用や設備投資を補助</p>  <p>譲り渡し → PMIが対象 → 譲り受け</p> | <p>承継時に伴う廃業にかかる費用を補助</p>  <p>廃業 → 一部譲り受け 事業譲渡に伴う廃業が対象</p>  <p>廃業 → 新規事業 廃業後の再チャレンジが対象</p> |
| <p>補助率 : 1/2、2/3 補助上限 : 800-1,000万円</p> <p>【対象経費の例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 店舗改装工事費用 ● 機械装置の調達費用 | <p>■ 売り手支援類型</p> <p>補助率 : 1/3・1/2、2/3 補助上限 : 600万円-800万円、 2,000万円※ ※ : 100億企業要件を満たす場合</p> <p>■ 買い手支援類型</p> <p>補助率 : 1/2、2/3 補助上限 : 600万円-800万円</p> <p>■ 小規模売り手支援類型</p> <p>補助率 : 2/3 補助上限 : 450万円</p> <p>【対象経費の例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● M&A仲介業者やFAへの手数料等 ● デューデリジェンスに係る専門家費用 | <p>■ PMI 専門家活用類型</p> <p>補助率 : 1/2 補助上限 : 150万円</p> <p>■ PMI 専門家活用類型</p> <p>補助率 : 1/2 補助上限 : 150万円</p> <p>■ 事業統合投資類型</p> <p>補助率 : 1/2、2/3※ 補助上限 : 800-1,000万円 ※ : 中小企業者等のうち、小規模事業者に該当する場合</p> <p>【対象経費の例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● PMI専門家への委託費用 ● 設備の規格統一など、事業統合に係る設備投資費用 | <p>補助率 : 1/2、2/3 補助上限 : 300万円</p> <p>【対象経費の例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 廃業支援費、在庫処分費、解体費、現状回復費、土壌汚染調査費 |

※赤字は令和7年度補正予算にて拡充予定。
※公募回によっては、各枠の内容を変更する場合がありますので、必ず公募要領をご確認ください。なお、専門家活用枠の小規模売り手類型は15次公募以降での実施を予定しています。

令和7年度補正予算「事業承継・引継ぎ補助金」(チラシ)

令和7年12月時点版

事業承継・M&Aを目指す皆様へ

令和7年度補正予算

「事業承継・M&A補助金」

で中小企業の生産性向上、持続的な賃上げに向けて、
事業承継に際しての設備投資や、
M&A・PMIの専門家活用費用等を支援します！

事業承継促進
枠

- 5年以内に親族内承継、従業員承継等を予定している場合の設備投資等に係る費用を補助します

専門家活用
枠

- M&A時の専門家活用に係る費用（フィナンシャル・アドバイザー（FA）や仲介に係る費用※、表明保証保険料等）を補助します
- 小規模事業者向けの類型を新設します

※FA・仲介費用については、「M&A支援機関登録制度」に登録されたFA・仲介業者による支援に係る費用のみ補助対象です

PMI推進
枠

- M&A後の経営統合（PMI）に係る費用（専門家費用、設備投資等）を補助します

廃業・
再チャレンジ
枠

- 事業承継・M&Aに伴う廃業等に係る費用（原状回復費・在庫処分費・土壌汚染調査費等）を補助します

※廃業・再チャレンジ枠は、事業承継促進枠・専門家活用枠・PMI推進枠と併用できます

※詳細は裏面をご確認ください。

令和7年度補正の予算案成立が前提であり、内容が変更になることがあります。

事前準備から事業終了までの流れ

| 事前準備 | 公募開始～交付決定 | 補助事業実施①～補助金の交付 | 補助期間終了後 |
|------------------|--|---|------------------------------|
| 課題の把握 事業計画の検討 | 公募申請期間 公募要綱公開 申請受付開始 申請締切 審査 採択 交付申請 交付決定 | 補助事業実施期間 補助事業開始 実績報告 補助事業完了 実績報告 補助金の請求 補助額の確定 補助金の交付② | 3～5年間 事業計画実施期間 事業化状況報告 |

※1：補助事業期間内に契約・発注を行い支払った経費とする。
※2：補助金の交付については、実績報告書等を提出し、実施した事業内容の検査と経費内容等の確認により、交付すべき補助金の額を事務局にて確定した後支払うため、交付決定された場合でも支払われないことがあるため留意すること。

支援枠の概要

| | 事業承継促進枠 | 専門家活用枠 | PMI推進枠 | 廃業・再チャレンジ枠 |
|------|--|--|--|--|
| 要件 | 5年以内に親族内承継、従業員承継等を予定している者 | 補助事業期間に経営資源を譲り渡す、又は譲り受ける者 | M&Aに伴い経営資源を譲り受ける予定の中小企業等に係るPMIの取り組みを行う者 | 事業承継やM&Aの検討・実施等に伴って廃業等を行う者 |
| 補助上限 | 800～1,000万円※ ※一定の値上げを実施する場合、補助上限を1,000万円に引き上げ | 買い手支援類型： 600～800万円 ^{※1} 、 2,000万円 ^{※2} 売り手支援類型： 600～800万円 ^{※1} 、 小規模売り手支援類型： 450万円 ※1：800万円を上限に、DO費用の申請する場合200万円を加算 ※2：100億企業要件を満たす場合 | PMI専門家活用類型： 150万円 事業統合投資類型： 800～1,000万円 ※一定の値上げを実施する場合、補助上限を1,000万円に引き上げ | 300万円※ ※事業承継促進枠、専門家活用枠、PMI推進枠と併用申請する場合は、それぞれの補助上限に加算 |
| 補助率 | 1/2、2/3※ ※中小企業者等のうち、小規模事業者に該当する場合：2/3 | 買い手支援類型： 1/3・1/2、2/3 ^{※1} 売り手支援類型： 1/2、2/3 ^{※2} 小規模売り手支援類型： 2/3 ※1：100億企業要件を満たす場合：1,000万円以下の部分は1/3、1,000万円超の部分は1/3 ※2：①赤字、②営業利益率の低下(物価高影響等)のいずれかに該当する場合 | PMI専門家活用類型： 1/2 事業統合投資類型： 1/2、2/3※ ※中小企業者等のうち、小規模事業者に該当する場合：2/3 | 1/2、2/3※ ※事業承継促進枠、専門家活用枠、PMI推進枠と併用申請する場合は、各事業における事業員の補助率に従う |
| 対象経費 | 設備費、産業財産権等関連経費、謝金、旅費、外注費、委託費等 | 謝金、旅費、外注費、委託費、システム利用料、保険料 | 設備費、外注費、委託費等 | 廃業支援費、在庫廃棄費、解体費、原状回復費、土壌汚染調査費、リースの解約費、移転・移設費用（併用申請の場合のみ） |

スケジュール

準備が整い次第、速やかに公募を開始。
※決定次第、ポータルサイトに掲載いたします。

ポータルサイトはこちらでご確認ください

中小企業支援事業のうち、 （１）中小企業活性化・事業承継総合支援事業 令和8年度予算（案） 139億円（144億円）

（１）中小企業庁 事業環境部 金融課
（２）中小企業庁 事業環境部 財務課

| 事業の内容 |
|--|
| <p>事業目的 財務上の問題を抱えている中小企業等に対して、収益力改善・事業再生等を支援するとともに、後継者不在の中小企業等に対しては、事業承継・事業引継ぎを支援することで、地域の経済と雇用の基盤を支えることを目的とする。</p> <p>事業概要 （１）中小企業活性化事業 全国の認定支援機関に設置された中小企業活性化協議会において、常駐専門家が、再生等支援に関する相談を受け、課題解決に向けたアドバイスを実施する。そのうち、財務や事業の抜本的な見直しが必要な企業について、外部専門家を含めた個別支援チームにより金融機関との調整等を行い、再生計画の策定支援等を実施する。また、事業再生が極めて困難であっても、意欲のある経営者等が円滑に再チャレンジできるよう、経営者保証ガイドラインに基づく保証債務整理等を通じて支援する。</p> <p>（２）事業承継総合支援事業 全国の認定支援機関等に設置された事業承継・引継ぎ支援センターにおいて、後継者不在の中小企業・小規模事業者と事業等の譲受を希望する事業者とのマッチング支援や、プッシュ型の事業承継診断・事業承継計画の策定支援等を実施する。地域の事業承継を促す普及啓発や、M&A支援機関の登録制度といった事業承継・引継ぎ推進に係る基盤整備を実施する。</p> |

| 事業スキーム（対象者、対象行為、補助率等） |
|--|
| <p>（１）、（２）ともに以下の事業スキームにて運用</p>  <pre> graph LR A[国] -- 委託 --> B["産競法(※1)に基づく認定支援機関等(商工会議所等)(※2)"] B -- 相談対応等 --> C[中小企業・小規模事業者] </pre> <p>（※１）産業競争力強化法 （※２）（１）は中小企業活性化協議会 （２）は事業承継・引継ぎ支援センター等</p> |
| 成果目標 |
| <p>（１）中小企業活性化事業 二次破綻率(再生計画策定支援完了後、3年のモニタリング期間中に再度破綻した率)を1.9%（過去3年間の平均）以下に抑制することを目指す。</p> <p>（２）事業承継総合支援事業 全国の事業承継・引継ぎ支援センターにおいて、3,400件の成約を目指す。</p> |

中小企業活性化・事業承継総合支援事業

(1) 中小企業庁 事業環境部 金融課

(2) 中小企業庁 事業環境部 財務課

令和7年度補正予算額 74億円

事業の内容

事業目的

財務上の問題を抱えている中小企業等に対して、収益力改善・事業再生等を支援するとともに、後継者不在の中小企業等に対しては、事業承継・事業引継ぎを支援することで、地域の経済と雇用の基盤を支えることを目的とする。

事業概要

(1) 中小企業活性化事業

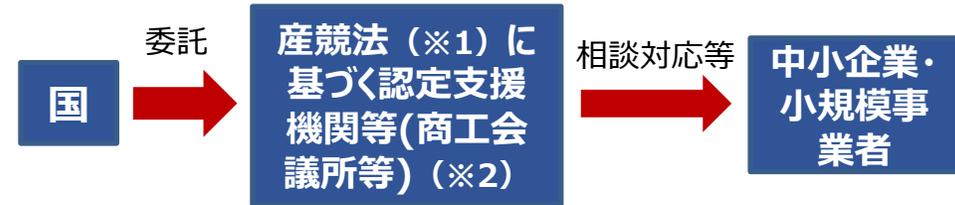
全国の認定支援機関に設置された中小企業活性化協議会において、常駐専門家が再生等支援に関する相談を受け、課題解決に向けたアドバイスを実施する。そのうち、財務や事業の抜本的な見直しが必要な企業について、再生計画策定支援等を実施する。また、再生計画等策定後3年間のモニタリングを行うことで、計画の進捗状況や業況の変化等を把握し、必要に応じて次の支援策に繋げる等、協議会の伴走支援機能を強化する。

(2) 事業承継総合支援事業

全国の認定支援機関等に設置された事業承継・引継ぎ支援センターにおいて、後継者不在の中小企業・小規模事業者と事業等の譲受を希望する事業者とのマッチング支援や、プッシュ型の事業承継診断・事業承継計画の策定支援等を実施する。地域の事業承継を促す普及啓発や、中小M&A市場の健全化に係る基盤整備を実施する。

事業スキーム（対象者、対象行為、補助率等）

(1)、(2)ともに以下の事業スキームにて運用



(※1) 産業競争力強化法

(※2) (1) は中小企業活性化協議会
(2) は事業承継・引継ぎ支援センター等

成果目標

(1) 中小企業活性化事業

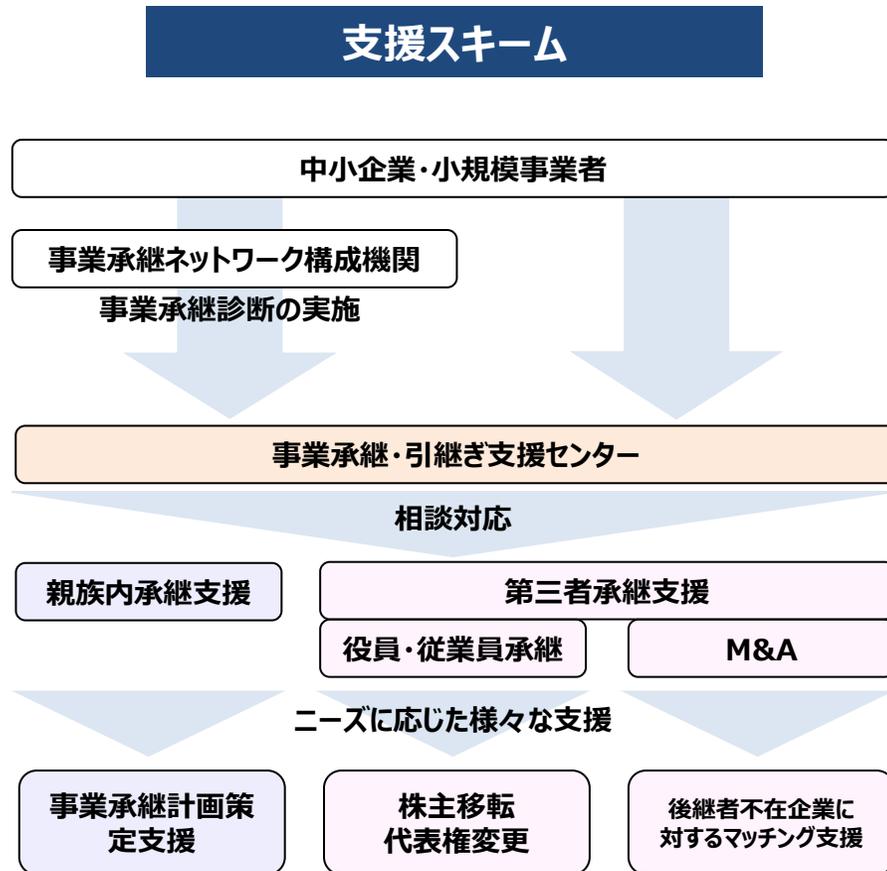
二次破綻率(再生計画策定支援完了後、3年のモニタリング期間中に再度破綻した率)を1.9% (過去3年間の平均) 以下に抑制することを目指す。

(2) 事業承継総合支援事業

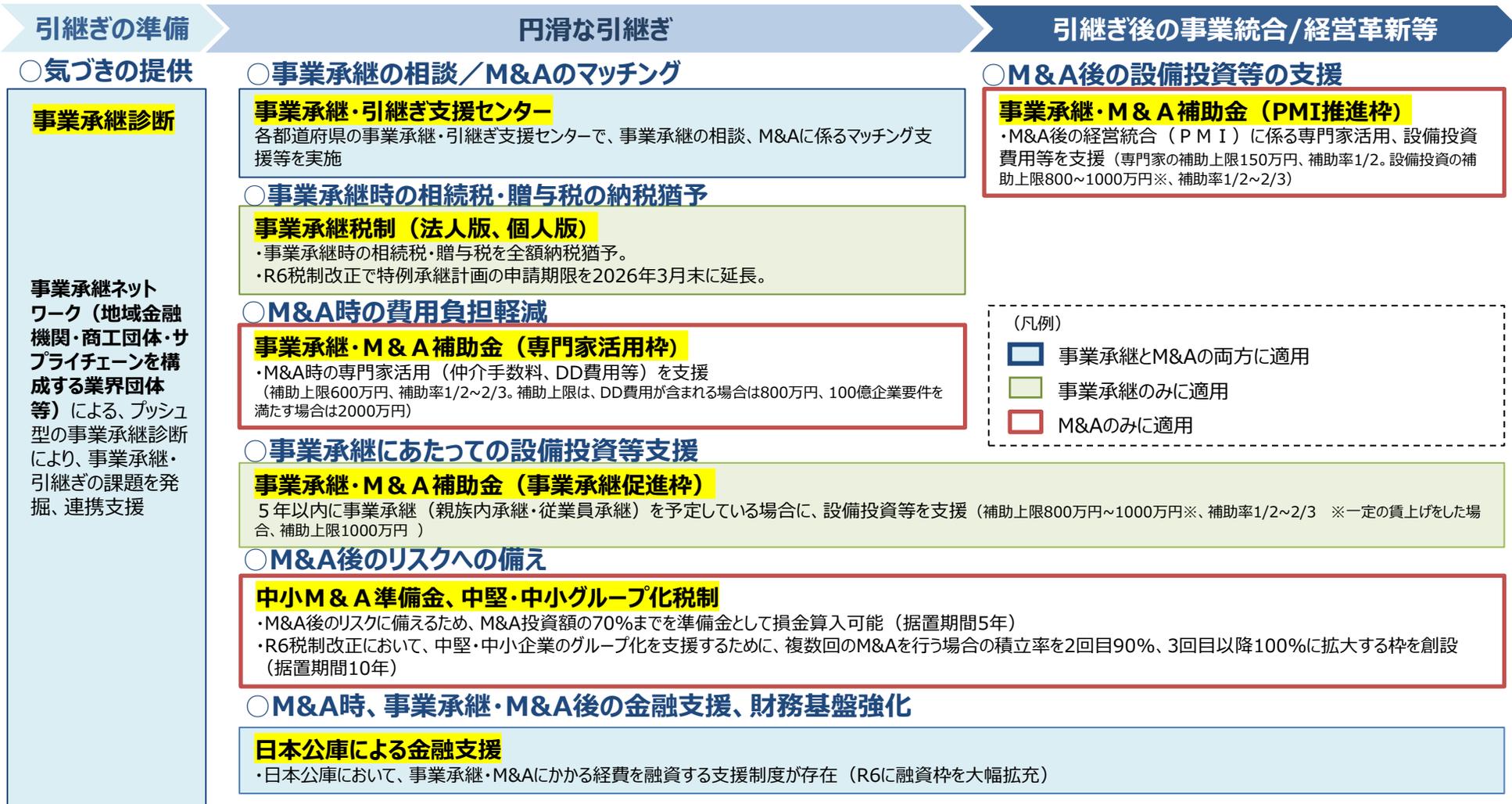
全国の事業承継・引継ぎ支援センターにおいて、3,400件の成約を目指す。

事業承継・引継ぎ支援センターによるワンストップ支援

- 全国47都道府県に設置した「事業承継・引継ぎ支援センター」では、親族内承継・第三者承継問わず、支援ニーズの掘り起こしからニーズに応じた支援までワンストップで実施。
- 事業承継・引継ぎ支援センターの相談件数・成約件数ともに増加傾向で、令和5年度には相談件数が23,722件、成約件数が3,581件に達した。



(参考) 中小企業の事業承継・引継ぎ (M&A) に関する予算・税制等の主な支援策



後継者支援ネットワーク事業

令和8年度予算（案） **3.5億円（4.0億円）**

事業の内容

事業目的

地域に根ざした中小企業の次期経営者となる後継者の既存の経営資源を活かした新規事業や事業再構築に向けた取組等を支援することで、地域経済の新陳代謝を図るとともに、日本、世界で活躍する地域の核となる事業者の輩出を目指す。

また、後継者支援に様々な支援機関等がかかわることで、後継者支援のエコシステムが自ずと生まれるなどの波及効果を生まれることを期待する。

事業概要

後継者による既存事業及び経営資源の活用を踏まえた新規事業等の企画・実行に向けた具体的な行動を引き出すため、後継者向けのピッチイベントを全国大で開催する。

具体的には、地域に根ざしている支援機関等を巻き込みながら、後継者の掘り起こしを行い、地方大会への参加者を増やしていくとともに、大会参加者については、先輩経営者等から事業計画の磨き上げを受けることで、決勝大会に進出する後継者のレベルを引き上げていく。加えて、決勝大会で優秀な成績を収めた後継者については、その後も経営指導を受けられる体制を構築する。

事業スキーム（対象者、対象行為、補助率等）

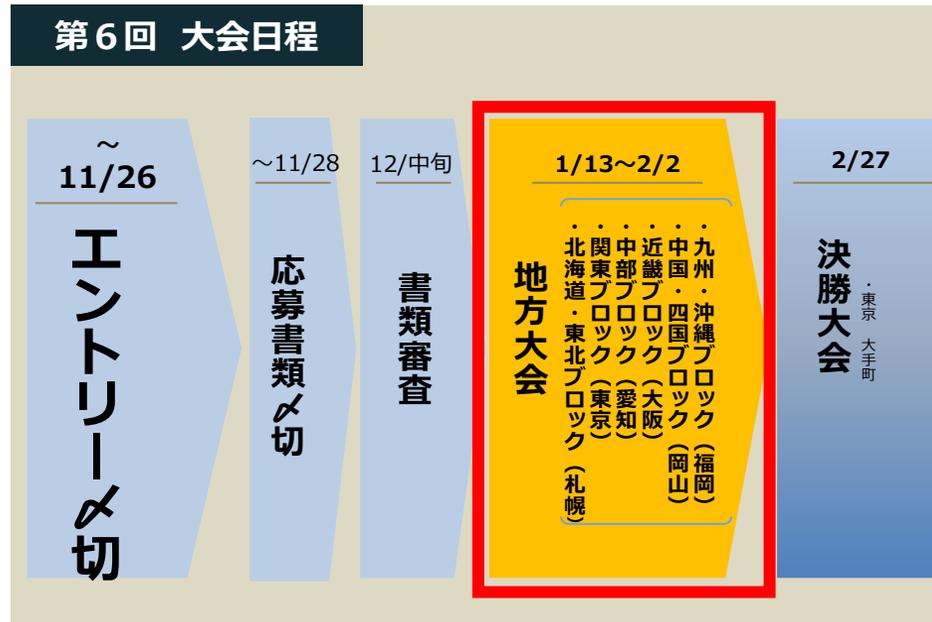


成果目標

令和12年度までに、120件の新規事業展開や事業拡大を目指す。

「第6回 アトツギ甲子園」概要

- 「アトツギ甲子園」は、早期の事業承継と事業承継を契機とした成長を促進する観点から、**39歳以下の中小企業の後継予を対象に、既存の経営資源等を活かしたビジネスプランを競うピッチコンテスト**。今年度で第6回の開催。
- 書類審査の通過者による**地方大会を6ブロック**で開催。**各地方大会で経済産業局長賞、優秀賞を受賞した18名が決勝大会**に進出。決勝大会において、**経済産業大臣賞、中小企業庁長官賞、イノベーション・環境局長賞**等を授与予定。
- ファイナリスト等はメディア露出も増加し、**取引先増、事業拡大、事業への理解向上、事業の推進への好影響**にもつながっている。アトツギ甲子園エントリーや出場が、**現経営者との承継に向けた踏み込んだ話し合いや事業化に向けた具体的な調整が進むきっかけ**に。



最優秀賞者や優秀者等への特典

- 最優秀賞には**経済産業大臣賞**授与。非常に優秀な者に**中小企業庁長官賞**授与
- 本年度からは、地方ブロック大会で最も優れた者を対象として**経済産業局長賞、特に表彰すべきとした者に優秀賞を新設**
- 出場者は公式サイト特設ページでの紹介の他、複数のメディアにも掲載。
- 大会出場者、ファイナリスト等それぞれに対して、**補助事業における優遇措置等を実施**

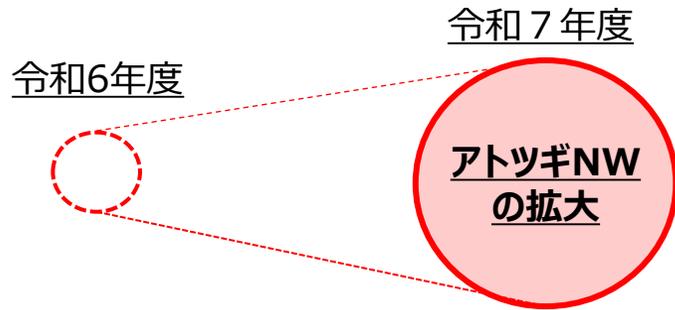
<令和7年度第6回大会における補助事業優遇措置>

- 中小企業省力化投資補助金一般型
- ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金
- 事業承継・M&A補助金
- Go-tech事業 (成長型中小企業等研究開発支援事業)
- 中小企業新事業進出補助金
- 小規模持続化補助金の加点措置、事業承継・M&A補助金の重加点措置

(中小課) 東北管内におけるアトツギネットワーク構築促進事業 (課題・取組内容)

反省点
・
改善点

- 令和6年度東北管内におけるアトツギネットワーク構築促進事業において、モデル事業として、アトツギ・支援者双方にアプローチする企画を実施。アトツギや支援者同士のコミュニティ形成への機運醸成となるが、東北全域でのアトツギネットワークの構築には至れていない状況。
- 継続的にアトツギや支援者同士が意見交換をする場が東北にはまだなく、さらなるアトツギネットワーク構築の必要性が課題として挙げられた。
- 支援者側からは単発イベントではなく、継続的な支援の輪、場作りが重要という意見が挙げられる一方、アトツギの掘り起こしは1支援機関だけでは難しく、金融機関や商工団体地域内での支援者の「仲間」づくりが必要であるといった声も挙げられた。



- モデル事業としてセミナーやコミュニティ形成に寄与する取組等を実証する、
- 年に数回、各モデル事業参加アトツギ・支援者の交流機会を設け、セレンディピティな出会いの場を創出

令和7年度は、コミュニティ形成が進んでいない地域を中心とし、東北全域でのアトツギネットワーク構築。さらには支援機関同士のネットワーク・「仲間」づくり支援を行い、支援機関同士が連携できる地域の発掘・ネットワーク全体での自走化を進めていく。
令和8年度以降は新たな後継者輩出にも繋げていく。

【令和7年度プログラム】

【1.アトツギ支援プログラム】

- [対象] アトツギ
- アトツギ同士のネットワーク構築及び課題解決に資する支援プログラム (財務知識、先輩アトツギとの交流、知的財産勉強etc...)
- 東北管内のアトツギ10名程度を対象とし、計4回程度、うち1回は対面開催

【2.アトツギコミュニティ形成促進イベント】

- [対象] アトツギ・アトツギ支援者
- アトツギ甲子園出場経験者等に登壇してもらい、東北全域でのアトツギネットワーク構築促進を想定 (アトツギ甲子園出場者増加へ繋げる)
- 東北管内で2回程度実施。各回原則70名以上参加可能な規模で開催 (11月・3月頭)



[参考資料]



令和7年度開催イベント

ご紹介内容

◆ 設備投資

生産性向上や省人化・省力化に資する投資等への補助

◆ IT、研究開発

業務の効率化やDXの推進、セキュリティ対策に向けたITツール等の導入や、産学官連携による研究開発を支援

◆ 小規模事業者支援、海外展開、事業承継

国内外の販路開拓支援、事業承継時の投資や専門家活用等の補助

◆ 省エネルギー、サーキュラーエコノミー

省エネ効果の高い設備への入替の補助や、資源の有効利用と経済成長の両立に向けた取組を支援

◆ エッセンシャルサービス、人材、税制、支援機関

小売・卸売、医療・介護等、生活必需品の産業の効率的運営や、人材の確保、設備投資等における税制優遇策のほか、各支援機関を紹介

令和7年度補正予算における省エネ支援パッケージ

事業者向け

1. 省エネ・非化石転換設備の導入支援

- 令和5年度補正から、省エネ・非化石転換設備更新に対して**3年間で7,000億円規模の予算**により、**複数年の投資計画に切れ目なく支援**することとしており、その**最終年度として、以下取組みを強化して継続**【675億円】（国庫債務負担行為含め総額2,450億円）
 - 設備単位型の強化（GXⅢ類型の創設：メーカー強化枠とトップ性能枠）**
 - 省エネ効果の高い機器の更なる普及拡大に向けて、**新たな類型（GXⅢ類型）を創設し、従来の支援水準を大きく上回る省エネ設備（トップ性能枠）等への支援を強化（補助率増加や新設への支援対象拡大等を措置）**。
 - サプライチェーンでの連携強化**
 - サプライチェーンの上流から下流の複数企業が協力して、それぞれの省エネ計画を作成し、一定の水準に達した場合に、当該計画に基づく設備更新を支援**するなど、サプライチェーンでの取組みへの支援を強化。
 - 水素対応設備の導入促進**
 - 水素対応設備**については、新設や改造も補助対象として加えるとともに、更新については更新前設備との併用を認める。

2. 省エネ診断

- 工場・事業場のエネルギー消費量等の見える化等を行い、改善提案を行う**省エネ診断により、省エネの取組みを行う中小企業の裾野を広げる**。引き続き、**省エネ・地域パートナーシップにより地域の金融機関・省エネ支援機関と連携し、中小企業の省エネ診断の活用を促進**するとともに、以下の取組みにより強化【33億円】
 - 改善提案の実現にむけて、**ソリューションを提案できる企業とのマッチングプラットフォームを創設**。

家庭向け

3. 省エネ住宅支援

- 住宅のヒートポンプ給湯機や家庭用燃料電池等の高効率給湯器の導入において、**高性能な給湯器（昼間の余剰再エネ電気を活用できる機種やより性能の高い機種等）に対して集中的に支援**【570億円】。
- また、設置スペース等の都合からヒートポンプ給湯機等の導入が難しい**既存賃貸集合住宅向けに、小型の省エネ型給湯器（エコジョーズ等）導入の支援**を実施【35億円】。
- これらの措置を、住宅の**省エネ効果の高い断熱窓への改修支援**【1,125億円、環境省】、**長期優良住宅・ZEH水準住宅の新築・住宅の省エネリフォーム等への支援**【1,300億円、国交省】、**ZEH水準を大きく上回る省エネ性能を有する住宅支援**【750億円、環境省】と合わせて、3省連携でワンストップ対応で実施予定。

- エネルギーコスト高対応と、カーボンニュートラルに向けた対応を同時に進めていくため、**工場全体の省エネ（Ⅰ）、製造プロセスの電化・燃料転換（Ⅱ）、リストから選択する機器への更新（Ⅲ）、エネルギーマネジメントシステムの導入（Ⅳ）**の4つの類型で、企業の投資を後押し。
- **令和7年度補正より、GXⅢ類型を創設するとともに、サプライチェーンで連携した取組等への支援を強化する。**

（Ⅰ）工場・事業場型

- **工場・事業場全体で大幅な省エネを図る取組み**に対して補助
 - 補助率：1/2（中小）1/3（大）等
 - 補助上限額：15億円 等
- ※**サプライチェーン連携枠を創設**

【平釜】 【立釜】※複数の釜を連結して排熱再利用



- 従来、平釜を個別に熱して塩を製造していたところ、連結型の立釜に更新。
- 釜の排熱を、他の釜の熱源に再利用できるよう、**事業場全体の設備・設計を見直し**。3年で**37.1%の省エネ**を実現予定。

（Ⅱ）電化・脱炭素燃転型

- **電化や、より低炭素な燃料への転換を伴う機器**への更新を補助
 - 補助率：1/2 等
 - 補助上限額：3億円 等
- ※**水素対応設備への改造等を補助対象に追加**

【キユボラ式】※コークスを使用 【誘導加熱式】※電気を使用



（Ⅲ）設備単位型

- **リストから選択する機器**への更新を補助
 - 補助率：1/3 等
 - 補助上限額：1億円 等
- ※**トップ性能枠では、新設も対象に追加（GXⅢ類型創設）**

【業務用給湯器】 【高効率空調】 【産業用モータ】



（Ⅳ）EMS型

- **EMS（エネルギーマネジメントシステム）**の導入を補助
- 補助率：1/2（中小）1/3（大）
- 補助上限額：1億円

【見える化システムによるロス検出】 【AIによる省エネ最適運転】



令和7年度補正の強化① GXⅢ類型の創設

- 光熱費等の高騰が進む中で、更なる省エネ対策を進めるためには、これまでの支援策に加えて、
①メーカーに対して、省エネ設備の普及拡大に向けた企業の成長へのコミットを促すとともに
②既存の省エネ水準を大きく超える設備の導入促進が重要であり、
GXⅢ類型を創設し、これらに取り組む企業への支援を強化する。

(GXⅢ類型：メーカー強化枠)

- 現行Ⅲ類型補助対象設備のうち、GX要件（次期GXリーグへの参加、企業の成長（例：コスト競争力の向上、海外市場の獲得）に対する今後の方針を定める等、詳細は今後発表）にコミットするメーカーが製造する設備については、これまでの予算枠（エネ特予算）とは別枠(GX予算)にて、上限額等を増額した上で、支援を行うこととする。

※従来のⅢ類型に登録された設備は令和7年度補正予算額（エネ特）100億円を活用して公募・採択を実施。GXⅢ類型（メーカー強化枠）に登録された設備については、令和7年度補正予算額（GX予算）550億円の一部（250億円程度を想定）を活用して、公募・採択を実施。

(GXⅢ類型：トップ性能枠)

- 従来支援対象としてきた省エネ水準を大きく超える省エネ性能を有する設備については、①設備更新における補助率を強化するとともに、②これまで支援対象ではなかった新設についても補助対象とする。
- なお、GXⅢ類型（トップ性能枠）の対象は、第三者委員会（執行団体が設置）の意見も確認の上で対象設備を決めることとし、例えば、「高い省エネ性能及び波及効果（省エネ導入ポテンシャル）が期待され」、かつ、「普及が初期の段階（普及率が低い）」であり、今後導入を加速すべき設備であることといった視点で選定する。なお、普及率に係る情報を入手するため、Ⅲ類型の指定設備の登録時にメーカーは販売情報を提出することとする。

GXⅢ類型の創設について

| 事業区分 | | GX予算 | | 工ネ特 | |
|------------|------|--|-----------|---|---------------|
| | | GXⅢ類型 (GX設備単位型) | | 現行Ⅲ型 (設備単位型) | |
| | | トップ性能枠 | メーカー強化枠 | | |
| 補助対象 設備 | | 以下の要件(案)を全て満たす設備。 ①「 <u>大きな省エネ性能及び波及効果(省エネ導入ポテンシャル)が期待され</u> 」、かつ、「 <u>普及が初期の段階(普及率が低い)</u> 」であると第三者委員会が認めた設備 ②GX要件(※1)を満たしたメーカーが製造する設備。 (※3) | | 現行Ⅲ型補助対象設備のうちGX要件(※1)を満たしたメーカーが製造する設備 (※3) | 省エネ効果の高い特定の設備 |
| 新設/更新 | | 新設・更新 | | 更新 | |
| 補助率 | 中小企業 | 新設 1/5 | 更新 1/2 | 1/3 | 1/3 |
| | 大企業 | | | | |
| 補助金限度額 | | 3億円 | | 3億円 | 1億円 |
| 補助対象 経費 | 中小企業 | 設備費 | | | 設備費(※2) |
| | 大企業 | | | | |

※1：メーカーに対するGX要件は①次期GXリーグへの参加、②企業の成長(例：コスト競争力の向上、海外市場の獲得)につながる今後の方針の策定等、③必要な人材の確保に向けた取組(例：継続的な賃上げ)を進めること、を課すことを想定。

※2：Ⅲ類型にインバーターの具備も補助対象にする。

※3：設備更新を行うユーザー側にはGX要件へのコミットは求めない。

※詳細については、今後変更の可能性があり、公募時に詳細は公表する。

令和7年度補正の強化② サプライチェーン連携による省エネ

- 欧州を中心とした脱炭素要請等を背景に、サプライヤーとの脱炭素に向けた連携強化に向けた動きが加速しつつある。
- 中小企業が行える脱炭素の取組は、①太陽光発電の導入か、②省エネが中心であり、今後、例えば、下流の大企業が上流の中小企業に知見等を共有するなど、サプライチェーン連携による具体的な省エネ対策の実施が期待される。

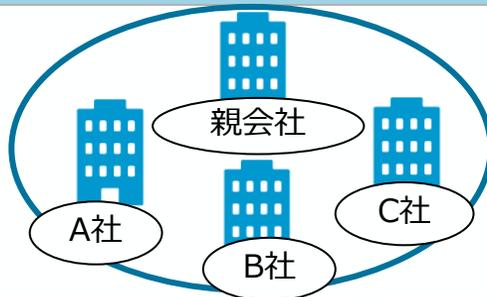
<サプライチェーンにおける省エネ連携イメージ>

フェーズ1：意識醸成
(サミットの開催等)



省エネ・脱炭素の重要性を、
サプライヤー全体で認識共有。
脱炭素に向けた意識を醸成。

フェーズ2：チームアップ
(取組み計画の作成等)



少数グループによる勉強会等を開催し、
それぞれの取組計画を作成するなど、
具体的なアクションに向けて準備

フェーズ3：改善の実行
(省エネ・非化石転換設備更新・運用改善等)



計画等に従って、
設備更新・運用改善を実現

<国の支援① (検討中) >

- 意識醸成・チームアップに向けた取組みをサポート

<国の支援② (補正予算で措置) >

- それぞれが作成した省エネ計画に基づく設備更新を支援

サプライチェーン枠の創設について

| | | GX予算 | | | |
|--------|-------------|--|---|--|---|
| | | I型（工場・事業場型） | | | |
| 事業区分 | | 先進枠 | 一般枠 | 中小企業 投資促進枠 | サプライチェーン（SC） 連携枠 |
| 補助対象設備 | | 先進性が認められた設備 | オーダーメイド設備又はⅢ型指定設備の組み合わせ※設備単位で省エネ効果をみtas | | |
| 申請要件 | | 変更なし | 変更なし | 変更なし | <SC連携事業の申請要件> 以下の全てを満たす者 ①SC上の4者以上で申請 ②GX要件へのコミット |
| 省エネ要件 | 工場・事業場単位 | ・以下のいずれかをクリア ①省エネ率+非化石率 30%以上 ②省エネ量+非化石量 1,000kl以上 ③原単位改善率 15%以上 | ・以下のいずれかをクリア ①省エネ率+非化石率 10%以上 ②省エネ量+非化石量 700kl以上 ③原単位改善率7%以上 | ・以下のいずれかをクリア ①省エネ率+非化石率 :7%以上 ②省エネ量+非化石量 :500kl以上 ③原単位改善率:5%以上 ・上記に加えて、省エネ目標・計画の作成・公表（目標は一般枠の効果） | ・省エネ率+非化石率 : 1者あたり5%以上 ・上記に加えて、省エネ目標・計画の作成・公表（目標は一般枠の効果） ※補助金交付を受けない幹事企業は含めない |
| | 設備単位 | - | オーダーメイド設備を含め設備単位で10%以上 | | |
| 新設/更新 | | 更新 | 更新 | | |
| 補助率 | 中小企業 | 更新 2/3 | 1/2 | 1/2 | 1/2 |
| | 大企業 | 更新 1/2 | 1/3 | 対象外 | 1/3 |
| 補助金限度額 | | 単年度 : 15億円 (20億円) 複数年度 : 30億円 (40億円) 連携事業 : 30億円 (40億円) | 単年度 : 15億円 (20億円) 複数年度 : 20億円 (30億円) 連携事業 : 30億円 (40億円) | | 単年度 : 15億円 (20億円) 複数年度 : 20億円 (30億円) |
| 補助対象経費 | 中小企業 大企業 | 設計費・設備費・工事費 | | | |

※詳細については、今後変更の可能性があります、公募時に詳細は公表する。

令和7年度補正の強化③ 水素対応設備等への支援強化

- 一部メーカーにおいて、追加的なカスタマイズで水素対応に変更できる都市ガス設備など将来的に水素に対応できる設備（水素Ready設備）や導入時点で水素を使用できる設備（以下「水素対応設備」という。）の導入が開始している。

※ 水素対応へのカスタマイズに必要な設備は①混合設備、②水素圧縮機、③脱硝設備等。

- 水素対応設備は試験的に導入するケースやエネルギー情勢を踏まえた燃料転換を念頭に置いた運用が想定されるため、新設や更新時の併用、改造についても支援が必要。

| 事業区分 | | GX予算 | |
|--------|------|---|--|
| | | Ⅱ型 (電化・脱炭素燃転型) | |
| 補助対象設備 | | <ul style="list-style-type: none"> 電化及びより低炭素な燃料への転換が伴う設備 電化及びより低炭素な燃料への転換に伴う、水素対応への改造にかかる費用を補助（付随して設置する設備費・工事費を含む。） 水素対応設備の新設や併用を認める 水素対応設備については10%以上の混焼率で実稼働させること | |
| 新設/更新 | | 新設・更新 | |
| 補助率 | 中小企業 | 1/5 (新設)、1/2 (更新・改造) | |
| | 大企業 | | |
| 補助金限度額 | | 3億円 (電化の場合5億円) | |
| 補助対象経費 | 中小企業 | 設備費・工事費 | |
| | 大企業 | 設備費・ 工事費 ※水素対応のための改造に限り工事費を含む | |

※詳細については、今後変更の可能性があり、公募時に詳細は公表する。

(参考)省エネルギー投資促進・需要構造転換支援事業費補助金

国庫債務負担行為を含め総額 2,275億円 ※令和7年度補正予算額550億円

事業の内容

事業目的

本事業は、工場・事業場全体で行う、先進型設備等の導入や、機械設計を伴う設備、事業者の使用目的や用途に合わせて設計・製造する設備又は省エネ効果の高い特定の設備の組み合わせ導入、脱炭素につながる電化・燃料転換を伴う設備更新等を支援することにより、「2030年度におけるエネルギー需給の見通し」の達成に寄与することを目的とする。

その際、企業の複数年の投資計画に対応する形で支援を実施し、特に中小企業の省エネ投資需要を掘り起こす。

また、工場等における省エネ性能の高い設備・機器への更新を促進することにより、温室効果ガスの排出削減と我が国の産業競争力強化を共に実現する。

事業概要

工場・事業場において実施されるエネルギー消費効率の高い設備への更新等を以下の取組を通じて支援する。

(1) 工場・事業場型：工場・事業場全体で行う、先進型設備等の導入や、機械設計を伴う設備等の導入により、工場・事業場やサプライチェーン全体での省エネの実施を支援

(2) 電化・脱炭素燃転型：化石燃料から電気への転換や、より低炭素な燃料への転換等、電化や脱炭素目的の燃料転換を伴う設備等の導入を支援

(3) **G X 設備単位型**：従来の支援水準を大きく超える省エネ設備や企業の成長にコミットしたメーカーの省エネ設備等の導入を支援

(4) エネルギー需要最適化型：エネルギーマネジメントシステムを用いたエネルギー使用量削減及びエネルギー需要最適化を図る事業を支援

事業スキーム（対象者、対象行為、補助率等）



(1) 補助率：中小企業1/2以内、大企業1/3以内（一定の要件を満たす場合には中小企業2/3以内、大企業1/2以内等）

上限額：15億円（非化石転換設備の場合は20億円等）

(2) 補助率：1/2以内等

上限額：3億円（電化の場合は5億円）

(3) 補助率：更新1/2以内、新設1/5以内

上限額：3億円

(4) 補助率：中小企業1/2以内、大企業1/3以内

上限額：1億円

成果目標

2030年度におけるエネルギー需給の見通しにおける産業部門・業務部門の省エネ対策（2,700万kl程度）中、省エネ設備投資を中心とする対策の実施を促進し、本事業による効果も含めて、省エネ量2,155万klの達成を目指す。

(参考)省エネルギー投資促進支援事業費補助金

資源エネルギー庁

省エネルギー・新エネルギー部省エネルギー課

国庫債務負担行為含め総額 **175億円** ※令和7年度補正予算額 125億円

事業の内容

事業目的

本事業は、工場・事業場等の産業・業務部門における省エネ性能の高い設備・機器への更新や複数事業者の連携、より先進的な省エネ技術に係る機器・設備の導入に係る費用の一部を支援することで、「2030年度におけるエネルギー需給の見通し」の達成に寄与することを目的とする。

また、設備の納期遅れ等により単年度での事業実施が困難なことを理由に投資を見送る事業者のニーズに対応するべく、複数年度にまたがる設備・機器の導入を可能にし、特に中小企業における更なる投資需要を掘り起こす。

事業概要

工場・事業場において実施されるエネルギー消費効率の高い設備への更新等を以下の取組を通じて支援する。

(1) 省エネルギー投資促進支援事業費

省エネ性能の高いユーティリティ設備、生産設備等への更新を支援。

(2) 先進的省エネルギー投資促進支援事業費

高い技術力や省エネ性能を有しており、今後、導入ポテンシャルの拡大等が見込める先進的な省エネ設備等の導入及び個別設計が必要な特注設備等の導入を含む設備更新やプロセス改修を行う省エネ投資について、過去に採択した複数年度事業の設備更新案件を支援。

事業スキーム（対象者、対象行為、補助率等）

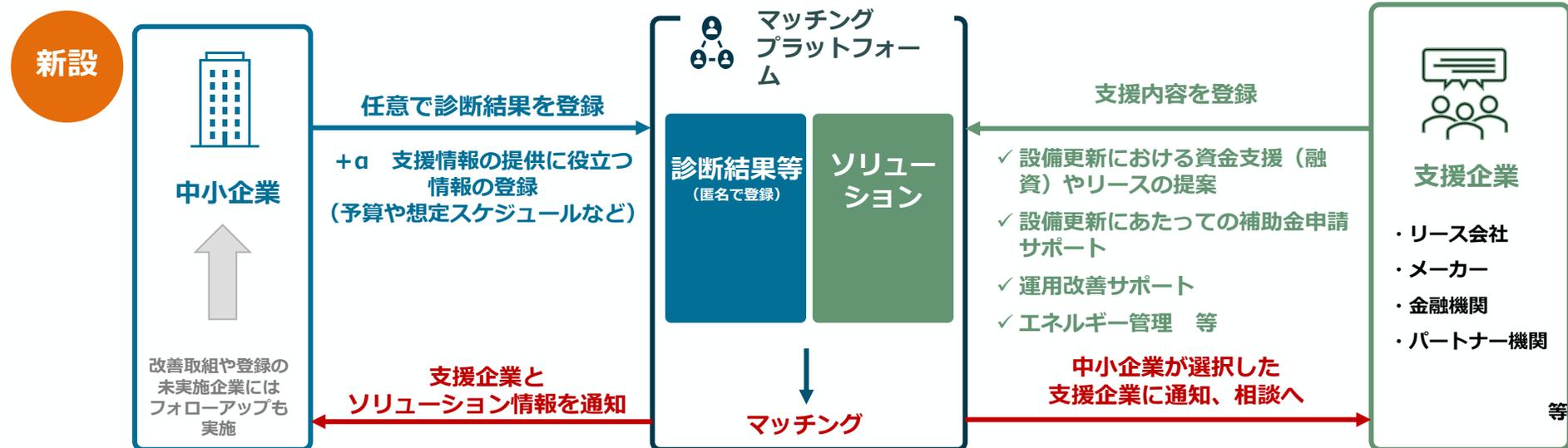
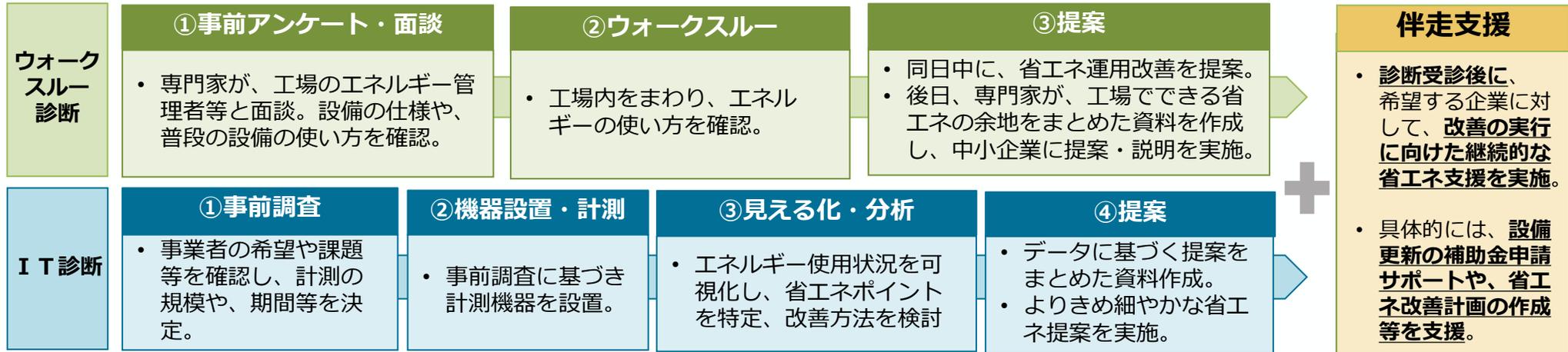


- (1) 補助率：1/3以内 等 上限額：1億円
- (2) 補助率：中小企業10/10以内、大企業3/4以内 等 上限額：15億円

成果目標

2030年度におけるエネルギー需給の見通しにおける産業部門・業務部門の省エネ対策（2,700万kl程度）中、省エネ設備投資を中心とする対策の実施を促進し、本予算事業による効果も含めて、省エネ量2,155万klの達成を目指す。

「具体的に何をやればよいか分からない」との中小企業の声も多いことから、専門家による省エネ診断への支援を実施。R7年度補正では、**改善提案の実現に向けて、ソリューションを提供する企業とのマッチングプラットフォームを創設**。加えて、**進捗状況のフォローアップを強化**（取組が進んでない企業に対しては伴走支援を紹介など）。



(参考) 中小企業等エネルギー利用最適化推進事業費

資源エネルギー庁

令和7年度補正予算額 **33億円**

省エネルギー・新エネルギー部省エネルギー課

事業の内容

事業目的

省エネの専門家が中小企業を訪ね、エネルギー使用の改善をアドバイスする「**省エネ診断**」への補助を行うことで、エネルギー価格高騰等の影響を受ける中小企業等の省エネの取組を後押しする。

事業概要

省エネの専門家が中小企業等の工場・ビル等のエネルギー使用状況を現地調査やIT機器を活用した分析等により、運用改善や設備投資等を提案するために必要な経費を補助する。また、診断結果の実現に向けて、**ソリューションを提供する企業とのマッチングプラットフォームの創設**や、専門人材の育成強化等により、支援を強化する。

事業スキーム (対象者、対象行為、補助率等)



成果目標

省エネ診断等による業務部門における徹底的なエネルギー管理の実施により本予算事業による効果も含めて、令和12年度の省エネ効果239万kLを目指す。

(参考) 中小企業等エネルギー利用最適化推進事業費

令和8年度予算(案) 7.4億円(6.1億円)

資源エネルギー庁
省エネルギー・新エネルギー部
省エネルギー課

事業目的・概要

事業目的

中小企業や年間エネルギー使用量が原油換算で1,500kl未満の事業者等を対象とした工場・ビル等のエネルギー利用最適化診断など、中小企業等の**エネルギー利用最適化**を推進するための支援を行うことで、エネルギー価格高騰等の影響を受ける中小企業等の省エネの取組を後押しする。

事業概要

(1) エネルギー利用最適化診断事業

中小企業等の工場・ビル等のエネルギー管理状況の診断、省エネ診断の担い手育成を目的とした研修等の実施に係る経費の一部を国が支援する。

(2) 地域一体となった省エネ支援の促進及び専門人材拡大に向けた調査分析事業

省エネ・地域パートナーシップに参画する金融機関や省エネ支援機関による地域の連携枠組みを通じた省エネ支援の後押しや、省エネ診断・アドバイスを行う専門人材を拡大する上での課題や方策について分析を行うための委託調査を実施する。

事業スキーム(対象者、対象行為、補助率等)

(1) エネルギー利用最適化診断事業



(2) 地域一体となった省エネ支援の促進及び専門人材拡大に向けた調査分析事業



成果目標・事業期間

省エネ診断等による業務部門における徹底的なエネルギー管理の実施により本予算事業による効果も含めて、令和12年度の省エネ効果239万kLを目指す。

自律型資源循環システム強靱化促進事業

国庫債務負担行為含め総額 **200億円** 令和8年度予算（案）73億円（30億円）

事業目的・概要

事業目的

GXの実現に向けて、循環経済（サーキュラーエコノミー）への移行のため策定した「成長志向型の資源自律経済戦略」を踏まえ、「サーキュラーパートナーズ」※の枠組みを活用し、新たな資源循環市場の創出に向けた、脱炭素と経済成長を両立する取組を早期に実現することを目的に支援を実施する。

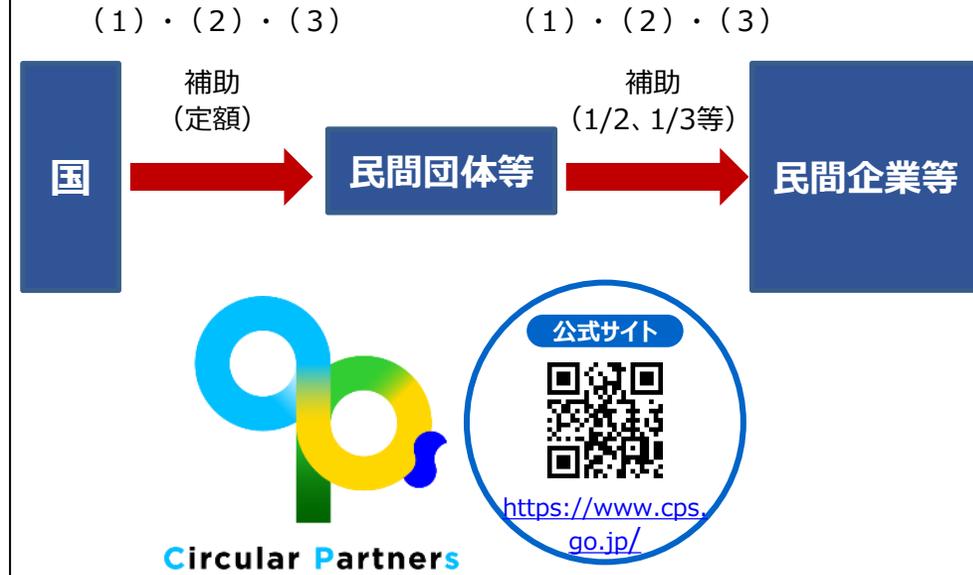
※サーキュラーエコノミーに野心的・先駆的に取り組む、国、自治体、大学、企業・業界団体、関係機関・関係団体等の関係主体を構成員とする連携組織。

事業概要

「サーキュラーパートナーズ」の枠組みを活用し、以下の資源循環に係る取組に対して補助を行う。

- (1) 再生材等を原料として活用し、再生材利用製品を製造するための技術開発、実証及び商用化に係る設備投資等を支援する。
- (2) 長寿命化や再資源化の容易性の確保等に資する「環境配慮型ものづくり」のための技術開発、実証及び商用化に係る設備投資等を支援する。
- (3) リユース、リファービッシュ等のC Eコマース促進のための技術開発、実証及び商用化に係る設備投資等を支援する。

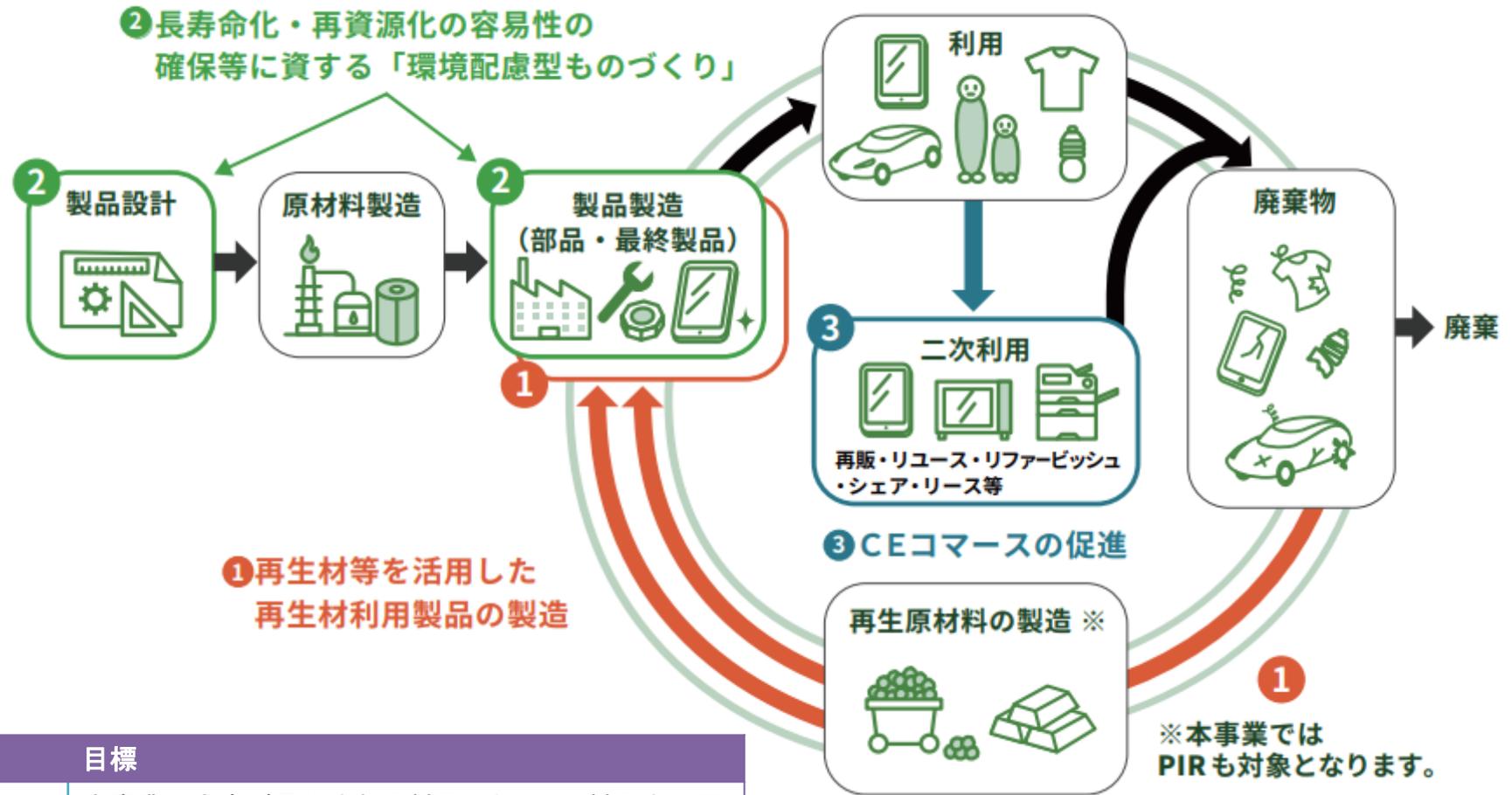
事業スキーム（対象者、対象行為、補助率等）



成果目標・事業期間

令和8年から10年までの3年間の事業であり、短期的には、動静脈連携による資源循環や環境配慮型ものづくりに係る実証事業等を開始することを目指す。中期的には、動静脈連携による資源循環や環境配慮型ものづくりを通じた製品を実証事業等により商用化することを目指す。長期的には、動静脈連携による資源循環や環境配慮型ものづくりを通じた製品を普及させることを目指す。

産官学連携による自律型資源循環システム強靱化促進事業（令和7年度）対象イメージ



| 項目 | 目標 |
|-------------|---|
| ①再生材利用の促進 | 本事業で生産が見込まれる製品において、製品中の再生材の含有率が10%以上 |
| ②環境配慮型ものづくり | 事業終了後2年以内に環境配慮設計の製品を市場投入 |
| ③CEコマースの促進 | 仕入れた廃棄物の50%以上を、リユース/リファービッシュ/リパーパス等によって製品として再利用可能 |

出典：令和7年度産官学連携による自律型資源循環システム強靱化促進事業 広報資料

成長志向型の資源自律経済加速化事業のうち、 （１）資源自律経済確立に向けた産官学連携加速化事業

令和8年度予算（案） 8.5億円（9.5億円）

事業目的・概要

事業目的

経済産業省では、2023年3月に「成長志向型の資源自律経済戦略」を策定し、資源循環経済政策の再構築等を通じて物資や資源の供給途絶リスクをコントロールし、経済の自律化・強靱化と国際競争力の獲得を通じた持続的かつ着実な成長に繋げる総合的な政策パッケージを提示したところである。同戦略を踏まえ、産官学連携によるサーキュラーエコノミー実現を目的として、2023年9月に立ち上げた「サーキュラーパートナーズ」を活用し、自律型資源循環システムを構築するために必要となる資源循環に係る調査及び実証等への支援を実施する。

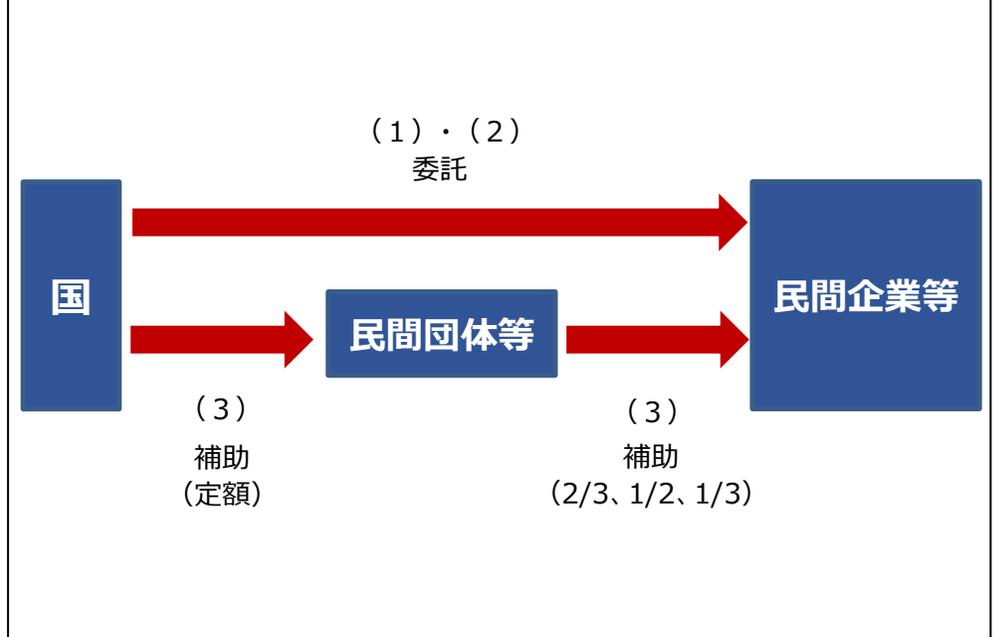
事業概要

（１）「サーキュラーパートナーズ」の活動計画の策定や個別テーマごとのワーキンググループの開催等について、事務的な補助等を行う事務局の運営を実施する。

（２）自律型資源循環システム構築のため、「サーキュラーパートナーズ」で検討する個別テーマの設定や深掘りのための調査、参画する自治体、大学、企業・業界団体、関係機関・関係団体等のビジョン・ロードマップの策定、地域循環モデルの創出等のための支援、資源循環に係る国際標準等に関する調査、資源循環経済の実現加速に向けた情報発信等を実施する。

（３）自動車・バッテリー、電気電子製品、包装、プラスチック、繊維等の資源循環に係る取組において、経済合理性や技術的課題の明確化等のための実証や、設備投資についての支援を実施する。

事業スキーム（対象者、対象行為、補助率等）



成果目標・事業期間

令和8年度の1年間の事業であり、
短期的には、ビジョン・ロードマップの策定、地域循環モデルの創出のための基盤を整備する。
中期的には、設備投資等により、ビジョン・ロードマップの策定、地域循環モデルの創出を達成する。
長期的には、「サーキュラーエコノミーに関する産官学パートナーシップ」が日本のサーキュラーエコノミーを牽引し、自律型資源循環システムを構築することを目指す。

ご紹介内容

◆ 設備投資

生産性向上や省人化・省力化に資する投資等への補助

◆ IT、研究開発

業務の効率化やDXの推進、セキュリティ対策に向けたITツール等の導入や、産学官連携による研究開発を支援

◆ 小規模事業者支援、海外展開、事業承継

国内外の販路開拓支援、事業承継時の投資や専門家活用等の補助

◆ 省エネルギー、サーキュラーエコノミー

省エネ効果の高い設備への入替の補助や、資源の有効利用と経済成長の両立に向けた取組を支援

◆ エッセンシャルサービス、人材、税制、支援機関

小売・卸売、医療・介護等、生活必需品の産業の効率的運営や、人材の確保、設備投資等における税制優遇策のほか、各支援機関を紹介

生活維持役務等効率化促進事業

令和8年度予算（案） 3.0億円（新規）

経済産業政策局総務課
商務・サービスグループ参事官室

| 事業目的・概要 | 事業スキーム（対象者、対象行為、補助率等） |
|---|--|
| <p>事業目的 人口減少や少子高齢化による構造的な人手不足が進展する中、生活を維持するために必要なサービス（エッセンシャルサービス）の供給の維持が難しくなるおそれ。その供給不足は全国的な問題であるが、過疎化が進み需要密度が低下している地方で先行。 我が国産業の持続的な発展を図るためにも、地域の産業を下支えする担い手である住民の当該サービスの需要を満たすことが重要。 本事業は、住民の生活を維持するために必要なサービスについて、持続可能なモデルケースの創出を支援し、当該モデルを横展開することにより、全国においてこうしたサービスの供給事業者を創出・拡充させることを目的とする。</p> <p>事業概要 生活維持サービス事業の生産性向上のモデル事例の創出のため、以下の取組を行う。</p> | <p>(1) 補助事業：ビジネスモデル組成実証、伴走支援</p>  <p>(2) 委託事業：周知・広報</p>  |
| <p>(1) 補助事業：ビジネスモデル組成実証 ①二以上の事業主体の協業等による「連携型事業展開モデル」、②複数の生活維持サービスの事業化に取り組む「基盤重層型事業展開モデル」の2類型の実証事業に補助。 またモデル実証について、専門家派遣による事業立上げや運営の伴走支援を行う。</p> <p>(2) 委託事業：専門家派遣、周知・広報事業 モデル事例の横展開に向け、都道府県の産業振興センター、商工会議所等においてセミナー等を実施。</p> | <p>成果目標・事業期間</p> <p>短期的には本年度の事業を通じて10程度のモデル類型の創出を目指すこととし、生活維持サービスの事業主体が損益分岐点を上回るができる収益性の確保の手法を確立する。</p> |

【参考】エッセンシャルサービスの供給の持続性確保を実現する生産性向上の事例

事例1) 地場スーパー：既存店舗・敷地を活用した複数ES事業の展開

- 地場スーパーが、地域の少子高齢化や関連事業者の撤退を受けて、敷地・建物内に宅配集配所、介護施設、託児所を新設。複数の事業を実施し、顧客基盤の共通化を図る。
- 生産性向上の方法：地場企業による**多角的なエッセンシャルサービス（ES）の供給**、**既存店舗・敷地の有効活用**



ハーツわかさ（福井県民生活協同組合）

事例2) SS：地域住民共同出資会社によるES供給の維持

- 村唯一のSSの撤退を受けて、地域住民が共同出資会社を設立。SS（ガソリンスタンド）の設備をリニューアルするとともに、生活必需品を販売する店舗を新規に併設。
- 生産性向上の方法：住民出資会社による**多角的なESの供給**、**既存店舗・敷地の有効活用**



株式会社四万川

事例3) 生活協同組合：販売・物流網の効率化・DX化

- 道内に109店舗・51宅配センターを展開する地域生協が、移動販売、高齢者向けの夕食宅配サービス、学校給食の提供等の地域に根差した様々なサービスを供給。また、物流を内製化しDX導入による生産性向上を図る。
- 生産性向上の方法：生協による多角的なESの供給、**物流会社の子会社化**、**倉庫内のDX化**



移動販売車おまかせ便「カケル」（コープさっぽろ）

事例4) SS：地元有力企業出資による新設合同会社による事業承継

- スキー場、温泉等の観光資源を有する豪雪地帯の山間地域において、地元有力企業が、事業撤退するSS（ガソリンスタンド）の経営を引き継ぎ、町唯一のSSの事業継続を確保。
- 生産性向上の方法：**高収益の地場企業（観光業）によるESの合併事業**。需要減に即した定休日の導入（年中無休から変更）



COSMO藤原SS（群馬県みなかみ町）

事例5) コンビニ：既存事業の販売網、物流網を活かした地域共生型店舗

- 商圏が小さく、物流コストも高い地域において市町村と連携して新規店舗を展開。生鮮品を揃えた地域のライフラインに。
- 生産性向上の方法：**閉店スーパーの跡地利用**や小規模店舗、**セルフレジ導入**、**掃除ロボ**、住民アンケートに基づく商品ラインナップ等



ローソン上厚真店（北海道厚真町）

地域の中堅・中核企業支援事業のうち、 （２）地域の人事部支援事業 令和8年度予算（案）2.9億円（3.0億円）

事業目的・概要

事業目的

地域経済を牽引する中堅・中小企業の自律的な成長を後押しし、地域における良質な雇用の拡大や認知度向上を図るため、民間事業者等が地域企業群や関係機関（自治体・経営支援機関・教育機関等）と連携し、地域が一体となって人材確保・育成・定着を行う「地域の人事部」の取組を支援することを目的とする。

事業概要

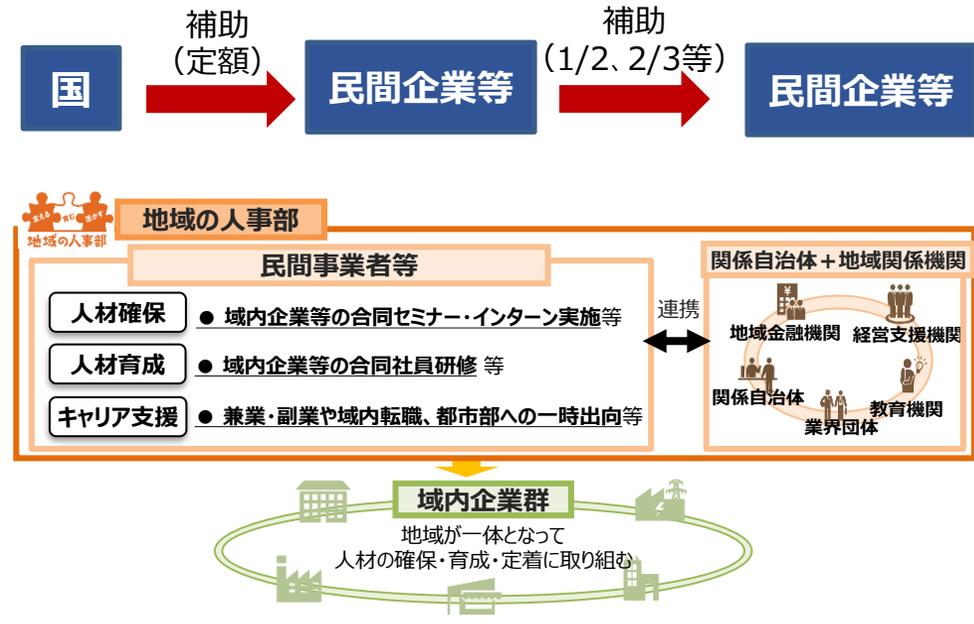
（１）地域の人事部事業者伴走・横展開支援事業

地域の人事部の定着・自走化や他地域への横展開を後押しするため、既に一定のノウハウを有する地域の人事部事業者による伴走支援や地域間・広域連携等を推進する。

（２）地域の人材確保・育成・定着に係る重点分野支援事業

- ①地域の人事部事業者が、地域の教育機関等と連携して、地域企業群への幹部インターンシップ制度を導入し、地域企業の事業承継に関心のある右腕人材や未来の後継者候補と中堅・中小企業のマッチングや引継ぎ・キャリア支援等を行う取組を支援する。
- ②地域の人事部事業の持続化に向けた自治体との連携を推進するため、地域未来投資促進法の連携支援計画の承認事業者や、小規模事業者支援法に基づく経営発達支援計画の認定を受けた商工会、商工会議所、二地域居住促進法に基づく特定居住支援法人等、法制度等と連携した地域の人材確保・育成・定着を目指す取組を支援する。

事業スキーム（対象者、対象行為、補助率等）



成果目標・事業期間

令和7年度から令和9年度までの3年間の事業であり、短期的には、各年度30件の地域の人事部の取組の支援を目指す。
中期的には、地域における人材の確保・育成・定着を行う取組の補助事業開始年度の翌年度の継続率80%以上を目指す。

経済産業関係 令和8年度税制改正のポイント

基本的な状況認識と対応の方向性

1. トランプ関税で国際的な不確実性が高まる中、米国の即時償却制度の創設やドイツの法人税率引下げなど税制インセンティブの強化が打ち出され、**投資の困り込み競争が激化**。
2. こうした中、我が国として**2040年度国内投資額200兆円の実現に向け、設備投資や研究開発投資などの国内投資を強力に後押しし、企業による賃上げを徹底**させていく。また、**自動車取得時の課税(環境性能割)を廃止し、国内自動車市場の活性化などを通じた国内産業基盤の維持・強化**を図る。
3. その際、税制においても、**複数年にわたる投資の予見可能性を一層高めるとともに、税制改正による投資・企業収益の拡大等を通じ、将来的な税収増につなげていく**。

1. 熾烈化する国際環境における国内投資促進及び産業基盤整備

① 大胆な投資促進税制の創設

- 高付加価値で大胆な国内投資を促進すべく、**原則全ての業種を対象に、投資利益率15%以上かつ投資下限額35億円（中小企業等等は5億円）以上の投資計画に含まれる対象設備（機械装置、器具備品、工具、建物、構築物、建物附属設備、ソフトウェア）に対し、即時償却または税額控除7%（建物、建物附属設備及び構築物は4%）を予見可能性のある長期間（計画提出期間3年、措置期間最大5年）措置**する。また、予見し難い国際経済事情の急激な変化に対応する事業者については、**繰越税額控除（3年間）を可能**とする。

② 研究開発税制の拡充・延長等

- 中長期的に企業の研究開発投資の増加を促し、国際的に遜色のないイノベーション立地競争環境を確保するため、**AI・量子・バイオ等の我が国の戦略技術領域について、①事業者自らの研究開発を促進する「戦略技術領域型(控除率40%)」、②そのうち、特に高い研究力等を持つ研究拠点とのオープンイノベーションを促進する「大学拠点等強化類型(控除率50%)」を創設するとともに、③「戦略技術領域型」「大学拠点等強化類型」を含む「繰越税額控除制度(3年間)」を創設**する。また、**研究開発投資をより促し、足元の物価上昇への対応なども含めた見直しを行った上で、時限措置の適用期限を3年間延長**する。

③ 車体課税の抜本的見直し

- 米国関税措置の自動車産業への影響を緩和し、国内市場の活性化を図るとともに、取得時における負担を軽減、簡素化するため、**環境性能割は令和8年3月31日をもって廃止**。
- **自動車税及び軽自動車税については、重量及び環境性能に応じた税負担の仕組み等について令和9年度税制改正で結論を得る**。（EV・FCVについて、重量を基準として課税）。
- **エコカー減税は、燃費基準の達成度を引き上げた上で、2年間延長**。令和9年5月の引上げ時は、激変緩和措置を講じる。
- 利用段階の動力源間の公平性を早期に実現する観点から、技術面・執行面においてより公平な課税・徴収が可能となるまでの間、**EV、PHEVについて、重量に応じた一定の負担を求める。具体的な税率は、令和9年度税制改正で結論を得る**。

④ 賃上げ促進税制の見直し

- 賃上げの潮目の変化に貢献してきた本税制について、物価高を上回る安定した賃上げの定着に向け、足元の賃上げ状況を踏まえ、メリハリ付けを行う（大企業向け措置は令和7年度末で終了、中堅企業向け措置は賃上げ基準を見直し）。
- 防衛的賃上げを迫られる中小企業については、物価高を上回る安定的な賃上げの定着に向け、現行制度を維持する。

⑤ 産業用地整備促進税制の創設

- 2040年度200兆円の国内投資目標の達成に向け、自治体と連携した民間開発事業者による産業用地整備において、土地等の譲渡所得にかかる所得税等の軽減（譲渡所得2,000万円以下の部分の適用税率を20%→14%）措置を創設する。

⑥ カーボンニュートラル投資促進税制の拡充・延長等

- 企業の脱炭素投資を後押しするため、生産工程を効率化するなど炭素生産性を向上させる設備の導入時に活用可能な本税制について、大企業がサプライチェーン上の中小企業に対して、排出量削減に資する取組支援をした場合の要件緩和を含め一部見直した上で、適用期限を2年間延長する。

⑦ パーシャルスピノフ税制の見直し

- 分離・独立前の親会社に一部株式持分を残す組織再編（パーシャルスピノフ）について、従来はスタートアップ創出の場合に限り特例措置を認められていたところ、事業ポートフォリオの組替えも促進すべく、その適用要件を見直すとともに、恒久措置とする。

2. 我が国の科学技術の発展に資する研究開発・イノベーション投資の促進

① 研究開発税制の拡充・延長等【再掲】

② 中小企業技術基盤強化税制の拡充・延長等

- より多くの中小企業における研究開発投資を一層後押しする観点から、「繰越税額控除制度（3年間）」の創設を行うとともに本税制の時限措置の適用期限を3年間延長する。

③ オープンイノベーション促進税制の拡充・延長等

- 事業会社とスタートアップの協業の更なる促進やスタートアップの出口戦略の多様化を後押しする観点から、M&A型について、マイノリティ取引（3年以内に議決権の過半数を超えることが見込まれる、50%以下の発行済株式の取得）を対象化する。また、吸収合併時には、一括での益金算入から5年間での均等額の取り崩しに見直す。その上で、本税制の適用下限額を引き上げ、適用期限を2年間延長する。

④ 外国組合員に対する課税の特例の見直し

- 海外投資家が、日本に無限責任組合員(GP)がいるファンドに有限責任組合員(LP)として出資する際、一定の要件を満たす場合は、ファンドを通じて得た国内源泉所得に対して非課税とする措置について、ファンドに対する持分割合の上限引き上げ（25%未満→50%未満）を含めその要件の見直しを行う。

3. 中小・小規模事業者の事業承継・成長促進、地域経済の活性化

① 中小企業技術基盤強化税制の拡充・延長等【再掲】

② 事業承継税制に係る特例承継計画の期限延長等

- 経営者の高齢化の進展等を踏まえ、中小企業の事業承継を後押しし、生産性向上・成長を支援する観点から、**法人版（特例措置）及び個人版事業承継税制（贈与税・相続税ともに100%を猶予）**について、**特例承継計画等の提出期限の延長（法人版：令和9年9月末、個人版：令和10年9月末）**を行う。また、事業承継による世代交代の停滞や地域経済の成長への影響に係る懸念も踏まえ、事業承継のあり方については今後も検討する。

③ 中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例措置の拡充・延長等

- 中小企業者等の事務負担を軽減するために講じられている**本措置（30万円未満の減価償却資産を取得した場合、取得時に全額損金算入を認める措置）**について、**30万円の基準額を40万円に引き上げる等の措置を講じた上で、適用期限を3年間延長**する。

④ 食事支給に係る所得税非課税限度額の見直し

- 長年据え置かれてきた**食事支給に係る所得税非課税限度額**について、**物価上昇や従業員の平均的なランチ代の実態等を踏まえ、引き上げ（3,500円(税抜)/月→7,500円(税抜)/月）**を行う。

⑤ インボイス制度の円滑な定着に向けた所要の措置

- インボイス制度の定着をより確実なものにする観点から、**免税事業者からの仕入に関する特例（8割控除）**について、**控除可能割合の引下げペース・幅を緩和し、最終的な適用期限を令和13年9月末まで延長**する。**インボイス発行事業者となった小規模事業者に関する経過措置（2割特例）**について、**個人事業者については納税額を売上税額の3割とする経過措置を、さらに2年間に限り講ずる（令和9年・10年分申告において利用可能）**。

⑥ 地域における生活環境の維持に必要なサービスを確保するための特例措置の検討

- **地域住民の生活環境の維持に必要なサービスを供給する事業者等の持続的な事業継続等**に資する取組を促進するための税制措置を引き続き検討する。

4. GXの実現・エネルギーの安定供給に向けた基盤強化

① 車体課税の抜本見直し【再掲】

② 再生可能エネルギー発電設備に係る固定資産税の特例措置の拡充・延長

- 地域と共生した国産再エネの普及拡大を図るため、ペロブスカイト太陽電池及び洋上風力に対する軽減措置の拡充を行った上で、本税制の適用期限を3年間延長する。

③ 海外投資等損失準備金制度の延長

- リスクの高いレアアースを含む重要鉱物等の鉱山や油ガス田の探鉱や開発を後押しするため、本制度の適用期限を2年間延長する。

④ 電気・ガス供給業の収入金課税の見直し

- 電気供給業・一部のガス供給業について、一般の企業との課税の公平性確保を図るため、法人事業税の課税方式を他の事業と同様の課税方式へ変更することについて引き続き検討する。

5. 移り変わる国際課税への対応

① 外国子会社合算税制の見直し

- 国際課税環境の変化等を踏まえ、海外展開を行う日本企業の負担軽減を図る観点等から外国子会社合算税制の見直しを行う。

② 国境を越えたEC取引に係る消費税制度の見直し

- 国内外の事業者間における課税の公平性や競争条件の中立性確保の観点から、国境を越えたEC取引に係る消費税制度の見直しを行う。

経済産業関連税制の詳細は➡

経済産業税制総合Webページ
([経済産業税制総合Webページ \(METI/経済産業省\)](#))



大胆な投資促進税制の創設

(法人税・所得税・法人住民税・事業税)

新設

- 国内投資の拡大を通じて、日本企業の「稼ぐ力」を向上させ、賃上げを含めた好循環を形成するため、高付加価値化のための**大胆な設備投資を促進する税制（建物を含む即時償却や税額控除7%等）を創設**する。

概要

対象業種

原則全ての業種を対象

対象資産要件

- 生産等に必要な設備等（機械装置、器具備品、工具、建物、構築物、建物附属設備、ソフトウェア）**
- 投資下限額：35億円以上（中小企業者等については5億円以上）** ※投資計画期間中の総額
- ROI水準：15%以上**

措置内容

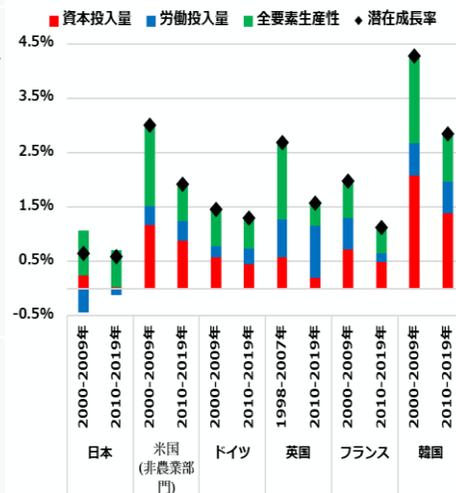
- 即時償却または税額控除7%（建物、建物附属設備及び構築物は税額控除4%）**
 - 控除上限：法人税額の20%
- 事業環境の急激な変化による影響への対応（繰越税額控除）**
 - 予見し難い国際経済事情の急激な変化に対応するための計画について、法律に基づく認定を受けた事業者については、**繰越税額控除（3年間）が可能。**

措置期間

令和11年3月31日までの間に設備投資計画につき、法律に基づく確認を受けた者が、その確認を受けた日から5年を経過する日までの間に取得等をし、事業の用に供した設備等を対象。

2030年度135兆円、2040年度200兆円の官民目標実現に向け、国内投資を拡大。（2024年度は106兆円）

潜在成長率の各項目寄与度の比較



各国の投資促進策の動向

日本



・**大胆な投資促進税制を創設。**

米国



・2025年7月に成立したOBDD法において、米国内での設備投資に対して**即時償却措置を恒久化しつつ、その対象に建物を追加（建物は時限措置）。**

ドイツ



・2025年7月に成立した減税法において、**設備投資償却率を最大30%に引き上げつつ、2028年より法人税率を4.1%ずつ5年間引き下げ予定（実施後は24.9%）。**

新たな設備投資税制への期待

※経産省から企業へのヒアリングより抜粋
 <海外投資→国内投資>

- 電子部品製造
 「海外立地か国内立地かの判断に**必要不可欠**」
- 自動車
 「関税の逆境下での国内投資の維持・拡大に**極めて有効**」

<投資規模小→投資拡大・実現>

- 造船
 「回収に長期を有する**大規模投資の判断が可能**」
- 半導体部品
 「短期の投資サイクル競争の中での**生き残りの支えになる**」
- コンテンツ
 「高い措置率の税額控除により、**投資収益率が改善し、投資が可能**」

車体課税の抜本見直し

(自動車重量税、自動車税環境性能割、自動車税種別割、軽自動車税環境性能割、軽自動車税種別割)

(1) 取得時の負担の軽減

- 米国関税措置が自動車産業に及ぼす影響を緩和し、国内自動車市場の活性化を速やかに図るとともに、自動車の取得時における負担を軽減、簡素化するため、環境性能割を令和8年3月31日をもって廃止する。

(2) 保有時の課税のあり方の見直し

①自動車税及び軽自動車税のあり方

- 自動車税及び軽自動車税のあり方については、自動車の重量及び環境性能に応じた公平・中立・簡素な税負担の仕組み等について、令和9年度税制改正で結論を得る。
- 令和10年度以降に新車新規登録を受けたEV・FCVに対しては、重量に応じた課税方式を導入する。具体的な税率等は、令和9年度税制改正において結論を得る。
- グリーン化特例については、現行の措置を2年延長する。

②エコカー減税の見直し

- エコカー減税については、減免区分の基準となる燃費基準の達成度を引き上げた上で、2年間延長する。令和9年5月の引上げに際しては、激変緩和措置を講じる。

③利用段階における負担の適正化に向けた課税

- 利用段階における動力源間の税負担の公平性を早期に実現する観点から、技術面・執行面においてより公平な課税・徴収が可能となるまでの間、EV、PHEV（自家用の乗用自動車に限る）について、車両重量に応じた一定の負担を求める。具体的な税率については、令和9年度税制改正で結論を得る。

(3) 「新たなモビリティ社会」を踏まえた見直し

- 自動車の枠を超えたモビリティ産業の発展に伴う経済的・社会的な受益者の広がりや保有から利用への移行等も踏まえるとの考え方を踏まえつつ、公平・中立・簡素な課税のあり方について、中長期的な視点から検討を行う。

賃上げ促進税制の見直し (所得税・法人税・法人住民税・事業税)

見直し

- 物価高を上回る安定的な賃上げの定着に向け、足元の賃上げ状況等を踏まえつつ、本税制を見直す。
(全企業向け措置は令和7年度末で終了。中堅企業向け措置は賃上げ基準見直し。教育訓練費に係る上乗せ措置は廃止。)

改正概要

| | 改正後 | | | | | 改正前 | | | | | |
|------------|-----------------------------|-----------------|------------------|-----------|---|---------------------------|-----------|---------------------|-----------|------------------|-----------|
| 中堅企業 ※1 | 継続雇用者※3 給与等支給額 (前年度比) | 税額 控除率 ※5 | 両立支援 女性活躍 | 税額 控除率 | ← | 継続雇用者 給与等支給額 (前年度比) | 税額 控除率 | 教育 訓練費 (前年度比) | 税額 控除率 | 両立支援 女性活躍 | 税額 控除率 |
| | +4% | 10% | プラチナくるみん | 5% | | +3% | 10% | +10% | 5% | プラチナくるみん | 5% |
| | +5% | 15% | or えるぼし三段階目以上 | 上乗せ | | +4% | 25% | | 上乗せ | or えるぼし三段階目以上 | 上乗せ |
| 中小企業 ※2 | 全雇用者※4 給与等支給額 (前年度比) | 税額 控除率 | 両立支援 女性活躍 | 税額 控除率 | ← | 全雇用者 給与等支給額 (前年度比) | 税額 控除率 | 教育 訓練費 (前年度比) | 税額 控除率 | 両立支援 女性活躍 | 税額 控除率 |
| | +1.5% | 15% | くるみん | 5% | | +1.5% | 15% | +5% | 10% | くるみん | 5% |
| | +2.5% | 30% | or えるぼし二段階目以上 | 上乗せ | | +2.5% | 30% | | 上乗せ | or えるぼし二段階目以上 | 上乗せ |

中小企業は、賃上げを実施した年度に控除しきれなかった金額の5年間の繰越しが可能※6。

- ※1 従業員数2,000人以下の企業（その法人及びその法人との間にその法人による支配関係がある法人の従業員数の合計が1万人を超えるものを除く。）が適用可能。
ただし、資本金10億円以上かつ従業員数1,000人以上の企業は、**マルチステークホルダー方針の公表及びその旨の届出**が必要。
- ※2 中小企業者等（資本金1億円以下の法人、農業協同組合等）又は従業員数1,000人以下の個人事業主が適用可能。
- ※3 継続雇用者とは、適用事業年度及び前事業年度の全月分の給与等の支給を受けた国内雇用者（雇用保険の一般被保険者に限る）。
- ※4 全雇用者とは、雇用保険の一般被保険者に限られない全ての国内雇用者。
- ※5 税額控除額の計算は、全雇用者の前事業年度から適用事業年度の給与等支給増加額に税額控除率を乗じて計算。ただし、控除上限額は法人税額等の20%。
- ※6 繰越税額控除をする事業年度において、全雇用者の給与等支給額が前年度より増加している場合に限り、適用可能。

事業承継税制に係る特例承継計画の期限延長等 (相続税・贈与税)

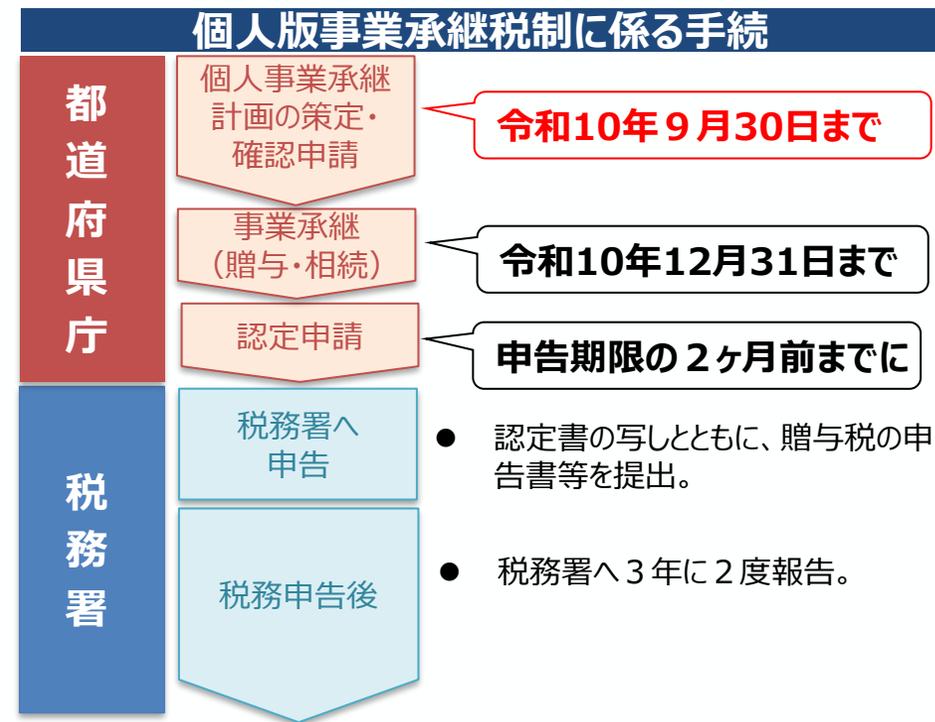
- 事業承継税制の特例措置※は、**事業承継時の贈与税・相続税負担を実質ゼロ**にする時限措置。
(※法人版：平成30年度抜本拡充、個人版：平成31年度新設)
- 物価高やトランプ関税等により経営環境の不確実性が高まる中であっても、事業承継税制の特例措置の適用期限が到来するまでの間、**本税制を最大限活用できるよう、承継計画の確認申請（提出）の期限を延長（法人版では1年6ヶ月間、個人版では2年6ヶ月間）**する。
- また、事業承継による世代交代の停滞や地域経済の成長への影響に係る懸念も踏まえ、**事業承継のあり方については引き続き検討を行う。**

改正概要

※赤字が改正箇所

【適用期限】法人版：令和9年12月末まで、個人版：令和10年12月末まで

【承継計画の提出期限】法人版：令和9年9月末、個人版：令和10年9月末



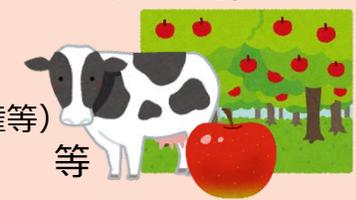
(参考) 事業承継税制の概要

- **法人版事業承継税制**は、一定の要件のもと、非上場株式等に係る**贈与税・相続税の納税を猶予**する制度。平成30年度に**10年間限定の特例措置を創設**し、**猶予対象株式数の上限を撤廃**するとともに、**猶予割合を贈与税・相続税ともに100%**とするなど、**抜本的に拡充**。
- **個人版事業承継税制**は、**10年間限定で、多様な事業用資産の承継に係る相続税・贈与税を100%納税猶予**する措置。

法人版事業承継税制

| | 一般措置 | 特例措置 (時限措置) |
|---------|---------------------|---|
| 猶予対象株式数 | 総株式数の最大2/3まで | 上限なし |
| 適用期限 | なし | 10年以内の贈与・相続等 (令和9年12月31日まで) 令和9年9月末までの計画申請が必要 |
| 猶予割合 | 贈与税 100% 相続税 80% | 贈与税・相続税ともに100% |
| 承継方法 | 複数株主から1名の後継者に承継可能 | 複数株主から最大3名の後継者に承継可能 |
| 雇用確保要件 | 承継後5年間平均8割の雇用維持が必要 | 未達成の場合でも猶予継続可能に |

個人版事業承継税制

| | 特例措置 (時限措置) |
|------|---|
| 対象資産 | 事業を行うために必要な多様な事業用資産 <ul style="list-style-type: none"> ・土地・建物 (土地は400㎡、建物は800㎡まで) ・機械・器具備品 (例：工業機械、パワーショベル、診療機器等) ・車両・運搬具 ・生物(乳牛等、果樹等) ・無形償却資産(特許権等)  |
| 適用期限 | 10年以内の贈与・相続等 (令和10年12月31日まで) 令和10年9月末までの計画申請が必要 |
| 猶予割合 | 贈与税・相続税ともに100% |

中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例措置の拡充・延長等

(所得税・法人税・個人住民税・法人住民税・事業税)

- 中小企業者等の償却資産の管理などの事務負担の軽減を図るために講じられている措置（**30万円未満の減価償却資産を取得した場合、合計300万円までを限度**に取得時に**全額損金算入**を認める措置）について、**単価上限額の引上げ（30万円未満→40万円未満）等を行うとともに、適用期限を延長（3年間）する。**

改正概要

【適用期限：令和10年度末まで】

※赤字が改正箇所

| | 取得価額 | 償却方法 |
|-----------|--------|------------------|
| 中小企業者等のみ※ | 40万円未満 | 全額損金算入 (即時償却) |

← 合計300万円まで

- 従業員数については、中小企業者は400名以下、出資金等が1億円超の組合等（※）は300名以下が対象。
- 適用対象資産から、貸付け（主要な事業として行われるものを除く。）の用に供した資産を除く。

※ 資本金の額または出資金の額が1億円を超える法人、通算法人、保険業法に規定する相互会社、投資法人、特定目的会社

食事支給に係る所得税非課税限度額の見直し (所得税・個人住民税)

拡充

- 一定の要件の下、企業が従業員に支給する食事を給与として課税しない食事支給に係る所得税非課税限度額について、**前回の見直しである1984年から物価上昇が継続していることや従業員の平均的なランチ代等も踏まえ、月額7,500円(税抜)に引き上げる。**

改正概要

現行制度

企業が従業員に支給する食事のうち、
従業員が**食事価額の50%以上**を負担
かつ
企業負担額が**月額3,500円以下**
企業負担額を従業員の所得税計算上非課税

令和8年度税制改正

企業が従業員に支給する食事のうち、
従業員が**食事価額の50%以上**を負担
かつ
企業負担額が**月額7,500円以下**
企業負担額を従業員の所得税計算上非課税

物価上昇や適用実態を踏まえ、非課税限度額を引上げ

【会社負担と従業員負担を折半する場合の適用イメージ】

会社負担 : 3,500円
従業員負担 : 3,500円



会社負担 : **7,500円**
従業員負担 : **7,500円**



所得税非課税の範囲で
支給できる額が増加

再生可能エネルギー発電設備に係る課税標準の特例措置の拡充・延長 (固定資産税)

- 第7次エネルギー基本計画においては、**再生可能エネルギーの主力電源化を徹底し、地域との共生を図りながら最大限の導入を促す方向性が掲げられた。**
- 再エネ発電設備の**固定資産税を3年間にわたり、一定割合軽減**する措置について、**地域と共生した国産再エネの普及拡大**を図るため、太陽光は、シリコン系を対象外とした上で、**国産再エネであるペロブスカイトを拡充**。また、風力は、**洋上風力を拡充し、陸上風力を地域共生案件へ対象を限定**。その上で、全再エネ電源で、**適用期限を令和11年3月31日まで延長する**（適用期間を現行の2年間から**3年間へ長期化**）。

改正概要

【適用期間：令和10年度末までの**3年間**】※改正前の適用期間は2年間

| 対象設備 | 区分 | 課税標準 (※1) |
|-------------------------|-----------|------------------|
| 太陽光 発電設備 | 1,000kW以上 | 3/4 (7/12~11/12) |
| | 1,000kW未満 | 2/3 (1/2~5/6) |
| 風力 発電設備 | 20kW以上 | 2/3 (1/2~5/6) |
| | 20kW未満 | 3/4 (7/12~11/12) |
| 中小水力 発電設備 | 5,000kW以上 | 3/4 (7/12~11/12) |
| | 5,000kW未満 | 1/2 (1/3~2/3) |
| 地熱 発電設備 | 1,000kW以上 | 1/2 (1/3~2/3) |
| | 1,000kW未満 | 2/3 (1/2~5/6) |
| バイオマス 発電設備 2万kW未満 | 1万kW以上 | 2/3 (1/2~5/6) ※2 |
| | 1万kW未満 | 1/2 (1/3~2/3) |



| 区分 | 課税標準 (※1) |
|---|-----------------------|
| ペロブスカイト太陽電池 (GI基金の採択事業者の生産品に限る) | 1/2 (1/3~2/3) |
| 洋上風力 (再エネ海域利用法) | 3/5 (1/2~7/10) |
| 洋上風力 (港湾法) 陸上風力 (温対法・農山漁村再エネ法) | 2/3 (1/2~5/6) |
| 5,000kW以上 | 変更無し |
| 5,000kW未満 | |
| 1,000kW以上 | |
| 1,000kW未満 | |
| 1万kW未満 | |

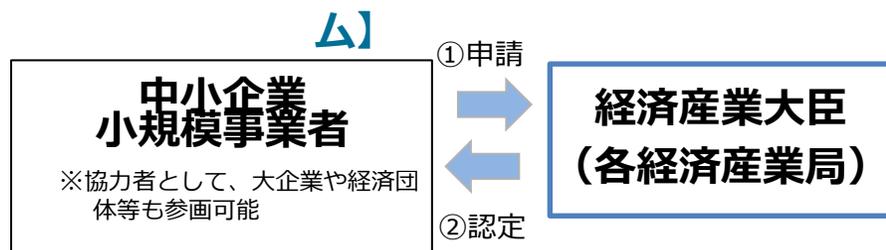
※1 軽減率について、各自治体が一定の幅で独自に軽減率を設定できる「わがまち特例」を適用（上表の括弧書の間で設定）

※2 現行制度では、一般木質バイオマスまたは農産物の収穫に伴って生じるバイオマス区分は6/7。改正後は1万kW以上の区分について特例措置の対象から除く。

事業継続力強化認定制度

- 事業継続力強化計画制度は、中小企業等の自然災害等への対策を促進するため、簡易なBCPとして、中小企業が行う防災・減災の事前対策等を経済産業大臣が認定するもの。
- 認定を受けた事業者は、認定ロゴマークの使用のほか、税制措置や低利融資等の支援策の活用が可能。
- 令和元年に制度創設以来、延べ8万件超の事業継続力強化計画を認定。（令和7年4月末時点）

【計画認定スキーム】



【計画の種類】

■事業継続力強化計画

中小企業・小規模事業者が単独、または、協力者の協力の下で実施する計画

■連携事業継続力強化計画

2者以上の中小企業・小規模事業者が他の中小企業や大企業、経済団体等との連携の下で実施する計画

計画の記載項目

- 発災時の初動対応手順（安否確認、被害の確認・発信手順等）
- ヒト、モノ、カネ、情報を災害から守るための具体的な対策
- 計画の推進体制（経営層のコミットメント）
- 訓練実施、計画の見直し等、取組の実効性を確保する取組

認定を受けた事業者に対する支援

- 認定事業者によるロゴマーク使用
- 防災・減災設備導入に対する税制措置
- 低利融資、信用保証枠拡大等の金融支援
- 補助金採択時の加点措置



中小企業支援事業のうち、 （１）中小企業活性化・事業承継総合支援事業 令和８年度予算（案） 139億円（144億円）

（１）中小企業庁 事業環境部 金融課
（２）中小企業庁 事業環境部 財務課

事業の内容

事業目的

財務上の問題を抱えている中小企業等に対して、収益力改善・事業再生等を支援するとともに、後継者不在の中小企業等に対しては、事業承継・事業引継ぎを支援することで、地域の経済と雇用の基盤を支えることを目的とする。

事業概要

（１）中小企業活性化事業

全国の認定支援機関に設置された中小企業活性化協議会において、常駐専門家が、再生等支援に関する相談を受け、課題解決に向けたアドバイスを実施する。そのうち、財務や事業の抜本的な見直しが必要な企業について、外部専門家を含めた個別支援チームにより金融機関との調整等を行い、再生計画の策定支援等を実施する。また、事業再生が極めて困難であっても、意欲のある経営者等が円滑に再チャレンジできるよう、経営者保証ガイドラインに基づく保証債務整理等を通じて支援する。

（２）事業承継総合支援事業

全国の認定支援機関等に設置された事業承継・引継ぎ支援センターにおいて、後継者不在の中小企業・小規模事業者と事業等の譲受を希望する事業者とのマッチング支援や、プッシュ型の事業承継診断・事業承継計画の策定支援等を実施する。地域の事業承継を促す普及啓発や、M&A支援機関の登録制度といった事業承継・引継ぎ推進に係る基盤整備を実施する。

事業スキーム（対象者、対象行為、補助率等）

（１）、（２）ともに以下の事業スキームにて運用



（※１）産業競争力強化法

（※２）（１）は中小企業活性化協議会

（２）は事業承継・引継ぎ支援センター等

成果目標

（１）中小企業活性化事業

二次破綻率(再生計画策定支援完了後、3年のモニタリング期間中に再度破綻した率)を1.9%（過去3年間の平均）以下に抑制することを目指す。

（２）事業承継総合支援事業

全国の事業承継・引継ぎ支援センターにおいて、3,400件の成約を目指す。

中小企業活性化・事業承継総合支援事業

(1) 中小企業庁 事業環境部 金融課

(2) 中小企業庁 事業環境部 財務課

令和7年度補正予算額 74億円

事業の内容

事業目的

財務上の問題を抱えている中小企業等に対して、収益力改善・事業再生等を支援するとともに、後継者不在の中小企業等に対しては、事業承継・事業引継ぎを支援することで、地域の経済と雇用の基盤を支えることを目的とする。

事業概要

(1) 中小企業活性化事業

全国の認定支援機関に設置された中小企業活性化協議会において、常駐専門家が再生等支援に関する相談を受け、課題解決に向けたアドバイスを実施する。そのうち、財務や事業の抜本的な見直しが必要な企業について、再生計画策定支援等を実施する。また、再生計画等策定後3年間のモニタリングを行うことで、計画の進捗状況や業況の変化等を把握し、必要に応じて次の支援策に繋げる等、協議会の伴走支援機能を強化する。

(2) 事業承継総合支援事業

全国の認定支援機関等に設置された事業承継・引継ぎ支援センターにおいて、後継者不在の中小企業・小規模事業者と事業等の譲受を希望する事業者とのマッチング支援や、プッシュ型の事業承継診断・事業承継計画の策定支援等を実施する。地域の事業承継を促す普及啓発や、中小M&A市場の健全化に係る基盤整備を実施する。

事業スキーム（対象者、対象行為、補助率等）

(1)、(2)ともに以下の事業スキームにて運用



(※1) 産業競争力強化法

(※2) (1) は中小企業活性化協議会
(2) は事業承継・引継ぎ支援センター等

成果目標

(1) 中小企業活性化事業

二次破綻率(再生計画策定支援完了後、3年のモニタリング期間中に再度破綻した率)を1.9% (過去3年間の平均) 以下に抑制することを目指す。

(2) 事業承継総合支援事業

全国の事業承継・引継ぎ支援センターにおいて、3,400件の成約を目指す。

中小企業再生支援事業

中小企業庁
事業環境部金融課

令和8年度予算（案） 1.2億円（2.0億円）

事業目的・概要

事業目的

東日本大震災によって被災し、震災前の既往債務が大きな負担となって新規資金調達が困難となる（いわゆる「二重債務問題」を抱える）中小企業者等に対し、二重債務問題の解決並びに本格的な事業再開及び事業再生を促進することを目的とする。

事業概要

被災県の中小企業再生支援協議会（現：中小企業活性化協議会）の機能を拡充する形で設置した「産業復興相談センター」において、以下の取組を行う。

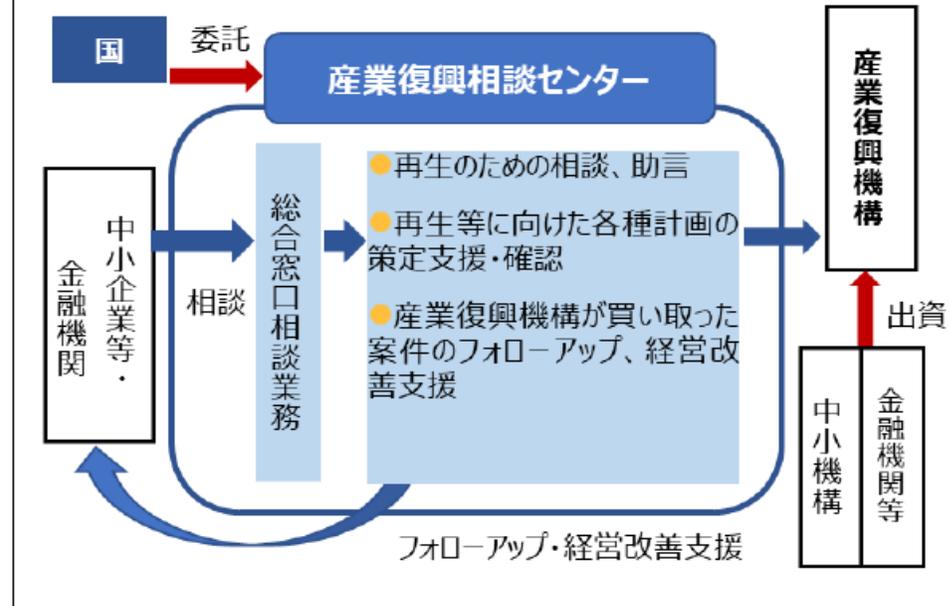
（1）相談受付

被災事業者からの相談を受け、相談者の状況に応じて再生計画の策定支援等を実施する。

（2）経営改善支援

産業復興機構で債権買取を行った先について、最長10年間の支援機関での再生・エグジットに向けて、経営改善のサポートを実施する。

事業スキーム（対象者、対象行為、補助率等）



成果目標・事業期間

産業復興機構で債権買取を行った先について、最長10年間の支援期間での再生・エグジットに向けて、経営改善のサポートを実施する事業であり、令和10年までに産業復興機構で債権買取を行った先のエグジットを目指す。

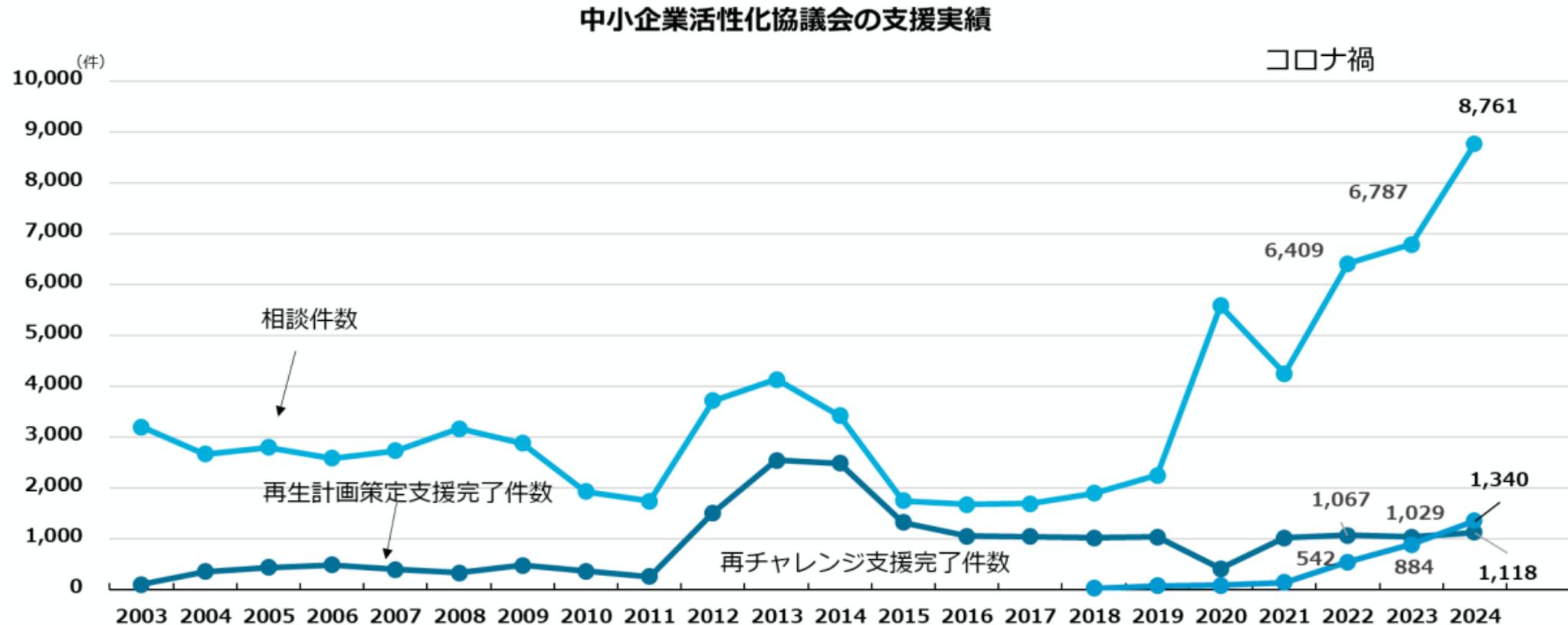
事業再生支援・経営改善支援の全体像

- **中小企業活性化協議会**は、中小企業の「**駆け込み寺**」として**全国47都道府県に設置**し、主に地域金融機関OBや士業等が常駐専門家として構成。
- 中小企業活性化協議会がハブとなり、金融機関、民間専門家、各種支援機関と連携し、収益力の低下やビジネスモデルの毀損に苦しむ中小企業の収益力改善、事業再生、再チャレンジのフェーズを地域全体で支援。

| 相談 対応 | 収益力改善フェーズ | 再生フェーズ | 再チャレンジフェーズ |
|-------------------|--|---|---|
| 中小企業活性化協議会が一元的に対応 | 中小企業活性化協議会の常駐専門家が支援・伴走 | | |
| | <p>収益力改善支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・収益力低下、借入増加の恐れのある中小企業を対象に、1年間から3年間の収益力改善アクションプラン+簡易な収支・資金繰り計画策定を支援。 | <p>プレ再生支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・将来の本格的な再生計画策定を前提とした経営改善を支援。 <p>再生支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・外部専門家とともに、リスケ・DDS・債権放棄などの金融支援（財務面の支援）を含む再生計画の策定を支援。 | <p>再チャレンジ支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業再生が極めて困難な中小企業等やその保証人を対象に、円滑な廃業に向けた助言や弁護士を紹介を行うとともに、経営者保証ガイドラインに基づく保証債務の整理を支援。 |
| | 民間専門家（認定経営革新等支援機関）が支援・伴走 | | |
| | <p>早期経営改善支援（Vアップ）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・金融支援に至る前段階の早期の経営改善（資金繰り計画等の基本的な計画策定）を支援。 <p>※必要に応じて中小企業活性化協議会の常駐専門家が助言</p> | <p>経営改善支援（405事業通常枠）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・リスケ・新規融資等の金融支援を含む経営改善計画を支援。 <p>※必要に応じて中小企業活性化協議会の常駐専門家が助言</p> | <p>再生・廃業支援（405事業中小版GL枠）</p> <p>「中小企業の事業再生等に関するガイドライン」（中小版GL）に基づく私的整理（事業再生又は廃業）を支援。</p> |

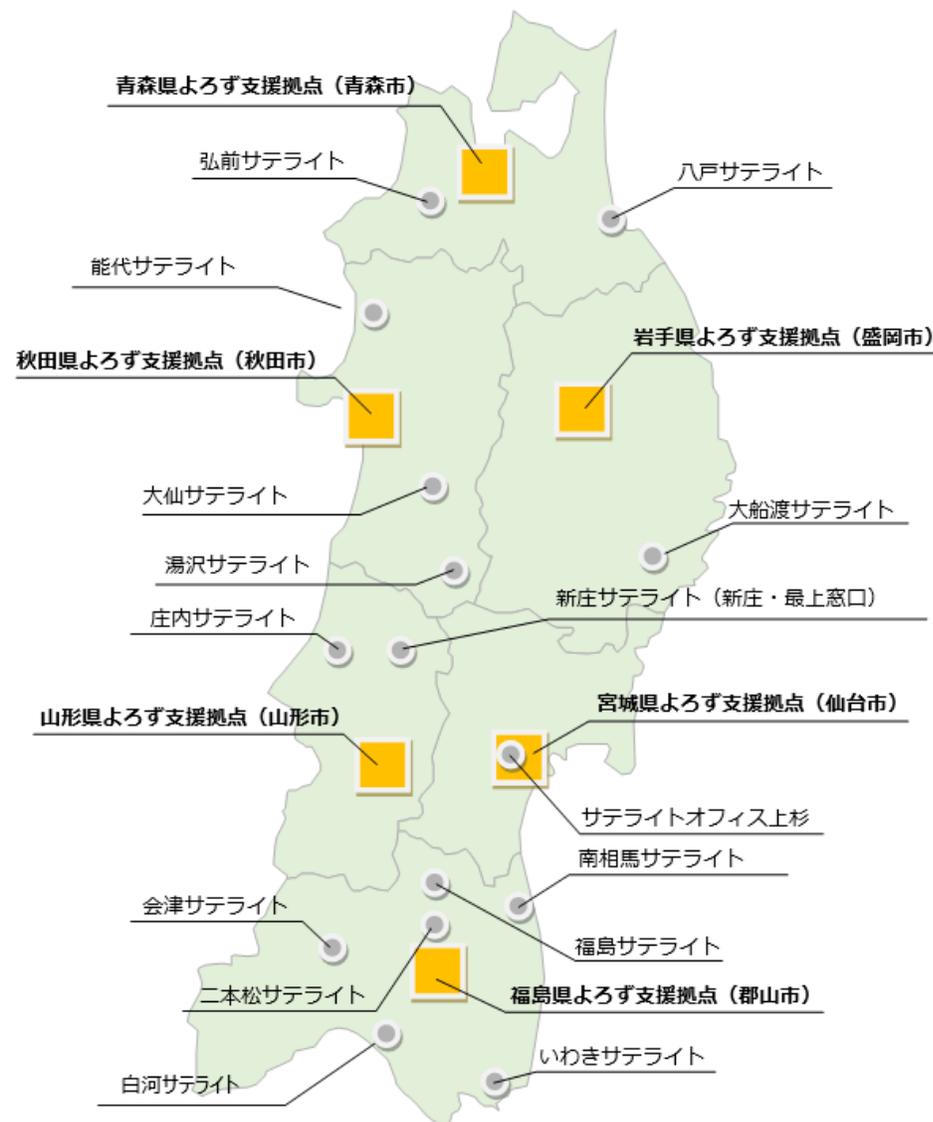
中小企業活性化協議会による支援実績

- 2024年度の中小企業活性化協議会の相談件数は、過去最高を更新し、8,761件となった。
- 再生計画策定件数は前年度比微増し、再チャレンジ支援件数は支援制度開始以降、着実に増加。



■よろず支援拠点とは

- ・国が設置した中小企業・小規模事業者のための「**無料の経営相談所**」。
（平成26年度から全国の都道府県に設置）
- ・経営改善、売上拡大など、各社が抱える悩みに**ワンストップ**で対応。
- ・各分野の専門家が集まり、**専門性の高い経営アドバイス**を実施。実行可能な解決策を提案。



■東北管内よろず支援拠点一覧（令和6年4月現在）

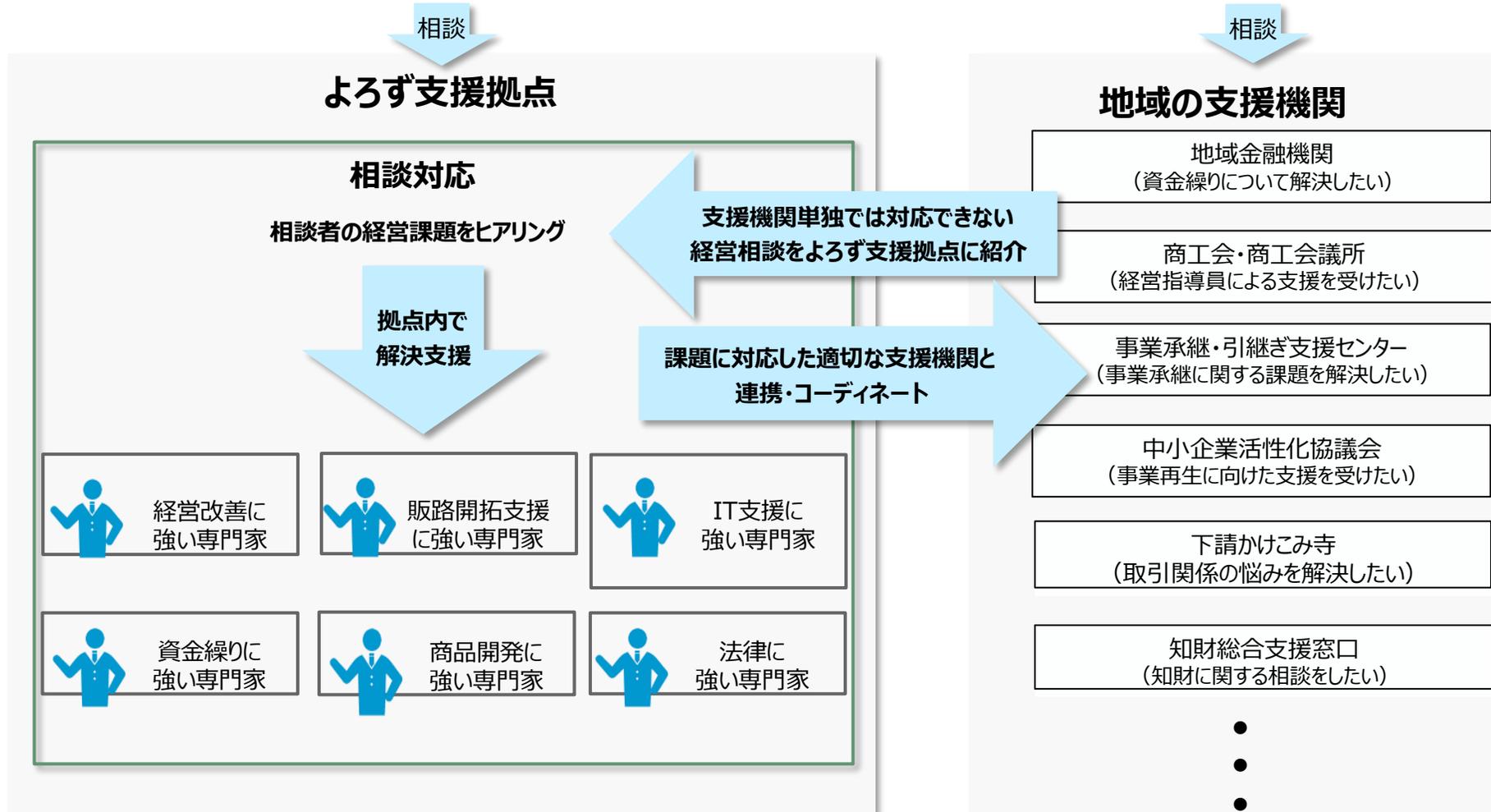
| 拠点名 | チーフコーディネーター | 電話番号 | 設置機関 |
|------------|-------------|--------------|----------------------|
| 青森県よろず支援拠点 | 中村 貴志 | 017-721-3787 | (公財)21あおもり産業総合支援センター |
| 岩手県よろず支援拠点 | 中村 春樹 | 019-631-3826 | (公財)いわて産業振興センター |
| 宮城県よろず支援拠点 | 佐藤 創 | 022-393-8044 | 宮城県商工会連合会 |
| 秋田県よろず支援拠点 | 松浦 忠雄 | 018-860-5605 | (公財)あきた企業活性化センター |
| 山形県よろず支援拠点 | 土門 義浩 | 023-647-0708 | (公財)やまがた産業支援機構 |
| 福島県よろず支援拠点 | 木村 俊朗 | 024-954-4161 | (公財)福島県産業振興センター |



詳細は各拠点HP又はよろず支援拠点全国本部HP (<https://yorozu.smrj.go.jp/base/>) をご覧ください。

(参考) よろず支援拠点におけるワンストップ支援のイメージ

中小企業・小規模事業者等

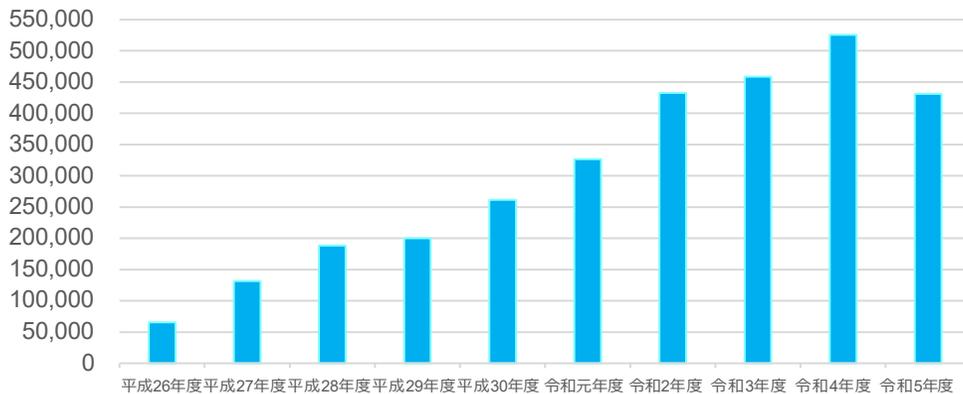


事業者が抱える経営課題の解決に導く

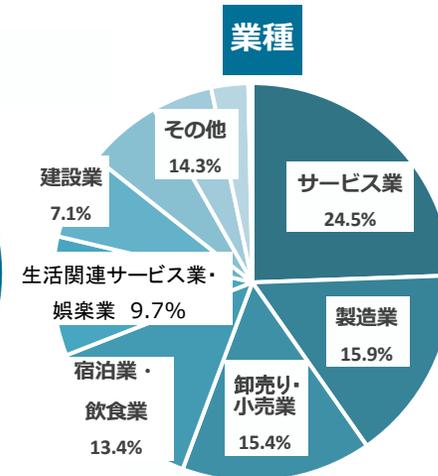
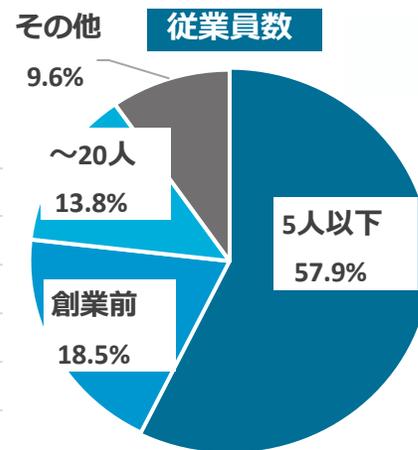
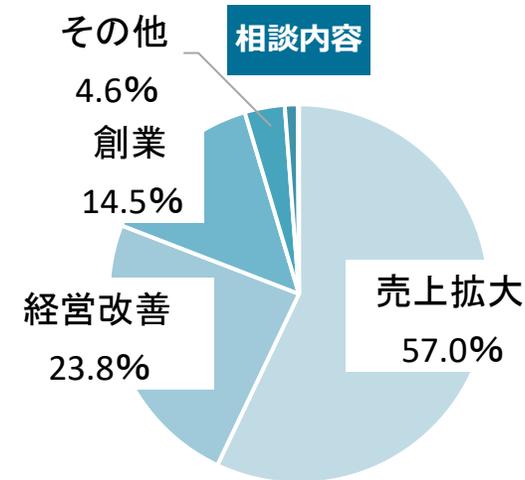
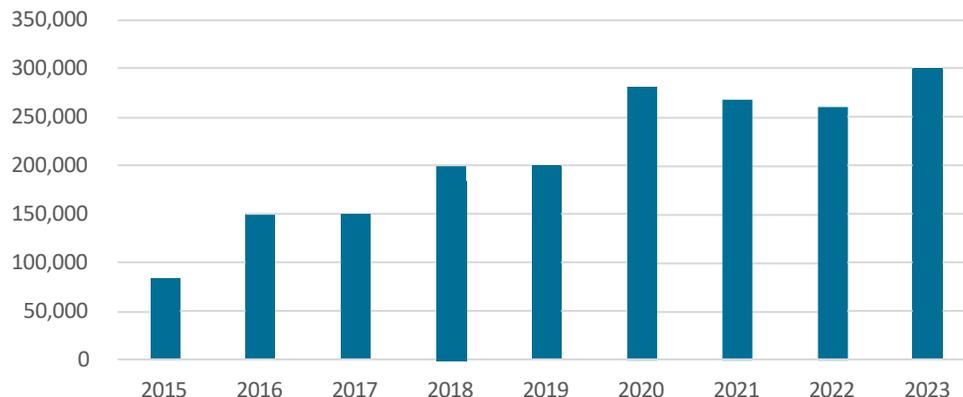
よろず支援拠点の現状

- 平成26年度に事業を開始し、令和7年度で創設から**11年が経過**。知名度の向上により、**年々相談件数は増加**。令和5年度は**40万件強**の相談対応を行った。
- **売上拡大、経営改善、創業、事業承継等の様々な経営課題に対応**。
- **小規模事業者を中心に、様々な業種の事業者からの相談に対応**。

相談対応件数（課題（中）の延べ件数）の推移



(参考) 相談実績件数（相談回数の延べ件数）の推移



※ 相談内容・・・相談対応件数ベース。

※ 従業員数、業種・・・名寄せ後の事業者数ベース。